令和 6 年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

> 令和 6 (2024) 年 6 月 札幌大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・	•	•	•	1
Ⅱ.沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	Ę
Ⅲ.評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		8
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
基準 2.学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		14
基準 3.教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
基準 4.教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	58
基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・				68
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	81
Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				86
基準 A. 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	86
Ⅴ.特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		90
VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	91
Ⅷ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				107
エビデンス集(データ編)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				107
エビデンス隼(資料編)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				107

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 札幌大学の基本理念、使命・目的

学校法人札幌大学は、地元の有力な企業経営者であった岩澤靖氏が、道内経済人からの要請などを踏まえ、大学設置を提案、申請し、昭和42(1967)年2月に設置認可された。初代理事長となった岩澤靖氏は、地元北海道において「地域に貢献する人材」を育成する高等教育機関としての私立文系総合大学を構想し、経済学部(経済学科)と外国語学部(英語学科、ロシア語学科)からなる札幌大学の開学(昭和42(1967)年4月)に結実した。さらに翌年、昭和43(1968)年4月、札幌大学女子短期大学部を設置(令和5(2023)年6月閉学)した。

本学の建学の精神は、「生気あふれる開拓者精神」である。また、教育目標として「生気あふれる人間」「知性豊かな人間」「信頼される人間」の育成を掲げた。本学開設当時は、北海道が開拓の始まりから 100 年を迎えた時期であり、先人たちが苛酷な気候条件と戦いながら、ひるまぬ心とチャレンジ精神をもって開拓を成し遂げた、その逞しい人間像を建学の精神に重ね合わせ、人材育成のための 3 つの要素(生気・知性・信頼)を教育目標に織り込んだものである。

こうした本学設置の趣旨は、「学校法人札幌大学寄附行為」に明確に規定している。第3条において、本法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人間を育成して地域の発展に貢献することを目的とする」としている。

また、大学の基本理念は、「札幌大学学則」の中に「目的」として謳われており、第1条に「札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び建学の精神に基づき、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする」と定めている。

さらに、簡潔・明確な語句表現である建学の精神と教育目標に加えて、簡明な文章表現により、以下の5つの教育方針を掲げ、建学の精神、教育目標と併せホームページで明示している。

- 1. 北海道から世界へはばたく、視野の広い人間を育てます。
- 2. 個性をみがき、夢の実現を目指す人間を育てます。
- 3. 幅広い教養をもち、人生を豊かにできる人間を育てます。
- 4. 地域を愛し、社会貢献の意欲に富んだ人間を育てます。
- 5. 環境に配慮し、未来に責任をもつ人間を育てます。

平成25(2013)年4月には、大きく変化する大学を取り巻く環境に対応するべく、それまでの5学部制を廃止し、13専攻を有する1学群(学部)1学域(学科)「地域共創学群人間社会学域」を開設した。地域共創とは、「地域において他者と共に新しい価値を生み出す」ことである。その理念は大学の人材育成の目的として「札幌大学学則」第9条において明文化している。

札幌大学

「学則」第9条 (学群・学域の教育目標及び人材育成の目的)

- (1)急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって、総合的に対処できる人材を育成すること。
- (2) 地域において他者と共に新たな価値を創造する力、すなわち「地域共創力」を身につけた人材を育成すること。
- (3) 経済学、経営学、法学、外国語学、文化学などに関する専門知識を駆使して、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成すること。

平成 25(2013)年 4 月に開設した 13 専攻からなる「地域共創学群」は、その後数度の専攻再編を経て、令和 6(2024)年 4 月から、1 学群 8 専攻の編制としている。

2. 札幌大学の特色

本学の特色は、「学びの多様性」、「学びの主体性」、「地域連携・社会貢献」という3要素である。これらを実践するため、本学は個性的な教育システム・プログラムを用意し、地域共創をテーマとした主体的な学びの場を提供し、教員・事務職員が学生の学びを支援する体制を整えている。

具体的な特色の1つ目は、学びの多様性を保証する「主専攻・副専攻」、「レイターマッチング」という教育システムである。1学群1学域に置かれた学位の基本単位となる8専攻の中から「主専攻」を選択して学ぶのであるが、「主専攻」は2年次からも選択や変更が可能である。このように、入学後、学群制による幅広い学びを経験し、自分の興味や関心を見極めてから専攻を選択できる制度が「レイターマッチング」であり、学生は、入学後の興味や関心の高まりに応じて多様な学びの形をつくることができる。また、学びの幅を広げ、将来の職業選択等に資するために、「主専攻」に加えて「副専攻」も選択することができる。

さらに、多様化する社会に対応できる知識とスキルを身につけることを目的とし、具体的な自らの将来像をイメージしながら学ぶ新たなプログラムとして「みらい志向プログラム」を、令和 4(2022)年度に開講した。本学の特色である、専攻以外の科目も履修できる学群制のメリットを最大限に生かしたプログラムとなっており、一貫性のあるカリキュラムマップを作成しているため、学生の探求心を刺激し、学びを深めていくための有効な選択肢となり得る。

2 つ目の特色は、学生が主体的に学ぶためのプログラムを複数開講している点にある。 まず、様々なテーマによる実践的な活動の中から、興味・関心に応じて選択・参加できる 「アクティブ・プログラム」を展開している。これは、活動テーマごとに設けられた推奨 科目の学修により、活動に必要な知識の修得と実践体験が相まって、主体的な思考力、行動力、コミュニケーション力などが身につくアクティブ・ラーニング型のプログラムである。 また、「みらい志向プログラム」は、変化が加速する現代社会を力強く生き抜くために、 現在進行形の知識とスキルを身に付けることを目的とし、各専攻での学びとは別に自由な 選択が可能な、全専攻を横断する教育プログラムとして開講している。

こうして、本学の一学群複数専攻制のカリキュラムを背景として、学生が主体的に学ぶ「アクティブ・プログラム」、専攻を横断する「みらい志向プログラム」により、学修の主体性を保証している。

「みらい志向プログラム」では、令和 4(2022)年度より、データを読み解き、戦略的に実社会に活かす「データサイエンス『魁』プログラム」、北海道の新たな「稼ぎ方」を創り出す「ビジネス創生『食・観光』プログラム」、アイヌ文化のスペシャリティを継承し、産業化を志向する人材を育てる「アイヌ文化スペシャリスト養成プログラム『asir (アシリ)』」の 3 つを開設している。令和 6(2024)年度からは新たに「スポーツマネジメントプログラム」と「リスクマネジメントプログラム」の 2 つを開設し、合計 5 つのプログラムから興味・関心に応じた学修が可能となっている。

3 つ目の特色は、大学の専門知識や研究成果の社会への還元と、大学と社会が協働し、 新たな知見を得て地域貢献へ繋げていくようなプログラムの充実にある。

本学の総合研究所には、「札幌大学ロシア文化センター」、「札幌大学アイヌ文化研究センター」、中国の協定校との共同による「札幌大学-広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター」、「札幌大学英語教育研究センター」という4つの付置組織を置き、それぞれの研究成果を国内外に発信するほか、他の教育・研究機関、他国・地域との交流を行っている。そうした活動を通して蓄積された知的財産を講演会やシンポジウムといった形で広く社会へ還元するとともに、文化を継承する者、教育活動を担う者の育成に取り組んでいる。

本学は、全国で初めてアイヌ子弟対象の奨学金制度を設けた実績を持ち、アイヌの歴史 文化に関する本学独自の教育の充実とともに北海道の社会と未来への貢献に関わる先進的 な取り組みを行ってきた。そうした研究活動への評価のひとつとして、本学は国立大学法 人北海道大学より平成25(2013)年から継続して研究事業を受託している。研究課題である 「アイヌ文化伝承に係る実践的研究」においては、アイヌ文化研究者である本学教員及び 伝承者の指導の下に様々な実践を行い、その成果を反映することにより若い世代による文 化継承の可能性を広げている。

北海道は、SDGs の実現にふさわしい環境に恵まれている一方、人口減少・高齢化などの 困難な課題を抱える地域でもあり、地域社会発展に貢献できる人材の輩出を目指し様々な 課題に取り組んでいる。コミュニケーション力やマネジメント能力、ICT リテラシーなど 社会が求める力をつけるための学びとともに、地域、高校、大学との連携や高校における 探求型学習の支援などの取り組みを拡充するなど地域に根ざした人材の育成を積極的に推 進している。

本学はこれまで、むかわ町における内閣府関係人口創出構築モデル事業、美幌町における高・大・地+企業の協働促進事業、夕張市に関する北海道科学大学・北海道文教大学との連携推進に取り組んできている。また、道外の大学との間での特色ある取り組みとして、松本大学・鹿児島国際大学との三大学連携を推進している。さらに、沖縄大学・京都精華大学・立正大学・和光大学・育英館大学・鹿児島国際大学・大東文化大学・桜美林大学の

8大学と「単位互換制度」の協定を結んでいる。

令和 4(2022)年 6 月には、地域や高校、企業との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進する「核」として、「地域連携センター (Regional Cooperation Center:以下、RCC)」を開設した。RCCでは、大学が地域と密接に連携し、地域のニーズや課題に対応した教育・研究・社会貢献活動を展開することが重要と捉え、様々な地域とのパートナーシップを通じ、地域社会の課題解決や地域の活性化に貢献する協働事業の推進や学外団体との関係構築・プログラムの共同立案、地域連携に係る情報収集などを行っている。

また、学生や教員が、企業、自治体、地域、小・中学校・高校、他大学など学外の様々な人との出会いや交流、活動の場を持てるよう開設した「みらい共創スクエア」では、OB・OGが活躍する企業との連携拡大、起業・各種経済団体等との連携の深化を通して、学生が自らの将来像を主体的に描ける取り組みを促進している。

上述した3つの特色に加え、本学では、上記に示した「学びの多様性」、「学びの主体性」、「地域連携・社会貢献」を支えるために、学生一人ひとりへのきめ細やかな支援制度を整えている。修学を中心とした大学生活全般をサポートするため、学生個々に教育職員が配置されるアドバイザー(いわば担任)制度があり、必要に応じて個人面談を実施している。他にも、給付型・貸与型の各種奨学金制度は学生課、資格取得サポートは就職課、留学支援は札幌大学国際交流センター(Sapporo University International Communication Center:SUICC)等によって、学生個々のニーズにあわせた各種支援を実施している。

さらに多様な学力層の学生の自主的な学びのための学修支援体制として、「学修サポートセンター(Sapporo University Learning Assistance Center:SULAC)」を設置し、学生の学修活動を支援している他、学生生活の中で起こる様々な悩みや相談について、専門の資格を有する相談員が対応する「学生総合支援センター(通称 SUPOT:スポット)」を設置し、より充実した学生生活を送れるようサポートしている。

札幌大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年月	内容
昭和 42(1967)年 2 月	学校法人札幌大学開設認可
昭和 42(1967)年 4 月	予収払入れ続入手所設認力 札幌大学開学/経済学部経済学科、外国語学部英語学科、ロシア語学科開設
昭和 43(1968)年 4 月	札幌大学経営学部経営学科設置
*ログロ せび(1800)十 4 万	札幌大学女子短期大学部開学/英文科、国文科設置
昭和 57(1982)年 4 月	札幌大学女子短期大学部文化学科、経営学科経営管理専攻、秘書専攻設置
	札幌大学女子短期大学部英文科、国文科を英文学科、国文学科に名称変更
平成元 (1989)年4月	札幌大学法学部法学科設置
平成 5(1993)年 4 月	札幌大学外国語専攻科(英語専攻)設置
平成 9(1997)年4月	札幌大学文化学部日本語・日本文化学科、比較文化学科設置
.,,,,	札幌大学経営学部産業情報学科設置
	札幌大学大学院法学研究科修士課程設置
平成 10(1998)年 3 月	札幌大学女子短期大学部文化学科廃止
平成 11(1999)年 3 月	札幌大学女子短期大学部国文学科廃止
平成 11(1999)年 4 月	札幌大学大学院経営学研究科修士課程設置
平成 12(2000)年 4 月	札幌大学大学院外国語学研究科修士課程設置
平成 13(2001)年 4 月	札幌大学大学院経済学研究科修士課程設置
	札幌大学大学院文化学研究科修士課程設置
平成 17(2005)年 3 月	札幌大学外国語専攻科(英語専攻)廃止
平成 18(2006)年 4 月	札幌大学法学部自治行政学科設置
	札幌大学経営学部産業情報学科をビジネスコミュニケーション学科に名称変更
	札幌大学女子短期大学部経営学科経営管理専攻、秘書専攻を経営学科に統合
平成 19(2007)年 3 月	札幌大学女子短期大学部経営学科経営管理専攻、秘書専攻廃止
平成 19(2007)年 4 月	札幌大学文化学部日本語・日本文化学科と比較文化学科を文化学科に統合
平成 21(2009)年 4 月	札幌大学経営学部経営学科とビジネスコミュニケーション学科を経営学科に統合
	札幌大学法学部法学科と自治行政学科を法学科に統合
平成 25(2013)年 4 月	札幌大学地域共創学群人間社会学域設置(1 学群 13 専攻、定員 900 人)
	札幌大学女子短期大学部キャリアデザイン学科設置
平成 26(2014)年 3 月	札幌大学女子短期大学部英文学科、経営学科廃止
平成 29(2017)年 3 月	札幌大学外国語学部ロシア語学科廃止
平成 30(2018)年 3 月	札幌大学外国語学部英語学科廃止
平成 31(2019)年 3 月	札幌大学経済学部経済学科廃止
	札幌大学文化学部文化学科廃止
	札幌大学大学院経営学研究科経営学専攻廃止
	札幌大学大学院外国語学研究科英語学専攻廃止
	札幌大学大学院外国語学研究科ロシア語学専攻廃止
	札幌大学大学院経済学研究科地域経済政策専攻廃止

札幌大学

平成 31(2019)年 4 月	札幌大学女子短期大学部こども学科設置
令和 2(2020)年3月	札幌大学法学部法学科廃止
令和 2(2020)年4月	札幌大学大学院文化学研究科を地域・文化学研究科に名称変更
	札幌大学地域共創学群人間社会学域専攻再編(1学群9専攻、定員800人)
令和 3(2021)年3月	札幌大学経営学部経営学科廃止
	札幌大学大学院法学研究科法学専攻廃止
令和 5(2023)年6月	札幌大学女子短期大学部廃止
令和 6(2024)年4月	札幌大学地域共創学群人間社会学域専攻再編(1学群8専攻)

2. 本学の現況 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

- **大学名** 札幌大学
- 所在地 北海道札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3 番 1 号
- 学部構成

学群(学部)•研究科	学域(学科)・専攻
地域共創学群	人間社会学域
	経済学専攻
	経営学専攻
	法学専攻
	英語専攻
	歴史文化専攻
	日本語・日本文化専攻
	スポーツ文化専攻
	リベラルアーツ専攻
地域・文化学研究科	文化学専攻(修士課程)

• 学生数、教員数、事務職員数

学生数〔()内は女子内数〕

大学

学部	学科	入学定員	収容定員			現員		
字部	3 11	, , , , , , , , ,		1年	2年	3年	4年	計 2,890(631)
地域共創学群	人間社会学域	800	3, 200	688 (163)	688 (143)	713 (162)	801 (163)	

大学院

研究科	再份	現員 入学定員 収容定員 現				
79176411	4久	711723	VIII /CJ	1年	2年	計
地域・文化学研究科	文化学専攻	10	20	3(0)	4(2)	7(2)

職員数〔()内は女子内数〕

教員

《学 長》 1人

• • • • • • • • • • • • • • • • • •					
学 系	総数	教 授	准教授	講師	助 教
経済学系	10 (2)	6 (1)	2 (0)	2 (1)	
外国語学系	9 (3)	7 (2)	1 (0)	1 (1)	
経営・会計学系	15 (3)	7 (0)	6 (1)	2 (2)	
法・政治学系	9 (2)	6 (1)	2 (1)	1 (0)	
文化学系	10 (7)	9 (6)	1 (1)		
教養学系	14 (1)	8 (0)	2 (0)	3 (1)	1 (0)
総合教育学系	15 (2)	12 (2)	3 (0)		
計	82 (20)	55 (12)	17 (3)	9 (5)	1 (0)

*設置上必要な教員数:61

事務職員

	総数	事務局長	部長	課長	係長	係員
事務局	2 (0)	1 (0)	1 (0)			
企画部	38 (14)		2 (1)	7 (1)	4 (2)	25 (10)
学務部	25 (9)		2 (1)	2 (0)	4 (2)	17 (6)
総務部	16 (6)		2 (0)	3 (0)	5 (3)	6 (3)
合 計	81 (29)	1 (0)	7 (2)	12 (1)	13 (7)	48 (19)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命•目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応
 - (1) 1-1の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

- (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示

「学校法人札幌大学寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人間を育成して地域の発展に貢献することを目的とする。」と記している。また、「札幌大学学則」においては、「札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法(平成18(2006)年法律第120号)、学校教育法(昭和22(1947)年法律第26号)及び建学の精神に基づき、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。」としている。「札幌大学大学院学則」においては、大学院を「学問の自由を基礎に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、教育研究成果を広く社会に提供することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。」としている。

その上で、「札幌大学学則」において、建学の精神に基づく「目的」に即し、本学の個性・ 特色を簡潔に表現したものとして、「教育目標」及び「人材育成の目的」を、明瞭かつ簡潔 な文章で表現している。

「学則」第9条 学群・学域の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりである。

学群·学域

教育目標及び人材育成の目的

- (1) 急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって、総合的に対処できる人材を育成すること。
- (2) 地域において他者と共に新たな価値を創造する力、すなわち「地域共創力」を身につけた人材を育成すること。
- (3) 経済学、経営学、法学、外国語学、文化学などに関する専門知識を駆使して、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成すること。

このように使命・目的をそれぞれ具体的かつ明確に表現している。なお、これらは、整

合性・一貫性が保たれており、媒体により異なる表現などは無く、趣旨が一貫したものとなっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】学校法人札幌大学寄附行為

【資料 1-1-2】札幌大学学則

【資料 1-1-3】札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」

1-1-④ 変化への対応

平成31(2019)年に札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を策定して 以降、中期計画の進捗について毎年度PDCAの点検・検証を行っている。

令和 5(2023)年度には、社会情勢や本学を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、各種事業の評価・見直しと新たな施策等の検討を年度期中から弾力的かつ機動的に行えるるよう、「新・中期計画 PDCA 会議」を設置し、新・中期計画で掲げる 9 つの行動計画それぞれについて、評価・検証を行った。

<9つの行動計画>

- ①「教育改革・専攻再編」 ②「専攻横断型プログラムの拡充」 ③「地域連携の推進」
- ④「大学間連携の深化」 ⑤「実社会との関わり、就職サポートの強化」
- ⑥「多様な国際交流の推進」 ⑦「課外活動の価値の向上」
- ⑧「満足度向上に向けた総合的な学生支援」 ⑨「キャンパス整備の総仕上げ」

「新・中期計画 PDCA 会議」は、学長、副学長及び、理事長、専務理事、常務理事、事務局長、部長を構成員として、教学・法人双方の観点から評価・検証を行う体制としている。こうした評価・検証の作業を通じ、本学の教育・研究等の各種取り組みが学生や社会が求めるニーズにマッチしているかを確認し、新たな施策や行動計画に反映している。

- (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示

開学から55年を超えた本学は、これまで建学の精神、教育目標、教育方針等を明確に示し、教育目的や人材育成の目的を掲げ、その達成に向け真摯に取り組んできた。平成25(2013)年度に設置した「地域共創学群人間社会学域」(当初は13専攻)は、旧学部学科体制(5学部6学科)を継承したものであり、一学部一学科の教育組織ではあるが、複数の専攻(複数の学位)と複数の教職課程を置く文科系総合大学として発展してきた。近年は、18歳人口の減少や私立大学を取り巻く環境の変化に対応し、入学定員の見直しや専攻の再編などを行い、教育水準の維持・向上に努めている。

平成31(2019)年3月に策定した札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を毎年度検証し、社会情勢や時代を見据えた改訂を行い、新しい施策等に取り組んでいる。

札幌大学

地域に根ざし、地域とともに歩む大学を目指し、今後も社会のニーズやステークホルダーの意向、教職員からの提案などをしっかりと受け止め、長期にわたって選ばれ続ける大学を目指すとともに、使命・目的を果たしていく。

具体的な教育改革のひとつが、令和 4(2022)年度より導入している全専攻横断型の「みらい志向プログラム」である。これは、学生が変化の加速する現代社会を力強く生き抜くために、現在進行形の知識と教養、スキルを身に付けることを狙いとしている。

本学の教育目標及び人材育成の目的に即して、本学の個性や特色をより発揮できる教育 プログラムの創設や専攻再編に鋭意取り組んでいくとともに、使命・目的等についても必 要に応じて見直すことも排除せず、適切に対応していく。

1-1-4 変化への対応

今後も社会情勢や国の施策などを常に注視し、毎年度の施策・事業について、事業の計画段階である年度の期首から推進管理及び点検、評価、見直しを行う「新・中期計画 PDCA 会議」において、柔軟かつ迅速に対応していく。また、本学の教育・研究をはじめとした各種取り組みが学生や社会が求めるニーズにマッチしているかを確認し、新たな行動計画への反映を継続していく。

- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性
- (1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「教育目標」「人材育成の目的」等については、「札幌大学学則」に記載しており、「学則」を変更する際は、学則第68条の規定に基づき、学長の意見を聴いて役員、教職員等が構成員となっている評議員会に諮問した後、同じく役員、教職員等が構成員となっている理事会に答申し、その議を経て関係機関へ届出しており、役員・教職員等が関与・参画している。また、寄附行為を変更する場合も寄附行為第48条の規定に基づき審議を進め、評議員会に諮問した後、理事会に答申し、その議を経て関係機関へ届出しており、教職員が関与・参画している。このほか、大学の中長期構想・中期計画の見直しについても、評議員会・理事会の諮問・審議案件としており、役員・教職員等が関与・参画している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-1】札幌大学学則

【資料 1-2-2】札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」

1-2-② 学内外への周知

本学の使命及び目的は、大学ホームページのほか各種印刷物において周知している。また、中央棟及び1号館、6号館に「建学の精神」「教育目標」を記載した木製パネル【図表1-2-1(木製パネル】】を設置している。中央棟正面壁面には、ラテン語による教育目標を展示(ロゴ化)・装飾し、学生や教職員、来学者が見てその内容が分かり易いよう工夫している。

また、本学のブランドイメージを正確に伝え、かつ、ブランド力を強化することを目的にクレスト【図表 1-2-2 (クレスト)】を作成している。本学のクレストは、「樹」は大樹となって伸びゆく豊かな世界を秘めて「信頼」を現し、「雪」は樹の枝ぶりの配置を重ねて「生気」、「本」は知性の象徴。全体として建学の三精神を組み合わせたものとしている。P、V、Fはラテン語のイニシャルであり、PERSPICVITAS、VITALITAS、FIDELITAS により建学の三精神を現し、1967は創立年号である。

【図表 1-2-1 木製パネル】



【図表 1-2-2 クレスト】



「樹」は大樹となって伸びゆく豊かな世界を秘めて「信頼」をあらわす。 「雪」は樹の枝ぶりの配置を重ねて「生気」。

「本」は「知性」の象徴。

全体として建学の三精神を組み合わせている。

P.V.F. はラテン語のイニシャル、PERSPICVITAS, VITALITAS, FIDELITAS, により建学の三精神。1967 は創立年号。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成31(2019)年に札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を策定した。 その後、コロナ禍の影響や新校舎建設など大学内外の環境変化等を踏まえた改訂を必要に 応じて行った。建学の精神と教育目標を達成するため、「新・中期計画PDCA会議」におい て同構想の検証を適時適切に行っている。また、令和3(2021)年度に学校法人札幌大学ガ バナンス・コードを策定し、自主的な点検を毎年度継続して行っている。

本学が地域社会を形成する方々から支持され、将来にわたり存続していくため、社会情

勢や国の高等教育政策を踏まえ、また、本学が持つアドバンテージを生かした、9 つの行動計画(9頁参照)に取り組んでいる。

1-2-4 三つのポリシーへの反映

教育の目的を具体的に実践するため、令和 5(2023)年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改訂を行い、その一貫性を確保したカリキュラムを策定した。令和 6(2024)年度から運用を開始し、ホームページや履修のてびきに記載するなど、広く周知を行っている。アドミッション・ポリシーについては、令和 7(2025)年度入試に向けて現在 改訂を進めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、「学則」第1条の「札幌大学は、学校法人札幌大学が設置する学校として、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び建学の精神に基づき、生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人材を育成し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。」の使命及び目的を達成するために、「学則」第2条に基づき、学生が所属する組織・教育課程として「地域共創学群人間社会学域」を置き、現在8専攻を有している。また、「学則」第8条に基づき、教員が所属する組織として研究分野ごとに7つの組織から成る「学系」を置いている。

大学の使命及び目的を達成するために設置した教育研究組織は、有為かつ密接に連携した運営をしており、教育研究組織の構成との整合性がとれている。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

今後も、役員・教職員が使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに関わることができるよう、議論の場を設けていく。

1-2-② 学内外への周知

今後も、大学の使命・目的等を、より分かり易く社会に公表するため、表現の工夫など に努めていく。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」については、今後とも「新・中期計画 PDCA 会議」において検証を行い、その結果を適時適切に事業や予算に反映するとともに、大きな環境変化があれば計画の見直しも行うなど教育目標の実現により一層努め、本学としての使命を果たしていく。

1-2-4 三つのポリシーへの反映

大学の目的と3つのポリシーとの関係をより密接にし、適切性と整合性を高めていく。 そのために、教職員が一体となり、目的に到達できるよう議論を継続していく。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、学校教育法施行規則第143条に基づく代議制を採用しており、教員の意見・要望を広く募り、全学的な意見集約の下、業務判断を行っている。これにより事案を整理していく意味での組織体制は整備しているが、今後も様々な教育改革を進めていくうえで、教職員から多様な意見を聴取していくことは極めて重要であることから、学長は、個々人はもとより、「教育研究協議会」(教授会)や教育研究に関する各種委員会、事務局など組織とも相互に連携を密にし、さらなる教育研究の充実に取り組んでいく。

[基準1の自己評価]

本学は、昭和 42(1967)年の開学以来、建学の精神、教育目標を堅持し、時代の変化と要請に対応すべく、教育目的や人材育成の目的を掲げ、それらを各種媒体やホームページ等により広く社会に公表している。

平成31(2019)年に札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を策定して 以降、私立大学を取り巻く環境の変化やPDCAによる毎年度の点検・評価などを踏まえ、新 たな施策等の導入も図っている。また、学生に対しては、変化が加速する現代社会を力強 く生き抜くために必要な現在進行形の知識と教養、スキルを身に付けてもらうことを目的 として、令和4(2022)年度より全専攻横断型の「みらい志向プログラム」を開講するなど、 常に社会経済の動向に対応できる教育の推進に努めている。

本学の教育研究組織は、学校教育法施行規則第143条に基づく代議制の「教育研究協議会」及び各学系単位で設置している「学系会議」により業務を行っており、多様な意見を大学運営に反映することが可能となっている。教職員の理解と協力のもとで「使命・目的」及び「教育目的」の達成に取り組む体制を確立している。

以上のことから、本学は「基準1」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)は、学則第9条を基にディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を踏まえ、学力の3要素として挙げられている「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性」を、入試制度毎に、どのように評価するかを明文化し、ホームページ、入学者選抜要項において公表している。

なお、令和7(2025)年度入試に向けて、アドミッション・ポリシーの改訂を進めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-1】アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-2】2024 入学者選抜要項

【資料 2-1-3】札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正に行っている。また、学力の3要素を多角的に評価ができるような入学者選抜を実施している。

本学の入学者選抜制度には高等学校、中等教育学校等における学習を評価し、基礎学力を持つ生徒を受け入れる「一般選抜」、本学の指定した基準を満たし、学校長が推薦する生徒を対象とした「学校推薦型選抜」、取得資格、課外活動等における成果、地域貢献活動等への参加等、自らの課題に向けて積極的に行動したことを評価する「総合型選抜」、社会人や海外帰国生徒を対象とした「特別選抜」を設けている。

「一般選抜」には本学独自の「一般選抜」と大学入学共通テストを利用した「大学入学 共通テスト利用選抜」があり、基礎学力に加え、得意教科を持つ生徒を受け入れている。 また、特待生として相応しい学力を備えた生徒を受け入れるため特待生入試制度(英語重 視、探求重視)も設けている。

「学校推薦型選抜」における「指定校」では、全体評定 4.3 以上を対象とした学業特待 生制度を設けている。同じく「学校推薦型選抜」における「課外活動」は、高校時のスポーツ活動歴を考慮し、目標に向かって努力する生徒を受け入れている。

「総合型選抜」では、令和7(2025)年度入試から小論文にかえて口頭試問を実施予定で

あり、書類審査・個人面接による総合評価を行う予定である。「総合型選抜」における「自己推薦入試(資格)」は、高等学校長会が推奨する資格を中心に具体的な資格を「入学者選抜要項」にて公表している。

入試の実施に関しては、学長を本部長とする「入学試験本部」を組織し、合否判定は、 教育研究協議会(教授会)の審議を経て学長が決定した各入学制度の合否判定基準に基づ き厳正に行っている。

本学では、従前より大学自ら入試問題作成をしている。入試問題作成にあたっては、「入 試問題作成責任者会議」を設け、全体責任者(入試担当副学長)を中心に、科目責任者、 さらに科目責任者の下に作成メンバーを配置している。

入試問題の作成は、科目責任者を中心に原案を作成し、細心の注意を払いながら、複数 回にわたり校正作業を行っている(入試問題完成後1回程度校正、入学試験直前1回程度 校正、入学試験直後1回程度(合格発表前)校正)。

また、出題ミス防止の対策として、入試問題作成に関与しない点検メンバーを配置し、科目間の問題重複や問題と解答用紙の整合性などをきめ細かく点検している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-4】札幌大学ホームページ(入学者数、定員、在学者数、収容定員充足率)

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

18 歳人口の減少傾向に鑑み入学定員を 900 人から 800 人に減じた令和 2(2020)年度以降、入学定員充足率は 85%以上で推移している。また、収容定員充足率についても入学定員を減じた以降は常に 80%を超え、令和 5(2023)年度は 90%を超えている。【図表 2-1-③-1 入学定員充足率(大学)】【図表 2-1-③-2 入学定員充足率(大学院)】

学生募集に関する取り組みについては、予測不可能な時代にあって、社会の課題の多様化・複雑化が進み、単独あるいは少数の専門分野の知による課題解決がますます困難になっていることを踏まえ、従来の学部等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理融合的なカリキュラム、主専攻・副専攻制の活用など学生の学修の幅を広げる学びの仕組みの整備により強化している。これらの教育体制を積極的な高校訪問や高校生に向けたオープンキャンパス、進学相談会等で分かりやすく説明している。

【図表 2-1-3-1 入学定員充足率(大学)】

学群	年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
	令和2(2020)年度		816	102.0%
	令和3(2021)年度		788	98.5%
地域共創学群	令和4(2022)年度	800	796	99.5%
	令和5(2023)年度		710	88.8%
	令和6(2024)年度		686	85.8%

【図表 2-1-3-2 入学定員充足率 (大学院)】

研究科	年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
	令和2(2020)年度		2	20.0%
 地域・文化学	令和3(2021)年度		1	10.0%
研究科	令和4(2022)年度	10	1	10.0%
新光科 	令和5(2023)年度		4	40.0%
	令和6(2024)年度		3	30.0%

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-5】札幌大学、札幌大学大学院における入学者数、収容定員の推移

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のこれまでのアドミッション・ポリシーを踏襲しつつ、令和 4(2022)年度高等学校 入学者から実施された学習指導要領に対応すべく、現在、令和 7(2025)年度入試に向けた アドミッション・ポリシーの改訂に取り組んでおり、ホームページ、入学案内、入学者選 抜要項等の告知に加えて、オープンキャンパス (年間 5~6 回開催)での告知、高校訪問等での説明を行っていく。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

令和 6(2024)年度のアセスメント・プラン制定に併せて、アドミッション・ポリシーを構成する3つのレベル(全学レベル、学位レベル、科目レベル)において点検・評価をしていく。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員、収容定員とも 100%を目指し広報・渉外の施策を実施していく。本学の「多様な学び」をいかに分かりやすく伝えていくかがポイントとなることから、学生の希望や興味・関心に応じて専攻以外の専門科目も履修できる専攻横断型の「みらい志向プログラム」をはじめ「オリジナルな学び」ができるという本学独自の仕組みを積極的に訴求していく。

また、オープンキャンパスや進学相談会等、直接高校生と接触できる機会の効果的な実施に向け、ホームページや入学案内等を使用した広報活動や高校訪問等の渉外活動を行っていく。入学者選抜については、「一般選抜」が減少傾向にあるなか、本学の強みである「課外活動」を含めた「学校推薦型選抜」の強化に努めていく。

なお、「学校推薦型選抜」及び「総合型選抜」における選抜方法としての小論文試験を改め、「入学者に求める力」のうち「日本語で正確に『読む』、『書く』、『話す』ことができる」、「他者の考えを理解し、自分の考えを伝えることができる」という能力をより的確に測るため、令和7(2025)年度入試からは小論文にかえて口頭試問による選抜を行うこととした。社会人入試に関しては、リスキリング等の需要に応えるため、本学として可能な施策の

検討を進めていく。

留学生の受け入れについては、北海道内外の日本語学校への積極的な募集活動を行って おり、今後も継続、拡大させていく。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援は、教員によるアドバイザー制と事務職員による学生サポート体制により行っている。教員によるアドバイザー制は、学生一人ひとりに担当の教員をアドバイザー教員として割り当て、より充実した学生生活を過ごしてもらうために学生をサポートする制度である。1年次は「入門演習」及び「基礎演習」の担当教員が、2年次以降はゼミナール教員がアドバイザー教員となる。学生生活や学修指導のほか、定期的な個人面談により、学生の履修状況や成績、学修態度等を把握し、学修支援にあたっている。

学修支援を担当する基幹委員会は教務委員会であり、ここでは教育や学位、FD等に関する方針や計画、実施体制の検討を行っている。教務委員会は「札幌大学委員会に関する規程」に基づき、学長が指名する副学長、各学系が選任する教員、学長が必要と認める教職員で構成している。令和6(2024)年度は副学長1人が委員長となり、7学系からそれぞれ選出された教員と教務課長1人、計8人が委員となっている。

事務職員による学生サポート体制は、学生からの学修相談や生活全般の相談に応じるほか、学業成績に基づき学期開始時に履修相談を実施している。直前の学期の学業成績が一定の基準を下回った学生を対象に、個別に修学や履修についてサポートしている。

本学の喫緊の課題である除籍退学率の改善を目的として、令和 5(2023)年 5 月に教員及び事務職員で構成するワーキンググループを設置し、その対策について検討を行い、同年秋学期授業の 5 週目終了時点の出席率が一定の基準を満たさなかった学生に対し、アドバイザー教員による修学面談を実施した。面談を実施した学生の約 56.4%はその後の出席率が改善しており、一定の成果が見られた。出席率の改善は単位修得率の向上に繋がるものであり、次年度以降も教員と事務職員が出席率等の学生情報を適宜共有する。

教員と事務職員は、学生の情報を共有するツールとして「総合学生支援システム アイトス (以下、アイトス)」を活用している。アイトスには、学生生活を送るうえで必要な情報 (時間割、授業の課題、出席状況、修得単位数等)を集約している。

また、早期に入学が決定した者への学修意欲・就学意欲の向上や三大不安(勉強、友人、経済面の不安)の軽減を図り、将来への展望を描かせることなどを目的として、初年次教育への円滑な接続につなげるため、令和 6(2024)年 3 月に初めての取り組みとして入学前の「集合型セミナー」を開催した。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-2-1】札幌大学委員会に関する規程
- 【資料 2-2-2】札幌大学教務委員会に関する学務要領
- 【資料 2-2-3】令和6年度第2回教務委員会議事録
- 【資料 2-2-4】令和 5 年度第 3 回教育研究協議会議事録
- 【資料 2-2-5】令和 5 年度第 14 回教育研究協議会議事録
- 【資料 2-2-6】履修のてびき
- 【資料 2-2-7】令和 5 年度第 10 回教務委員会議事録
- 【資料 2-2-8】令和 5年度第 6回教務委員会議事録
- 【資料 2-2-9】総合学生支援システム『アイトス』マニュアル
- 【資料 2-2-10】令和5年5月15日付報告書「教職員教職協働研修会について」
- 【資料 2-2-11】令和 5 年度第 27 回教育研究協議会議事録

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

今年度、本学学生2人をSA(Student Assistant)及びTA(Teaching Assistant)に採用し、基盤教育科目「日本語リテラシー」の授業運営サポートとして資料準備等の補助業務を担当することにより、教員の教育活動を支援している。

オフィスアワーは、学生支援の一環で全専任教員が実施している。各教員のオフィスア ワーは、アイトスで公開するとともに、各授業科目のシラバスにも明記している。また、 非常勤講師も授業の前後などに、オフィスアワーを実施している。

障がいのある学生へは、これまでケースに応じて教員が個別に教育的配慮を行ってきたが、令和3(2021)年5月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」により、私立大学等においても合理的配慮が法的義務化されたことを踏まえ、令和6(2024)年1月に「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」を制定し、障害のある学生からの要望の窓口を設けるとともに、対応を検討する組織を設置した。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-2-12】 令和 6 年 4 月 23 日付稟議書「令和 6 年度基盤教育科目「日本語リテラシー」に係る SA 及び TA について」
- 【資料 2-2-13】学校法人札幌大学ティーチング・アシスタント規程
- 【資料 2-2-14】学校法人札幌大学スチューデント・アシスタント規程
- 【資料 2-2-15】総合学生支援システム『アイトス』マニュアル
- 【資料 2-2-16】シラバス講義要綱
- 【資料 2-2-17】令和 5 年 11 月 24 日付稟議書「令和 6 年度シラバス作成依頼について」
- 【資料 2-2-18】令和 5 年度第 19 回教育研究協議会議事録
- 【資料 2-2-19】札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

除籍退学率の改善が課題であり、低単位修得者は離籍に繋がる傾向があるため、教職員が出席率などの情報を共有し、学修支援にあたっている。また、出席率の低い学生への支援を目的とした修学面談を令和 5(2023)年度から新たに実施した。一定の成果が見られたため、令和6(2024)年度以降も面談を継続していく。

低学力者や低単位修得者などに対する学修支援を目的に、学修サポートセンター (Sapporo University Learning Assistance Center: SULAC 以下、「SULAC」)を設置している。近年では、就職意識の高い学生が就職試験のために活用するケースも増えており、「SULAC」では基礎的な学力の定着が図られるような対応から公務員試験や民間企業就職対策に至るまでの幅広い範囲を対象に、個別指導によるきめ細かな学修支援を行っている。今後は、支援が特に必要な学生(低学力・低意欲)の利用拡大促進を目指し、学生への働きかけや入門演習担当教員との連携を深めていくとともに、現在行っている個別指導型対応に加え、複数の学生に対する一斉指導型対応の実施を行うことで、利用学生の目的に合わせた内容の充実を図っていく。

また、令和 5(2023)年度より実施した初年次教育への円滑な接続を目的とした入学前「集合型セミナー」は、今後も継続して開催する。

令和 5(2023)年度から、出席率が一定の基準を下回った学生との面談を実施した。面談を実施した学生の約 56.4%はその後の出席率が改善され、一定の成果が見られた。出席率の改善は単位修得率の向上に繋がるため、今後も継続的に実施する。教員と事務職員が出席率等の学生情報を適宜共有し、引き続き連携して学生支援にあたる。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動の支援のために、今後も継続して SA の採用を行い、授業運営のサポートをしていく。

全教員によるオフィスアワー実施及びアイトスでの公開、シラバスへの明記を継続して、 学修環境の充実を継続する。

合理的配慮対象学生については、令和 6(2024)年 1 月に制定した「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」に基づき、適切な対応がとれるよう学内での連携を強化し運用していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

平成31(2019)年に策定した札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」において、次世代の担い手を育成するための「3つの札大像」の一つに、「社会人力を徹底し

札幌大学

て身につけるシステムを完備する札大」を掲げ、学生個々の学修状況や希望する進路に着 目し、目指すべきキャリアを支援するため初年次から取り組むキャリア形成プログラムを 設けている。

「社会人力を徹底して身につけるシステムを完備する札大」をより具現化して、学生が自ら考え、積極的にコミュニケーションを行い、自ら進むべき道を見出していくなど、複雑化、多様化する社会を生き抜いていく力の修得を目的に、実効性の高い教育システム「4年一貫のキャリア形成総合システム」の確立を掲げ、ニューノーマル時代の実践キャリア教育の取り組みとして、就職支援体制の強化(1年次の就職に対する動機付けや本格化する就職活動への対応)に取り組むほか、アントレプレナーシップ講座(S-wing フォーラム)などを展開し、卒業後、社会人になった学生が自律した生き方や働き方ができるよう、職業観や就労意識の醸成に取り組んだ。

コロナ禍の影響など、社会が大きく変革を遂げるなか、若者の職業観や就労意識の多様 化が進んでおり、学生が自らの将来像を主体的に描き、自分らしい進路決定が行えるよう、 これまでの就職支援の枠組みにとらわれず、多くの卒業生や連携する企業、自治体等との つながりを活かし、以下のとおり、学生と学外を繋ぐ取り組みを強化した。

- ○みらい共創スクエアの活用を通じた OB・OG が活躍する企業等との連携拡大
- ○企業・各種経済団体等との連携の深化
- ○企業や地域と連携した新しい職業観を踏まえたキャリア教育、インターンシップ推進
- ○企業と連携した学び直し(リカレント教育、リスキリング教育)とスキルアップ体制 の構築
- ○ゼミナール活動を通じた社会との関わり、就業意識の醸成

これらの取り組みは、就職委員会において把握を行うとともに、教職員間の情報共有を図る体制を整えている。

また、地域・企業との連携協働により新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進する場として、令和 4(2022)年度に「みらい共創スクエア」を開設した。インターシップやフィールドワークなど、下級年次から就職に関するプログラムに参加できる環境を整え、学生が気軽に様々な大人たちと関わる機会を創出している。

キャリア支援に関する具体的な取り組みは以下の通りである。

○キャリア科目

年次 期別		科目名	履修者				
十八	平次 別別	件 日 石	2021年	2022 年	2023 年		
1年	春学期	キャリアデザインI	774	774	684		
1 +	秋学期	キャリアデザインⅡ	764	745	673		
2年	春学期	キャリアデザインⅢ	30	40	104		
2 +	秋学期	キャリアデザインIV	27	30	104		
3 年	春学期	キャリアデザインV	255	102	137		
3 +	秋学期	キャリアデザインVI	272	89	113		
4年	春学期	キャリアデザインVⅡ	_	49	21		
4 4	秋学期	キャリアデザインVII	_	40	28		

○学生サポート

- ・キャリア意識の醸成の支援
 - 就職ガイダンス・オリエンテーションの実施 学生が企業と気軽に交流できる「企業交流スペース」の開設 北海道地域インターンシップ推進協議会プログラムへの学生派遣 インターンシップ体験報告会
- ・労働市場の情報提供学内企業単独説明会、学内合同企業説明会の開催業界研究や企業研究のアドバイス
- ・就職活動スキル向上の支援 就職講座の開講 面接練習 履歴書・エントリーシートの添削
- ○資格講座 公務員試験対策
- ・資格取得講座を開講 【図表 2-3-1 令和 5(2023)年度資格取得講座一覧】
- 公務員受験対策学内講座を開講

○教員組織

就職委員会では、学系代表の就職委員7人に就職課長1人が加わり、就職委員長の下、 定期的に対面又はオンラインで委員会を開催し、方策や取り組みの審議、結果報告の共 有等を行っている。特に3~4年次生の就職活動状況、進路決定状況の把握には、年に3 回ゼミナール毎にとりまとめた報告を集約している。こうした取り組みにより、教員に よる学生指導と学務部就職課による学生支援の協働体制を構築している。

【図表 2-3-1 令和 5(2023)年度資格取得講座一覧】

種別	開講講座名	受講者	合格者	備考
民間資格	Word対策講座	_	_	令和5年度の開講なし
	Excel対策講座	24	22	
	医療事務講座	5	4	
	調剤薬局事務講座	_	-	令和5年度の開講なし
	法学検定ベーシック講座	13	6	
公的資格	簿記3級講座	7	0	
国家資格	ファイナンシャル・プランニング技能検定3級講座	10	1	一部合格者3
	旅行業務取扱管理者講座(国内、総合)	国内6	国内2	
	宅地建物取引士講座	13	1	
	ITパスポート講座	8	1	

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-3-1】令和 5(2023)年度就職講座参加人数一覧

【資料 2-3-2】令和5年7月3日付報告書「令和5年6月開催「学内企業説明会」について」

【資料 2-3-3】2023 資格取得講座委託契約書(13 講座分)

【資料 2-3-4】札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」

【資料 2-3-5】就職支援体制

【資料 2-3-6】令和 5 年 6 月 14 日付稟議書「教員発案型授業 B の運営について」(S-wing フォーラム)

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学学生の自立した社会人・職業人に向けた成長を支援するための指導体制、支援体制は整備されている。また、企画部地域連携課と学務部教務課が共同で取り組んでいる道内地方自治体でのインターンシップ等への参加促進は、就職への意識付けに効果を発揮していることから、今後も支援を継続していく。大学全体として教職員と学生との友好的な関係を構築しており、今後も学生が気軽に相談できるような環境づくりに努め、自主的な点検を行い、その結果を反映しながら支援体制を強化することで、地域に貢献できる人材育成に努めていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学内外の学生生活の支援等の学生サービス、厚生補導については、主に学務部学生課が

札幌大学

担当している。学務部では、カウンターに仕切りを設けず、テーブル席を多数設けることにより、学生からの問い合わせ、相談がしやすい雰囲気を創りだしている。

学生課は7人の職員と臨時職員4人で構成しており、奨学金に関する相談・申込、自動車通学の申込、学生教育研究傷害保険の申込・請求等の他、学生生活における事故やトラブル等、あらゆる相談に対応している。

○奨学金制度

学生生活を経済面から支える奨学金制度として、本学独自の奨学金、日本学生支援機構奨学金、札幌市をはじめとする行政による奨学金、民間企業の奨学金等がある。本学独自の奨学金制度は、成績優秀特別奨学金、生活支援奨学金、ウレシパ奨学金及び緊急生活支援奨学金を設けている。

名 称	対 象	金額	
生活支援奨学金(学業成績)【給付】	・経済的に修学が困難 ・学業成績の基準を満たしている者	最大で学期毎の授業料の半額(192,500円)	
生活支援奨学金(課外活動)【給付】	経済的に修学が困難人物及び課外活動における資質が優れている者	・学期毎の授業料の全額(385,000円)・学期毎の授業料の半額(192,500円)・学期毎の授業料の1/4相当額(100,000円)・1年次の授業料から入学金相当額(200,000円)上記のうち、いすれか	
生活支援奨学金(学業・入学)【給付】	・自己推薦選抜(専門学科(職業)・奨学生)合格者 ・経済的支援選考総合点の基準を満たしている者	・学期毎の授業料の全額(385,000円)・学期毎の授業料の半額(192,500円)・1年次の授業料から入学金相当額(200,000円) 上記のうち、いすれか	
緊急生活支援奨学金【貸与】	・日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金の 採用対象にならない家計急変者	当該学期の学費等納付金相当額以内	
成績優秀特別奨学金【給付】	特に成績が優秀なもの直前の学期14単位以上の修得者かつGPA上位5名	最大で学期毎の授業料の半額(192,500円)	
ウレシパ奨学金【給付】	・所定の要件を満たすアイヌ子弟であること・ウレシパ・プロジェクトに主体的に参加していること	授業料(初年度は入学金含む)相当額	

日本学生支援機構の奨学金は、学生の約50.0%が受給しており、学生生活を送るにあたって大きな支えとなっている。これらの奨学金説明会は4月上旬のガイダンス・オリエンテーション期間に実施している。新入生は、日本学生支援機構奨学金の新規採用者、予約採用者別に実施し、在学生は、新規採用者向けの説明会を大学独自の奨学金の説明会と併せて実施している。

○高等教育の修学支援制度

「高等教育の修学支援制度」が実施された令和 2(2020)年度から現在に至るまで、本学は当該制度の対象機関に認可されるための機関要件基準を毎年度満たしている。日本学生支援機構予約採用の採用候補者(給付型奨学金)となっている本学入学予定者は、入学手続時に納める通常納付額から、採用候補になっている支援区分に応じた減免額分を授業料から差し引いた金額で入学手続を行うことができる。ただし、入学金については一旦納入し、入学後に減免額分を還付する制度としている。

○課外活動

本学では、学生自治会、学生自治会傘下の団体である外局、体育連合会、文化連合会が課外活動を活発に行っている。学生課では、これらに所属する団体へ支援を行うため、各団体の情報を取り纏め、全国大会遠征費の補助、対外試合に関する申請・受付、体育施設の貸し出し、遠征用大型・中型バスの手配、指導者懇談会の開催、指導者のスポーツ保険に関する業務を行っている。遠征費の補助は、予選となる北海道大会の順位、大会開催地によって金額を決めている。

また、保護者を中心として組織する札幌大学後援会においても、全国大会、東日本大会への遠征補助を行っている。

○学生自治会

学生からの学生生活に関する要望は、学生自治会執行部から学生課へ伝えられ、学生 と教職員間での情報交換や情報共有を頻繁に行っている。

○ボランティア活動

本学では、学生のボランティア活動について、学内に留まらず広く地域社会の人々と関わり協働するなかで、課題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うことができるものと捉え、これを推奨している。具体的な活動としては地元商工振興会、町内会連合会と協力して地域の清掃や植樹作業、交通安全啓蒙活動などを行ったり、大学祭や「西岡まちの灯り」におけるアイスキャンドルづくりといった地域のこどもから高齢者までが楽しめるイベントを開催したりしており、それらの活動には教職員も関わり、様々なサポートをしている。

○学生総合支援センター「SUPOT (スポット)」

学生に対する心的支援、生活相談、合理的配慮、健康相談等への対応については、事務局の各部署において専門の職員が対応している。心的支援、生活相談等は学生総合支援センター「SUPOT」(以下、「SUPOT」)が担当している。合理的配慮に関わる相談や検討は「SUPOT」を窓口として「アクセシビリティ支援委員会」が担当している。学生の健康面は医務室が担当し、看護師や専門的知見を持つ職員が健康診断や健康相談を行うとともに、毎週木曜日は健康相談日として学校医が対応している。これらの相談により支援内容が心的支援・生活指導である場合には、「SUPOT」との連携を図っている。

「SUPOT」では、新入生を対象に学生精神健康調査 UPI (University Personality Inventory) を実施し、支援が必要と判断した場合には来室を呼び掛けている。来室した学生には面接を行い、「面接の終結」「継続面接」「週に1度来室している精神科医との連携の必要性」のいずれかを判断する。精神科医は相談学生に対し、医療介入の必要性の有無を判断し専門医療機関との連携を行っている。

また、病気や怪我をした場合の保険対応として、学生教育研究災害傷害保険と医療互助会制度を設けている。学生教育研究災害傷害保険は全学生を対象に大学負担による加入をしており、万が一に備えたサポートの充実を図っている。医療互助会制度は、任意加入制度であり、月額・年額の規定はあるが、医療機関での自己負担額が軽減される仕

組みとなっている。

○札幌大学国際交流センター「SUICC (スイック)」

札幌大学国際交流センター(Sapporo University International Communication Center)「SUICC(スイック)」では、留学生支援に関する在留資格の取り次ぎをはじめ、学生支援(履修相談・奨学金相談)、生活支援(住居相談・生活情報の提供・緊急時対応)を行っている。経済的支援(授業料減免)として、入学及び在籍する全ての私費外国人留学生に授業料の20%減免を行っている。加えて、私費外国人留学生奨学金を設け、一定の選考基準を満たす留学生に対して、授業料又は入学金相当額の奨学金を給付している。

そのほか、外国人留学生で国内に身元保証人等がいない学生の身元保証等を本学が機関として引き受け、留学生の住宅賃貸に関して必要な保証や、その他本学に在学するうえで必要な身元保証を行っている。

また、留学生活の充実を目的として、年間を通して留学生向けのイベント(留学生歓迎会、学外研修、スポーツ大会、もちつき大会、日本文化体験等)を実施し、留学生と教職員、日本人学生、地域住民との交流の場を提供している。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-4-1】札幌大学奨学生規程
- 【資料 2-4-2】学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程
- 【資料 2-4-3】札幌大学課外活動優秀者支援(奨学金)申請書、確認書
- 【資料 2-4-4】課外活動推進に関わる経費補助取扱要領
- 【資料 2-4-5】課外活動推進小委員会要領
- 【資料 2-4-6】札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程
- 【資料 2-4-7】札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領
- 【資料 2-4-8】2023 年度健康管理業務報告書第 38 号
- 【資料 2-4-9】札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告 2023
- 【資料 2-4-10】学校法人札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程
- 【資料 2-4-11】学校法人札幌大学私費外国人留学生奨学金規程
- 【資料 2-4-12】学校法人札幌大学私費外国人留学生の身元保証等に関する規程

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

安定した学生生活を支援するため、学生には国や地方公共団体等、公的な奨学金制度を紹介している他、本学独自の奨学金制度を設け、社会情勢に応じた生活支援及び対応にあたっており、今後も継続していく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
 - (1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

およそ 20 万㎡の広大なキャンパスに校舎 4 棟、大学会館 2 棟、外部運動場施設 4 施設、 付属図書館、屋内体育館 2 棟等を備えている。

本学では自衛消防体制を組織し、有事が発生した際の教職員の役割を詳細に定めるとと もに、教職員や学生が参加する避難訓練を毎年1回実施している。

また、学内には AED (自動体外式除細動器) を 6 箇所 (中央棟、1 号館、6 号館、SUcole、第 2 体育館、大学生協) に設置し、体調急変者に対して速やかな応急手当が行える環境を整えている。

本学の主な施設は、以下の通りである。

○プレアホール

札幌大学創立 40 周年を記念して整備した 2 号館(令和 6(2024)年 3 月解体) 3 階のプレアホールを、新校舎「SUcole」建設を機に名称を受け継ぎ、現在の位置に再整備。席数も 480 席から 518 席 (バリアフリー対応)に拡大した。学生の学修や諸活動、教員の教育研究の成果発表の場として幅広く利用している。

○情報メディアセンター

情報メディアセンターは、現代の多様な情報社会に対応できるよう、多数のパソコンを完備し、より実践的な授業に利用している。また、学内には無線 LAN (Wi-Fi) を敷設しており、ノートパソコン、タブレット端末等が利用可能。

○学生立志テラス S-wing

学生立志テラス S-wing(スウィング)は、本学で様々な体験学習・活動に参加する学生が集い、互いに学び、誘い、刺激し合う、学生間相互ナビゲーションフロアである。それぞれの学生が参加した体験学習・活動の成果報告や意見交換が行われるとともに、これから参加しようという学生をサポートする窓口にもなっている。

○地域連携センター

地域、高校、企業との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを 推進する「核」として、「みらい共創スクエア」を開設した。これら取り組みを推進する 場として「地域連携センター」を設置し、企画部地域連携課がこの運営を担当している。

○国際交流センター「SUICC」

国際交流センター「SUICC」は、本学の国際交流の拠点である。本学に在籍する多くの留学生と、「外国人留学生と交流してみたい」「海外に留学したい」と考えている本学学生との交流の場として広く活用している。世界各国の交流協定校から寄せられる留学や国際交流に関する様々な情報発信も行っている。また、数理・AI・データサイエンス教育を推進するための拠点「データサイエンス・ラボ」を併設している。

○学修サポートセンター「SULAC」

学修サポートセンター「SULAC」は、基礎学力の養成、授業に対する理解度を深めるなど、学生の学修全般のケアを行うセンターである。担当教員から、個別指導による科目のアドバイスやサポートを受けることができる。

○学生総合支援センター「SUPOT」

学生総合支援センター「SUPOT」は、学生生活の中で起こる様々な困りごとについて、より良い方法を専門スタッフと一緒に考え、より充実した学生生活を送れるようサポートしている。学生本人だけでなく保護者の方も利用でき、プライバシーに配慮した上でカウンセラーや臨床心理士に相談できるほか、週に一度、精神科医師による専門相談も受けることができる。

○歴史文化財展示室

歴史文化財展示室は、本学の歴史文化専攻の教員により調査・取集された歴史文化財 資料を紹介する博物館類似施設である。学生の勉学や市民の生涯学習に活用されている。 また、学芸員資格課程の学生は本展示室にて展示実習等を行っている。

○孔子学院

孔子学院では、中国語・中国文化を中心とした講座展開のほか、中国語スピーチコンテスト、中国語・中国文化サロン、講演会、中国伝統楽器演奏会、中国世界遺産ツアー、広東外語外貿大学サマーセミナー(中国語短期集中研修)などの事業を行っており、北日本では唯一本学に設置している。

また、校舎の耐震化を計画に即して順次進めている。耐震化の計画状況は以下の通り。

年度	耐震化計画	備考
令和元(2019)年度	3号館・図書館耐震改修工事着工	図書館竣工
令和 2(2020)年度	3号館・図書館耐震改修工事	3号館竣工
	新棟建設工事着工	耐震改築
令和 3(2021)年度	新棟建設工事竣工	
令和 4(2022)年度	1号館耐震改修工事着工・竣工	
令和 5(2023)年度	2号館解体工事着工・竣工	

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-1】札幌大学キャンパス整備の方向

【資料 2-5-2】札幌大学新体育館の整備について

【資料 2-5-3】令和 5 年度 防火・防災訓練について (通知)

【資料 2-5-4】令和 5 年度 防火·防災訓練実施要領

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学図書館は、和洋合わせて約76万冊を超える図書を所有し、道内の大学として上位の 蔵書数を誇る。閲覧席は約500席を有し、様々な学習用途に対応できる。平日は9時~19時30分、土曜日は13時まで開館しており、学生は勿論のこと一般の方々へも開放し、地域の方々にも広く活用されている。

図書館1階をラーニングコアエリアと位置づけ、令和6(2024)年3月に竣工したラーニングコモンズの他、学生立志テラスS-wing(スウィング)を配置している。様々な体験学習・活動に参加する学生が集い、互いに学び、誘い、刺激し合う、学生間相互ナビゲーションフロアとなっている。

図書館2階には、日本を代表する文化人類学者として、国際的にも広く評価された故山口昌男元学長の自宅の居間を本学図書館内に再現する「Hermes (ヘルメス)」を整備し、6号館地階には、長年に渡って集められた書籍、約4万冊を収蔵した「山口文庫」を設けている。

6 号館 3~4 階の 2 フロアは全室に情報教育設備を整備し、2 フロア合計約 400 台のパソコンを備えている。授業のない教室においては、学生が自由に使用することが可能であり、また、カメラ、マイク、ヘッドホンを接続することができ、遠隔授業にも対応する。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-5】札幌大学ホームページ(図書館)

【資料 2-5-6】札幌大学ホームページ(情報メディアセンター)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学校舎は、図書館を除き各玄関にスロープを設置している。図書館は隣接する6号館と2階部分で接続しているため、スロープがなくても図書館に車いすでの入館が可能である。エレベーターが備わっていない校舎が存在するが、車いす使用学生が在籍する際は、教室変更等により当該学生の履修機会を確保する。またエレベーターが備わっていない校舎の階段には、各階、両側に手摺を設置し、足が不自由な学生に配慮している。

<校舎内のバリアフリー対応一覧>

施設	状況
1号館	エレベーター未設置校舎のため、階段両側に手摺を設置。2ヶ所
	の出入口にスロープを整備している。
3号館	エレベーター未設置校舎のため、階段両側に手摺を設置。
6号館	エレベーター設置校舎。2ヶ所の出入口にスロープを整備してい
	る。身障者用のトイレも完備。
SUcole	エレベーター設置校舎。2ヶ所の出入口にスロープを整備してい
Socole	る。身障者用のトイレも完備。
図書館	エレベーター完備。※スロープは整備されていないが、隣接する6
凶音炻	号館と2階部分で接続されているため車いすでの入館は可能。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-7】札幌大学キャンパス整備の方向

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各科目の履修上限人数は 200 人を基本とし、外国語科目は 1 クラスあたり 30 人程度で編成している。特に、基盤教育科目の「英語」は、入学時のプレイスメントテストの結果に基づき、習熟度別にクラスを編成することで収容人数の調整を行うだけではなく、教育効果を高める工夫も行っている。

基盤教育科目は全学共通科目であるため、各科目の履修希望者が 200 人を超えることもあるが、その場合は、履修登録期間中にシステムによる抽選を行い、可能な限り 200 人を超えないようにしている。また、「基盤教育科目」における「基礎科目」と「教養科目」については、春学期・秋学期ともに同じ内容の科目を開講し、履修を希望する学生の機会確保に努めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-8】 令和 6 年 2 月 21 日付稟議書「英語のプレイスメントテストについて」

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

令和 5(2023)年度の 2 号館解体工事竣工を以て校舎耐震化計画の第 1 期を完了した。第 2 期の体育館建て替え工事は、令和 5(2023)年度から設計業務に着手した。

「大学の森」は、防災及び資産保全、SDG s の観点から、教育上有効な施策として活用することとし、複数年計画で進める「大学の森プロジェクト」に着手している。

<大学の森プロジェクトスケジュール>

年度	大学の森プロジェクト
令和 5(2023)年度	事例収集及び危険木伐採
令和 6(2024)年度	危険木伐採、基本構想策定(理事会にて審議)
令和 7(2025)年度	利活用検討及び具体化、施設整備実施計画策定及び測量
令和 8(2026)年度	利活用開始、標識類の整備
令和 9(2027)年度	記念式典イベント(開学60周年)、歩道の整備
令和10(2028)年度	利用拠点の整備(竣工)

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報教育設備は令和 2(2020)年に 5 年リースで導入しており、今後、機器の故障・老朽状況を調査し、更新の必要性を検討する。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

図書館1階のスロープ設置、および、サークル会館、セミナーハウス、大学会館 EAST への手摺設置を検討する。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和 5(2023)年度において、基盤教育科目の一部の外国語科目で 1 クラスあたりの履修 希望人数が 50 人を超えるなど、外国語学習としては相応しくない環境が散見されたため、 1 クラスあたりの人数が 30 人を下回るようクラス数の調整を行い、コリア語のクラスを増 設した。令和 6(2024)年度以降においても、履修登録状況を踏まえながら適切なクラス編成に取り組む。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
 - (1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望については、FD・SD 委員会が作成した Web アンケートによって、科目毎に実施している「学生による授業改善アンケート」により把握している。令和 5(2023)年度からは、各学期の授業期間の中頃と学期末の 2 回アンケートを実施し、当該学期中に科目担当者による改善に加え、FD・SD 委員会にてアンケート結果を報告

し、授業の改善・向上に努めている。

また、実施したアンケート結果は全体集計及び科目毎の集計をホームページ等に掲載し、 学生へのフィードバックを行っている。アンケート結果で対応の必要があると思われる場合については、FD・SD 委員会より学長や教務委員長に報告し、当該科目担当教員に対し早急な改善を求めている。

さらに、学生の学修成果に関する自己評価について把握し、今後の教育内容を検討する ことを主な目的に、卒業生に対する学修成果に関するアンケートを実施している。実施し たアンケート結果はホームページで公開している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-1】令和 5 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 2-6-2】 令和 5 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 2-6-3】令和 5 年度第 3 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 2-6-4】令和 5 年度第 7 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 2-6-5】令和 5 年度第 11 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 2-6-6】札幌大学ホームページ(教育改善活動(FD活動))

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

○心身に関する健康相談

医務室及び学生総合支援センター「SUPOT」が担当している。医務室では学校医、「SUPOT」では精神科医との連携を図り、相談内容によっては双方の連携を行っている。特に、「SUPOT」での案件については、定期的に開催される「学生相談室運営会議」(委員長:学生担当副学長)において意見・要望への対応について協議している。相談内容とその分析結果は報告書にまとめ全学的に周知し、教育活動や学生指導、学生対応に活用している。

また、学生に対する合理的配慮に関わる相談や検討は「SUPOT」を窓口として「アクセシビリティ支援委員会」が担当している。

○経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望

令和 2(2020)年度より、コロナ禍において授業料等負担者の家計急変により修学を断念することのないよう、「新型コロナウイルス感染症緊急総合対策」を実施し、年度毎に学生からの要望(アンケートを実施)を参考に支援対策の設計を行ってきた。当該対策については、感染症の法律上の位置づけが 5 類に緩和されることを機に令和 4(2022)年度をもって廃止したが、コロナ禍の影響が未だ残る社会環境を踏まえ、令和 5(2023)年8 月に給付型奨学金制度を新たに設けた。経済的支援をはじめとした学生生活に関する学生の意見・要望については、学生自治会が取りまとめ、学生課との情報共有、情報交換を行っている。

また、大学の修学支援や教育環境、キャリア支援などについて、現状を改善することで学生生活の向上に繋げることを目的に、学生と学長との懇談会「ようこそ、学長室へ!」

を定期的(年3~4回)に開催している。

併せて、懇談会以外にも、恒常的に学長へ要望が出来るように、多くの学生が利用する中央棟1階に「目安箱」を設置し広く学生からの意見をくみ上げた。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-7】札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告 2023

【資料 2-6-8】学校法人札幌大学新型コロナウイルス感染症緊急総合対策に関する規程

【資料 2-6-9】学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程

【資料 2-6-10】札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程

【資料 2-6-11】札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領

【資料 2-6-12】札幌大学ホームページ(ようこそ、学長室へ! 2024.02.08 付)

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年実施しているアセスメントテスト(GPS-Academic)受験時において、キャンパス環境や教育施設の利用度についてのアンケートを実施して、学生の声を把握している。

FD 活動の一環として、学生の大学への満足度や抱えている要望等を把握し、現状を改善することで、学生生活の向上に繋げることを目的に、学生と学長との懇談会「ようこそ、学長室へ!」を定期的(年3~4回)に開催している。

授業改善アンケート(授業で工夫・改善して欲しい点などについて)で寄せられた学修 環境に関する意見・要望については、学長を中心に改善に努めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-13】 令和 6 年 3 月 7 日付稟議書「アセスメントテスト(GPS-Academic) について」

【資料 2-6-14】GPS-Academic 設問一覧

【資料 2-6-15】令和 5 年度第 5 回 FD・SD 委員会議事録

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業改善アンケート」について、学生の理解度や進捗度、質問・要望等を履修学生に確認し、授業内容や教授法を調整する機会を当該学期中に設けるため、学期の中間にアンケートを実施した。

今後は学修支援の効果について、学修成果、休退学、及び満足度を指標として把握し、 課題を明確化してその解決に努めていく。

現行の「授業改善アンケート」による教育内容・方法に関する評価だけではなく、教育環境、学生支援・学生対応、就職支援、学生生活等に関する事項について、満足度を把握する総合的な「満足度調査」の導入を検討する。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

健康相談に関する学生満足度が更に高まるよう、学生の要望・意見への適切な対応を今後も継続していく。また、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望に関しては、学長との懇談会を含め学生の現状・課題を的確に把握し、学生の実情や社会情勢に応じた学生支援の充実に努めていく。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

ICT 技術の活用など学生の意見・要望の効果的・効率的な把握の手法を検討していく。

[基準2の自己評価]

本学のアドミッション・ポリシーについては、ホームページ及び入学者選抜要項に入試制度毎に評価観点を明文化して公表している。令和 6(2024)年度にはアドミッション・ポリシーの改訂を行い、ホームページ、入学案内、入学者選抜要項に加え、各種イベント等にて広く告知していく。

近年、入学定員充足率、収容定員充足率はともに改善されてきたが、現在は厳しい状況 に直面しており、本学の学びの特色を一層訴求することで入学定員、収容定員ともに 100% を目指し、全力で取り組んでいく。

学修支援については、教員と事務職員の協働で行っている。除籍退学率の改善に向けた ワーキンググループを教職員協働で構成し、一定の成果が見られた。また、オフィスアワ ーを全学的に実施し、アイトスやシラバスにより周知している。このほか、障がいのある 学生への支援を目的とした規程を整備した。心的支援、生活相談、合理的配慮、健康相談 等の相談は専門の職員が対応している。特にサポートを必要とする学生に対しては、教職 員による面談を実施するなど、個別的な指導、サポートをしている。

キャリア支援については、自立した社会人・職業人へと成長することを目指した支援の 充実を図っている。就職への意識付けを促す環境づくりに努め、地域に貢献できる人材育 成を行っている。

学生サービス及び学修環境については、学生の利便性を考慮するとともに相談しやすい環境を整備している。公的な奨学金制度だけではなく、本学独自の奨学金制度を用意することで経済的な不安を取り除くこと、また、心的支援、生活相談、合理的配慮、健康相談等に関連する精神的な不安を取り除くことで、安心した学生生活を送れる環境を整備している。

以上のことから、本学は「基準2」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
 - (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

- (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)を策定し、ホームページ 及び「履修のてびき」に明記し周知している。

以下、本学のディプロマ・ポリシー

◎札幌大学 ディプロマ・ポリシー

建学の精神「生気あふれる開拓者精神」のもと、「地域共創」の理念を体現し、教育目標に謳われる「生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」に成長し、以下に掲げる資質を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

- ・DP1: 専門分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身につけている
- ・DP2:関連する分野についての知識と技能を身につけている
- ・DP3:必要な情報を収集し、客観的に正しく評価できる
- DP4: 修得した知識や技能をもとに、よりよい解決策を見いだすことができる
- ・DP5:未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる
- ・DP6:他者を尊重し、多様な価値を認めることができる

全学のディプロマ・ポリシーに基づき、以下のとおり専攻毎のディプロマ・ポリシーを 定めている。

○経済学専攻

- DP1-1:経済学分野の理論についての基礎理解を深め、必要な知識と技能を身につけている。
- ・DP1-2:経済学の応用分野についての基礎理解を深め、必要な知識と技能を身につけている。
- ・DP2:経済学と関連する分野についての知識と技能を身につけている。
- ・DP3:必要な統計データ・情報を収集し、客観的に正確に評価できる。
- ・DP4: 修得した経済学の知識や技能をもとに、地域と協同してよりよい解決策を見いだ すことができる。
- ・DP5:未知の課題に挑戦し、発信に結びつけることができる。
- ・DP6:他国・他地域の状況を理解し、多様な価値を認めることができる。

○経営学専攻

- ・DP1:経営・会計分野または情報経営分野についての理解を深め、必要な知識と技能を 身につけている。
- ・DP2:企業経営の基盤となる人、社会、現象の理解に必要な知識と技能を身につけている。
- ・DP3:企業経営の諸問題に有用な情報を収集・分析し、客観的に的確な判断ができる。
- ・DP4: 修得した知識や技能をもとに、企業経営の諸問題について、よりよい解決策を 見出すことができる。
- ・DP5:未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。
- ・DP6:他者を尊重し、多様な価値を認め、社会生活や経営の問題に対応できる。

○法学専攻

- ・DP1: 法学分野の理解を深め、必要な知識と技能を身につけている。
- ・DP2: 法学と関連する分野についての知識と技能を身につけている。
- DP3: 社会に生起する諸問題についての情報を収集し、それらを合理的に分析・評価できる。
- DP4: 法的な知識と技能を用いて社会の諸問題を実践的に解決する力を身につける。
- ・DP5: 事実を見つけ出す調査力、問題を法的に理解する分析力、対話の中から真実を見出すコミュニケーション力を身につける。
- ・DP6:自律した市民として、他者を尊重し、多様な価値を認めることができる。

○英語専攻

- DP1-1: 英語及び英語圏の文化に関する知識を有し、英語と多様な文化や社会について 複眼的に理解することができる。
- ・DP1-2:日本語と英語で意思疎通ができ、自らの考えや必要な情報を発信することができる。
- ・DP2: 関連する分野についての知識と技能を身につけている。
- DP3: 課題解決に向けて英語の情報を収集し、客観的に正しく評価できる。
- ・DP4:習得した知識や技能をもとに、英語技能を活用し、課題に対する解決策を見い出したり、新たな価値を創造したりすることができる。
- ・DP5: 英語圏をはじめ多様な文化や社会に関心を持ち、英語技能の習得に意欲的かつ粘り強く取り組むことができる。
- DP6:言語、文化、社会の多様性に関する知識を元に、多様な価値を認め、他者を尊重できる。

○ロシア語専攻

- DP1:ロシア語専攻分野について幅広い、深い知識と技能を身につけている。
- DP2: ロシア語専攻分野、および関連分野の知見を相対的に分析する視野がある。
- ・DP3: 専門言語と多様な情報ツールを活用して情報を収集し、事象を客観的に正しく評価できる。

札幌大学

- ・DP4:修得した知識や技能をもとに豊かな知的生産活動を展開できる。
- ・DP5:学修した知見と判断力を基に未知の課題に挑戦し、持続的に取り組むことができる。
- ・DP6:他者の観点を尊重し、多様な価値観を認めることができる。

○歴史文化専攻

- ・DP1:考古学・歴史学・地理学・アイヌ文化などについて広く理解し、基礎的な知識を 身につけている。
- ・DP2:経済学、法学、文化学など関連する分野についての知識と技能を身につけている。
- ・DP3:資料を計測したり、古文書を読んだり、フィールド調査の技術を身につけて、対象資料を客観的に把握することができる。
- ・DP4: 修得した歴史文化に関する知識や史資料に対する調査の技術により得られた自らの考えを、まとめて報告・発表することができる。
- ・DP5:調査などの作業を通じて、ものごとに対し積極的かつ忍耐強く関わり、自らの考え、判断で行動することができる。
- ・DP6:フィールドワークなどを通じて、多くの人々とのコミュニケーションを大切に し、集団の中で協調して行動することができる。

○日本語・日本文化専攻

- ・DP1:日本語と日本文化に関する知識を体系的に身につけ、広い視野から現代社会が直面するさまざまな課題について理解している。
- ・DP2:アジア圏や欧米圏の文化に幅広く関心を持ち、比較文化的な視野から日本語や日本文化に新たな価値を見つける姿勢を身につけている。
- ・DP3:研究に必要な情報を広く収集し、複数の視点から客観的に問題を捉える力を身につけている。
- ・DP4:日本語と日本文化および関連分野から得た知識や技能を基盤に置き、さまざまな 人や社会のありさまをあらわす実践的な表現力を身につけている。
- ・DP5: 根気よく粘り強く学びつづけることで得た自身の強みを、惜しみなく社会に生か す姿勢を身につけている。
- ・DP6: 社会の解決しがたい問題に対し、他者と協力しあい、異なる価値観を受け入れ、 社会・産業・文化の発展に貢献している。

○スポーツ文化専攻

- DP1: スポーツ文化専攻分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身につけている。
- ・DP2:関連する分野についての知識と技能を身につけている。
- ・DP3:身体やパフォーマンス、歴史、社会についての文献資料・調査データなどを収集 し、客観的に評価できる。
- ・DP4: 修得した知識や技能をもとに、スポーツにまつわる課題に対しより良い解決策を

見出すことができる。

- ・DP5:未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる。
- ・DP6:多様性ある社会をスポーツから構想することができる。

○リベラルアーツ専攻

- ・DP1:「知徳体」を兼ね備え、古今東西のリベラルアーツから知識と技能を学び取り、多元的思考力を身につける。
- ・DP2: 関連する基盤教育科目・他専攻の知識と技能を身につけている。
- ・DP3:世界が抱える諸課題について、必要な情報を収集・分析し、その構図を総合的に 考察できる。
- ・DP4:世界が抱える諸課題に対し、関連する知識・技能を活用し、複数の解決策を提示できる。
- ・DP5:未知の問題の解明や当面の課題の解決に挑み、最後までやりぬくことができる。
- ・DP6:他者を尊重し、多様な価値を認め、対話を楽しむことができる。

大学院

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、「研究科案内」、「便 覧」に明記し周知している。

- ◎地域・文化学研究科 ディプロマ・ポリシー
- ○地域・文化学への深い理解と行動力を有し、行政機関や教育界をはじめ幅広く社会で 活躍できる専門性を身につけ、次の条件を全て満たした者に学位を授与する。
- ・修士課程に2年以上在籍し、所定の授業科目の中から、32単位以上を修得すること
- ・必要な研究指導を受けること
- ・修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 3-1-1】札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)
- 【資料 3-1-2】履修のてびき
- 【資料 3-1-3】札幌大学大学院ホームページ(研究科(修士課程)の概要)
- 【資料 3-1-4】札幌大学大学院「便覧」(p. 27、地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

大学

履修した授業科目に係る単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学則」(第24条、第25条及び第26条)及び「札幌大学学位規程」に則り適正に行っている。単位認定基準、卒業認定基準は「学則」に定め、「履修のてびき」に明記している。各科目の到達目標と成績評価基準・方法は、シラバスに明記し周知している。

大学院

履修した授業科目に係る単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「大学院学則」 (第12条、第13条)及び「札幌大学学位規程」に則り適正に行っている。単位認定基準、 修了認定基準は「学則」に定め、「便覧」に明記している。各科目の到達目標と成績評価基 準・方法は、シラバスに明記し周知している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-5】札幌大学学則

【資料 3-1-6】札幌大学学位規程

【資料 3-1-7】履修のてびき

【資料 3-1-8】シラバス講義要綱

【資料 3-1-9】令和 5年度第 9回教育研究協議会議事録

【資料 3-1-10】札幌大学大学院学則

【資料 3-1-11】札幌大学大学院「便覧」(p. 29-63、シラバス)

3-1-③ **単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用** 大学

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、4年以上在学して所定の授業科目及び単位を修得し、 卒業認定基準を満たした者には、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与している。【図表 3-1-③-1卒業に必要な単位数】

履修した授業科目については試験を行い、学業成績を考査する。試験は、筆記、口頭、実技及びレポートによって行うが、平常点によってこれを代えることがある。学業成績は、AA (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、D (59点以下)及びE (未受験等)に分け、AA、A、B及びCを合格としている。

また、本学では GPA 制度を導入しており、次のとおり各評価に GP を与え、学期ごとの GPA 及び通算の GPA を算出している。

AA=4.0, A=3.0, B=2.0, C=1.0, $D \cdot E=0.0$

なお、次の授業科目は GPA 算出の対象外としている。

- ・教職に関する科目
- ・学芸員の資格を得させるための授業科目
- ・日本語教師養成課程に関する次の科目日本語教授法Ⅱ、日本語教材・教具論、日本語教育実習
- 自由科目
- ・履修放棄した科目、他の大学等で修得した科目
- ・評価が「N」と認定された科目

GPA は履修上限単位数の緩和(2024年度入学生は24単位から26単位へ緩和、2020年度から2023年度入学生は20単位から24単位へ緩和)や履修指導、退学勧告の基準としても活用している。【図表3-1-③-2評価基準】

大学院

修了要件は、「札幌大学大学院学則」(第31条)に定め、「便覧」に記載し周知している。 2年以上在学して所定の授業科目及び単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで 修士論文の審査及び最終試験に合格した者を、研究科委員会の議を経て学長が承認してい る。修士論文の審査においては、「札幌大学学位規程」に則り、中間発表を経て提出された 論文を3名(主査1名、副査2名)で口頭試問により行っている。

【図表 3-1-3-1 卒業に必要な単位数】

	2020年度以降入学生			
基盤教育科目	38単位以上			
基 盆	(外国語1言語4単位を含む ※2024年度入学生は外国語1言語8単位を含む)			
	62単位以上			
専門科目	(自専攻科目50単位及びゼミナール8単位(ゼミナールVI必修)を含む)			
	(4年次において8単位以上)			
合計	124単位以上			

【図表 3-1-3-2 評価基準】

合否	評価	成績評価基準	GP	評価内容
	AA	100-90	4.0	特に優れた成績を示した
 合格	Α	89-80	3.0	優れた成績を示した
□ 11±1*	В	79-70	2.0	妥当と認められる成績を示した
	С	69-60	1.0	合格と認められる最低限の成績を示した
不合格	D	59以下	0.0	合格と認められるに足りる成績を示さなかった
	Е	未受験等	0.0	未受験等により、評価できない

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-12】札幌大学学則

【資料 3-1-13】札幌大学履修に関する規程

【資料 3-1-14】令和 5 年度第 6 回教務委員会議事録

【資料 3-1-15】令和 3 年度第 18 回教育研究協議会議事録

【資料 3-1-16】札幌大学学位規程

【資料 3-1-17】札幌大学大学院「便覧」(p. 68、学生生活の手引 5. 学位授与)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学生がディプロマ・ポリシーを理解することは、学修者本位の教育実現にも重要なことであるため、ガイダンス等を活用し、一層の周知を図っていく。

- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

関係規程等に基づき、適正な運用を継続するとともに、学生に対しても「履修のてびき」 等で周知を継続する。

- 3-2. 教育課程及び教授方法
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
- (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

- (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学

教育目的を踏まえた全学共通のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ及び「履 修のてびき」に明記し周知している。

また、本学では学群制を採用しているため、全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、 専攻毎のカリキュラム・ポリシーについても策定し、ホームページ及び「履修のてびき」 に明記し周知している。

大学院

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、研 究科案内、「便覧」に明記し周知している。

また、教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえた編成を行っており、単位認定においては、成績評価基準に基づき厳格な評価を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 3-2-1】札幌大学ホームページ(3 つのポリシー)
- 【資料 3-2-2】 履修のてびき
- 【資料 3-2-3】令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録
- 【資料 3-2-4】札幌大学大学院ホームページ(研究科(修士課程)の概要)
- 【資料 3-2-5】札幌大学大学院「便覧」(p. 27、地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学

ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性について、教員と学生双方が教育課程の俯瞰を可能とするため、基盤教育科目及び各専攻専門科目のカリキュラムマップを作成し、ホームページにて周知している。また、カリキュラムマップは毎年度作成する「履修のてびき」に掲載し、学生及び教職員に配布、周知している。ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連を反映したシラバスを作成するため、教員はシラバス作成時にカリキュラムマップとの整合性を確認している。

また、令和 5(2023)年度に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを見直し、 その一貫性を確保したカリキュラムを策定し、令和 6(2024)年度から運用を開始した。

全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、専攻毎のカリキュラム・ポリシーを定めている。

大学院

大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、深い探究と高度な専門性 の修得を最重視しており、一貫している。

科目担当者は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの確認を行ったうえで、両ポリシーに基づきシラバスを作成している。以上から、各科目において、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は確保している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-6】令和 3 年度第 24 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-7】令和 3 年度第 28 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-8】札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性

【資料 3-2-9】履修のてびき

【資料 3-2-10】令和 5 年 11 月 24 日付稟議書「令和 6 年度シラバス作成依頼について」

【資料 3-2-11】令和 5 年度第 9 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-12】令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-13】札幌大学大学院「便覧」(p. 27、地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について)

【資料 3-2-14】ディプロマ・ポリシーの改正案について(2020.12.11付)

【資料 3-2-15】カリキュラム・ポリシーの改正案について(2021.8.2 付)

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて作成しており、カリキュラムもディプロマ・ポリシーに沿って体系化している。

専攻のカリキュラム・ポリシーは、①目的、②学修過程、③教育課程の構成とディプロマ・ポリシーとの関係、④副専攻科目、⑤学修方法と評価、によって構成されている。また、カリキュラムマップは、分類、レベル、分類内ナンバーによって教育課程の体系を表

現している。

シラバスは、必要事項を適切に記入するため入稿要領を作成し、科目担当者に配布している。 いる。さらに、第三者により、要領に沿った内容かチェックする体制を整備している。

単位制度実質化のため、令和 5(2023)年度までは履修上限単位数は各学期 20 単位として おり、直前の学期の GPA (Grade Point Average) が 2.5 以上の場合に限り、24 単位まで緩和していた。令和 6(2024)年度からは履修上限を各学期 24 単位とし、直前の学期の GPA が 2.5 以上の場合に限り、26 単位まで緩和している。

本学は、主専攻の他に副専攻の学びが可能な制度を取り入れており、他専攻の単位を一定以上修得すると副専攻として認定し、卒業時には修了証書を授与している。

また、令和 4(2022)年度からは全専攻横断型の教育プログラム「みらい志向プログラム」を開始した。このプログラムは、変化が加速する現代社会を力強く生き抜くために現在進行形の知識とスキルを身につけることを目的とした教育プログラムで、令和 5(2023)年度は3つのプログラムを実施した。令和 6(2024)年度からは新たに2つのプログラムを新設し、合計5つのプログラムを展開する。プログラムは次のとおりである。

- データサイエンス「魁」プログラム
- ・ビジネス創生「食・観光」プログラム
- ・アイヌ文化スペシャリスト養成プログラム
- ・リスクマネジメントプログラム(令和6(2024)年度新設)
- ・スポーツマネジメントプログラム (令和6(2024)年度新設)

なお、データサイエンス「魁」プログラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(リテラシーレベル)」に認定されている。

このほか、実践・体験型学習プログラム「アクティブ・プログラム」を開講している。本プログラムは 4つのプログラム群(地域みらい創生、ビジネス創造、多文化クリエイティブ、アイヌ・先住民族)を設けており、課題解決型学習 (PBL) やアクティブ・ラーニングを主軸とした活動を行い、単位認定基準を満たすことにより、基盤教育科目「アクティブ研修 I-VII」として単位認定している。各プログラム群から、担当教員がプログラムを企画し履修登録時に学生に周知している。学期毎に最大 2 プログラムまで参加(単位は 2 科目4 単位まで認定)することが可能であり、令和 5(2023) 年度は春学期に 6 プログラム、秋学期 5 プログラムを、令和 6(2024) 年度は春学期に 4 プログラムを開講している。令和 6(2024) 年度秋学期は、4 プログラムの開講を予定している。

大学院

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、「便覧」に示している。シラバスは、「便覧」に掲載するとともに、ホームページ上で学生が閲覧できるよう公開している。また、「便覧」には、教育目標や到達目標、分類、レベル等に応じた特定の科目ナンバーを付している。

シラバスには、科目ごとに「授業テーマ」と「授業概要」、「到達目標」を明示したうえで、15回の授業計画を載せている。科目ナンバーと授業計画から、体系的な学修の編成を

可能にしている。

特に科目ナンバーの設定は、教育目標に掲げている高度な専門性を身につけること、国際的な社会文化活動や地域振興推進の寄与貢献、きめ細やかな教育内容の編成にも影響することから、この点においても教育課程は体系的に編成している。

本学のカリキュラム・ポリシーは以下の通り。

- ◎札幌大学 カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)
- CP1: 全学共通の基盤教育科目と全学に開放された専門科目を配置し、多様な学びを提供 します。
- CP2: 基盤教育科目では、豊かな教養とグローバル社会に対応できる語学力、社会人としての基礎知識を身につけるための科目を配置します。
- CP3: 専門科目では、主専攻の深い専門性を担保する科目を配置すると共に、副専攻をも 視野に入れた専攻の枠にとらわれない科目群を提供します。
- CP4:地域を共に創造する「地域共創」の理念を、自ら考え行動し体験知として身につけるため、アクティブラーニングを重視します。

専攻毎のカリキュラム・ポリシーは以下の通り。

- ○経済学専攻
- 1. 教育課程編成の目的

経済学専攻では、経済分野の課題に対して、理論・応用についての知識と技能から 地域における解決策を提示できる人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1)行政·金融系科目

経済学の理論分野および応用分野について深い知識と現実経済についてのデータ分析力を有し、行政・金融分野で求められる地域のヒトとおカネをつなげて課題解決できる人材を育てる。

(2) 食·観光系科目

食・農業・観光等をめぐる知識と課題分析の技能を有し、実践体験を重視した学びを通じて、地域の産業や組織において率先して行動しそれぞれの分野の発展に貢献できる人材を育てる。

(3) 地域創生系科目

経済学や関連分野の知識や技能を基に、実践体験を重視した学びを通じて、地域の 魅力をより輝かせる解決策を見出すことができる人材を育てる。

(4)データ分析系科目

地域経済や地域産業の課題の分析に必要な統計データ・情報を収集し、データ分析の方法に基づいて課題を客観的にかつ正確に評価し、データに基づく解決策を提示できる人材を育てる。

(5) 学際系科目

経済学と合わせ、経営・歴史・地理など隣接する学問分野の習得により、複眼的なアプローチと多様性への理解に基づいた地域課題の解決策を提示できる人材を育て

る。

(6)ゼミナール科目

未知の経済課題に挑戦し、課題の正しい理解とよりよい解決策を自力で考案し、情報発信に結びつけることができる人材を育てる。

3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 56-57、136-137 参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 52、134参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・経済学の理論的枠組みの深い理解を、現実の経済問題に対して正確に応用する。
 - ・経済問題の解決策の探求にむけて、必要なデータの収集・分析ができる。
 - ・分析により得た知見を具体的な課題解決に結実するために、地域や組織との協同ができる。
 - ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で $AA \sim E$ の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。

○経営学専攻

1. 教育課程編成の目的

経営学専攻では、持続可能な経営体の発展に貢献できる人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 経営系分野

経営系分野の専門知識を身に付け、企業経営の諸問題を理解する。

(2)会計系分野

会計系分野の専門知識を身に付け、企業経営に有用な会計の仕組みを理解する。

(3)情報系分野

情報系分野の専門知識を身に付け、企業経営に有用な情報の仕組みを理解する。

(4) 教員養成系

商業分野あるいは情報分野の専門知識を学び、高等学校教員(商業または情報)と して必要な技能を身に付ける。

(5)ゼミナール

修得した知識や技能をもとに、企業経営の諸問題に関する卒業研究に取り組む。

3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 68-71、143-146 参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 60、140参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・基本的な理論の学修においては、演習や例題を考察することでその目的や意味を理解する。
 - ・講義内容と現実との関係、あるいは現実そのものに対する理解を深めるために文献 資料や調査データの整理、分析を行う。

- ・必要に応じて、ディスカッション、プレゼンテーションを行う。
- ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で $AA \sim E$ の 6 段階で評価し、60 点以上 (C 段階以上) を合格とする。

○法学専攻

1. 教育課程編成の目的

法学専攻では、法の仕組みを理解したうえで法的思考力を備え他者との協働を通じて地域に貢献できる人材を育成します。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1)法学基礎科目

法学の専門科目の学びに向け、法学の基礎を理解する

(2)公法科目

公法についての専門知識を身につける

(3) 私法科目

私法についての専門知識を身につける

(4)社会法科目

社会法についての専門知識を身につける

(5)行政·政治科目

行政学・政治学についての専門知識を身につける

(6) キャリア形成科目

法曹・準法曹や公務員にとって必要な知識と法的思考力を身につける

(7) 関連科目

隣接領域について学び、豊かな知識と技能を身につける

(8)ゼミナール科目

多様な価値を認め他者と協働する

- 3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 80-81、151-152 参照
- 4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 73、148 参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・基礎科目によって法学の基礎を学習したうえで、公法、私法、および基礎法・社会 法、行政・政治についての専門科目によってそれぞれの分野への理解を深める。さ らに関連科目によって幅広い知識を学修する。ゼミナール科目で積極的に他人と協 業することを学ぶ。学修の達成度によってそれぞれ評価する。
 - ・各科目とも、試験またはレポートなどを実施し、その結果を AA、A、B、C、D、E の6 段階で評価し、C 以上(100 点満点で 60 点以上)を合格とする。

○英語専攻

1. 教育課程編成の目的

高度な英語コミュニケーション能力を備え、他者と協働し、積極的かつ創造的に、

地域社会と国際社会に貢献することができる人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 英語コミュニケーションスキル

「読む・書く・聞く・話す」の各技能を向上させ、社会生活において英語で意思疎 通ができ、自らの考えや必要な情報を発信することができる。

(2) 多文化理解

世界の多様かつ異なる文化に関する専門知識と、多文化の一つである日本文化に関する専門知識を有するとともに、多様な文化や社会を複眼的に理解することができる。

(3) 英語文学・英語学・言語学

英語文学、英語学と言語学に関する専門知識を有し、英語圏の文学作品について、また、英語やその他の言語の特徴について複眼的に理解し、その専門知識を応用することができる。

(4) 通訳·翻訳·外国語教育

通訳、翻訳や日本語を含む外国語教育に関する高度な実践的スキルを有し、英語と 日本語の二言語話者として社会に貢献したり積極的に情報発信したりできる。

(5)ゼミナール

英語圏をはじめとする多様な文化や社会に関心を持ち、高度な英語技能を活用し、新たな価値を創造し、発信することができる。

- 3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 90-91、158 参照
- 4. 副専攻科目

「履修のてびき」p.84、155 参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・「読む・書く・聞く・話す」の技能を能動的に学修する。英語コミュニケーション能力の向上と到達度を評価する。
 - ・多文化理解、英語文学・英語学・言語学、通訳・翻訳・外国語教育などに関心を持ち、文献や資料を収集・整理し、その分析と考察から理解を深める。これらの専門的学問分野の理解度と、自らの考えや必要な情報を英語や日本語で発信する実践力を評価する。
 - ・各科目とも、試験またはレポートなどを実施し、その結果をAA、A、B、C、D、Eの6段階で評価し、C以上(100点満点で60点以上)を合格とする。

○ロシア語専攻

1. 教育課程編成の目的

主として語学教育の成果を踏まえて国際社会を展望し、寄与する人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 語学系科目

専攻語学を主として文法学分野において系統的、段階的に履修し、体系的知識と実践的応用力を修得する。

(2)コミュニケーション系科目

口頭、および書記体系表現科目を継続的、段階的に履修し、実践的な表現能力と発展的応用力を会得する。

(3) 文学系科目

意志表現形式として語学と文学は共通の教育領域に属する。民族遺産である文学の研究は専門知識の蓄積をめざし、幅広い教養素養の基礎を形成する。

(4) 地域研究系科目

ロシアの自然環境や民族の歴史、文化気質などを学び、共時的、通時的な知見を得る。

(5)ゼミナール科目

修得した専門知識やロシア語技能をもとに幅広い議論を重ね、日ロ相互理解を深め、 自己実現を目指す課題に取り組む。

- 3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 163 参照
- 4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 161 参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・各科目は筆記、および口頭試験、またはレポートなどにより 100 点満点で AA~E の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。
 - ・演習科目では研究対象や科目条件に沿って研究企画や授業実践、ディスカッション、 また必要に応じてプレゼンテーションをおこなう。
 - ・専門ゼミナールなどでは第一次資料や教材データを整理、統合し、内容分析や事実 確認の手順手法を確立する。プロジェクトをまとめて所与の研究を完成させる。
 - ・アクティブ・ラーニング

ロシア語を学ぶ学生は、JICA などが主催する社会活動に参画できる。例えば JICA では例年、ロシア語やベトナム語圏などから海外研修員を受入れていて、彼らには 市内学校訪問プログラムが課されている。本学学生は事前研修を積んだ上で、ボランティア通訳として参加が可能になる。併せて、本学の外国人留学生とペアを組むことによって、語学の相補関係が成立し、両者にとって利益が発生する。事後、学校長から感謝状が授与されれば、社会貢献のみならず、自己達成感を得ることができる。

○歴史文化専攻

- 1. 教育課程編成の目的
 - (1)歴史文化専攻では、歴史学・地理学・考古学・アイヌ文化等の専門知識を用いて、 学校教育分野や文化財保護分野等において、地域社会に貢献できる人材を育成する。
 - (2) 実物資料の計測、古文書の読解やフィールド調査の技術から、自ら考え、判断して行動できる課題解決能力を身につける。
- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 日本史

札幌大学

日本史に関する専門知識を学び、長期的な思考と北海道、日本に対する俯瞰的な視野を身につける。

(2)外国史

外国史に関する専門知識を学び、長期的な思考や世界と日本との結びつき、文化の 多様性・複合性への視野を身につける。

(3) 地理学

地理学に関する専門知識を学び、北海道と日本、世界諸地域に対して地誌的に考察 し、地理的な見方や考え方を身につける。

(4) 考古学

考古学に関する専門知識を学び、北海道を中心とする日本列島に対する長期的な思考を身に付けると共に、文化財保護の意義を理解する。

(5)アイヌ文化

アイヌ民族の歴史や文化を学び、アイヌ文化を中心とする日本列島北部周辺に対する長期的かつ俯瞰的な視野を身につける。

(6) 関連科目

教職課程の高等学校地理歴史科や中学校社会科、学芸員課程の資格取得に必要な知識を身に付ける。

(7)ゼミナール

文献資料や実物資料を客観的に把握し、観察する手法を学び、それを論理的に考察 した上で、自ら課題を設定して卒業研究に取り組む。

3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 98-99、168-169 参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 94、166 参照

5. 学修方法と評価

- ・歴史学・地理学・考古学・アイヌ文化等について幅広く理解し、基礎的な知識を身につけ、さらに一つの分野を深く学ぶことで、学校教育、社会教育現場、文化財保護分野等への専門職に対応できる能力を身につける。
- ・資料を計測したり、古文書を読んだり、フィールド調査の技術を身につけたうえで、 資料を客観的に把握し、報告・発表ができる。
- ・調査等の作業を通じ、物事に対し積極的、忍耐強くかかわり、自分で判断し行動することができる。
- ・フィールドワーク等を通じ、課題解決のために集団の中で協同ができる。
- ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で $AA \sim E$ の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。

○日本語・日本文化専攻

1. 教育課程編成の目的

(1)日本語、日本文化を学際的に学び、多様化する文化形態や現象を読み解き、実践的な表現力を身につける。

- (2) 比較文化的な学びを通じてさまざまな人と関わる力を身につけ、日本文化のあらたな価値を創造できる人材を養成する。
- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 専攻基盤系科目
 - 2 年次以降の多領域にまたがる各学問の基礎基本となる知識・技能を培い、諸専門 分野に関する学びのための準備をする。
 - (2)日本語学·言語学系科目

日本語学および言語学への関心・意欲を育て、日本語教師をはじめとする各々の将来の職業に役立てるための学問的知識およびその活用力を養う。

(3)日本文学·文化系科目

多領域にまたがる日本文学・文化に関する知識を幅広く身につけ、自己の人間性や 生涯にわたる文化的生活を豊かにするための活用法を自ら育て養う。

(4) 多文化共生·理解系科目

個人・集団・文化の独自性や世界観を理解し、多様な背景を持つ他者とコミュニケーションをはかることで、現代社会と文化の課題にアプローチできる複眼思考力、 創造性、実践力を育てる。

(5)探究実践演習系科目

日本を取り巻く文化にまつわる探究心や創造性をもち、実生活との関わりから自ら 定めた課題を立て、情報をまとめ表現するとともに、主体的・協働的な活動の中で 新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

(6)ゼミナール

修得した知識や技能をもとに、相互に議論を重ね、日本語および日本文学文化に関する諸課題と向き合う卒業研究に取り組む。

3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 106、174-175 参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 102、172参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・講義型の授業では、それぞれの分野によって異なる学問の特徴を理解した上で、知識および技能の修得が得られたかどうか、また主体的な学習に結び付いたかどうか。
 - ・演習型の授業では、ディスカッションやプレゼンテーションを積み重ね、それぞれ の学問分野に資する思考力・判断力・表現力が身に付いたかどうか。
 - ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で $AA \sim E$ の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする。

○スポーツ文化専攻

1. 教育課程編成の目的

スポーツ文化専攻では、多様性ある社会をスポーツから構想できる人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 学際系科目

札幌大学

学際系科目を通じ、スポーツ文化専攻における学びの基礎を確立する。

(2) 社会科学系科目

スポーツにおける社会科学分野の専門知識を身につけ、個的・組織的・社会的な課題を理解する。

(3)人文科学系科目

スポーツにおける人文科学分野の専門知識を身につけ、課題の背景を考える。

(4) 自然科学系科目

スポーツにおける自然科学分野の専門知識を身につけ、身体やスポーツパフォーマンスに関する仕組みを理解する。

(5) 実技・演習系科目

専門的な指導法やリスクマネジメントを学び、実践力を身につける。

(6)特別支援系科目

特別支援分野の専門知識を身につけ、障がいの特性や社会的な課題を理解する。また、特別支援学校教諭として必要な知識・技能を身につける。

(7)ゼミナール

修得した知識や技能をもとに、相互に議論を重ね、スポーツにまつわる課題に対する卒業研究に取り組む。

3. 教育課程の構成と学修成果 (ディプロマ・ポリシー) との関係 「履修のてびき」p. 114-115、179-180 参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p. 109、177参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・文献資料や調査データを整理し、その分析や考察をまとめる
 - ・対象や条件に合わせた企画や実践、ディスカッションやプレゼンテーションを行う
 - ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で $AA \sim E$ の 6 段階で評価し、60 点以上を合格とする

○リベラルアーツ専攻

1. 教育課程編成の目的

リベラルアーツ専攻では、知徳体を兼ね備え、豊かな教養と多元的な思考力を駆使 しながら、世界が抱える多様かつ複雑な諸課題に対処できる人材を育成する。

- 2. 学修過程(分類毎の履修の目的・目標・過程)
 - (1) 西洋のリベラルアーツ 西洋の歴史と文化に根ざす諸科学を習得する
 - (2) 東洋のリベラルアーツ 東洋の歴史と文化にかかわる教養を身につける
 - (3) 現代のリベラルアーツ 多様なメディアを駆使する専門知識を学ぶ
 - (4) 演習系科目

地域や世界の現代的課題を解決する力を、実践的に体得する

(5) 語学系科目

異なるアイデンティティや文化を持つ他者との対話力を養成する

(6)ゼミナール

修得した知識や技能、方法論をもとに、相互に議論を重ね、卒業研究に取り組む

3. 教育課程の構成と学修成果(ディプロマ・ポリシー)との関係

「履修のてびき」p. 122-123、187-189参照

4. 副専攻科目

「履修のてびき」p.117、184参照

- 5. 学修方法と評価
 - ・文献資料や調査データを収集・整理し、その分析や考察をレポートにまとめる
 - ・対象や条件に合わせた企画や実践、ディスカッションやプレゼンテーションを行う
 - ・各科目は、試験またはレポートにより 100 点満点で AA~E の 6 段階で評価し、60 点 (C 段階) 以上を合格とする

大学院のカリキュラム・ポリシーは以下の通り。

- ・高度な専門性を身につけ、博士課程進学、将来の研究者、学校教育職員、学芸員、文 化行政・サービス関連の企画担当職などの専門職業への道を拓く。
- ・地域・文化学の各分野を横断的に幅広く学び、国際的な社会文化活動や地域振興の推 進に寄与貢献できる。
- ・在職しながらの修学が可能となるようきめ細やかな教育内容を編成し、個々の大学院 生の特性と事情に即した履修形態を可能にする。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-16】札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性

【資料 3-2-17】履修のてびき

【資料 3-2-18】令和 5 年 11 月 24 日付稟議書「令和 6 年度シラバス作成依頼について」

【資料 3-2-19】令和 5年度第 16 回教務委員会議事録

【資料 3-2-20】札幌大学履修に関する規程

【資料 3-2-21】 令和 5 年度第 15 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-22】令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-23】令和 5 年度第 12 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-24】令和 5 年度第 31 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-25】札幌大学大学院「便覧」(p. 23-26、科目ナンバーについて)

【資料 3-2-26】札幌大学大学院「便覧」(p. 29-63、シラバス)

3-2-④ 教養教育の実施

すべての専攻に共通して学ぶべき科目として、「基礎科目」、「教養科目」、「留学生科目」 からなる基盤教育科目を開設している。

○基礎科目

学びの基礎となる科目(入門演習、基礎演習、情報リテラシー、日本語リテラシー)、

地域理解や地域連携など社会に貢献できる素養をにつける科目(起業家入門、地域共創入門、SDGs・GX 入門、アイヌの歴史と言語ほか)、専攻の学びに対する興味を喚起する各専攻の入門科目(経済学入門、経営学入門、会計学入門、法学入門、歴史学入門、文化学入門、スポーツ文化入門、リベラルアーツ入門)、就業意識の醸成を目指すキャリア科目(キャリア入門 I、キャリア入門 II、業界・職種研究、業界・企業研究、キャリア実践 I、キャリア実践 II)で構成している。

○教養科目

英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語を学ぶ外国語科目、諸分野を幅広く学ぶ STEAMS 科目で構成している。外国語は、学問に対する基本的な姿勢を身につけ、コミュニケーション能力を向上させるうえで極めて重要な学修と位置づけ、各言語とも年間を通じて段階的に学べるよう配置しており、一言語 8 単位 (令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度入学生は一言語 4 単位) の修得を卒業要件としている。

STEAMS 科目は次の科目で構成している。

Science···自然科学入門、環境科学入門

Technology ・・データサイエンス学、情報化社会入門

Engineering・・ものづくり

Arts ・・・・哲学入門、文学入門、地理学入門、日本国憲法、政治学入門、 心理学入門、リスクマネジメント入門、観光とリスク、芸術文化論、 音楽表現

Mathematics・・数学入門、統計学入門

Sports ・・・健康論、生涯スポーツ A~F

○留学生科目

「留学生に対する日本語力の向上を図る科目」「留学生の就職支援に関する科目」「日本について学ぶ科目」で構成している。日本語力の向上を図る科目は、初級レベル、初中級レベル、中級レベル、中上級レベルの4段階で構成され、留学生の日本語レベルに合わせた教育を実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-27】履修のてびき

【資料 3-2-28】令和 5 年度第 15 回教育研究協議会議事録

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のため、以下3点に取り組んでいる。

- (1)学生の主体的活動(アクティブ・ラーニング、反転授業、ディスカッション、グループワーク等)の推進に取り組んでいる。
- (2)通常授業の形式にも主体的活動の要素を取り入れている。
- (3)みらい志向プログラム、アクティブ・プログラム等、アクティブ・ラーニングを重視した教育プログラムを提供している。

「札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領」に基づき、全学対象の FD・SD 委員会が中心となり、授業内容・方法の改善に向けて組織的な FD 活動を定期的に実施している。加えて各学系においても FD ミーティングを開き、「授業改善アンケート」の結果など FD に関わる協議や情報の共有を行っている。

各学系で行われる FD 活動については、実施した研修や調査等結果の分析・検証などを FD・SD 委員会に報告している。

FD・SD 委員会では、学生による「授業改善アンケート」を通じて授業改善に役立てるほか、新任教員研修、FD 講演会、学外機関主催の研修会への教員派遣、高校での先進的な授業見学などを実施し、教授方法の向上に取り組んでいる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-29】令和 5 年 11 月 24 日付稟議書「令和 6 年度シラバス作成依頼について」

【資料 3-2-30】令和 5 年度春学期「学生による授業改善アンケート(中間)」全体集計

【資料 3-2-31】令和 5 年度秋学期「学生による授業改善アンケート(中間)」全体集計

【資料 3-2-32】令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録

【資料 3-2-33】令和 5 年 9 月 14 日付稟議書「令和 5 年度秋学期基盤教育科目「アクティブ研修 I ~VII」について」

【資料 3-2-34】札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領

- (3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーはホームページや「履修のてびき」で公開しているが、より学生に伝わるような周知方法を検討する。

また、アセスメント・プランに基づき、学修成果の可視化などの取り組みを進め、不断にカリキュラム・ポリシーを点検し、体系的な編成となっているか、一貫性が確保されているか、を検証する。

3-2-④ 教養教育の実施

アセスメント・プランに基づき、授業内容の改善、学修成果のさらなる向上を図るため、 不断にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を中心に評価し、その 結果を科目単位の授業改善に繋げる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

これまでの学生による授業改善アンケートの結果を踏まえて、授業方法の工夫、カリキュラムや学生指導等において、学系教員間に留まらず、全学教職員間でもさらに情報の共有と連携を図り、幅広い面から組織的に改善を行う。

FD 活動の参加率の向上を目指し、FD 活動に対する教員の関心と意識の向上を図る。また、学生のFD 活動への参加も検討する。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
 - (1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、ディプロマ・ポリシー(以下、DP)、カリキュラム・ポリシー(以下、CP)、アドミッション・ポリシー(以下、AP)の3つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進するため、大学全体(機関)レベル、専攻(教育課程、学位プログラム)レベル、授業科目レベルそれぞれにおいて、学生の学修成果・教育成果にかかる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標として、令和3(2021)年度にアセスメント・プラン(案)を決定した。令和4(2022)年度に行ったアセスメント・プラン(案)の試行の結果を踏まえ、令和5(2023)年度にアセスメント・プランを正式に定めた。

アセスメント・プランでは、特に DP 項目の検証にあたり、学生が履修した個々の科目の成績評価をグレードポイント (以下、GP) に換算したものと、課程表単位に DP と科目との相関関係を表したカリキュラムマップの DP 関連度とをかけ合わせ、専攻単位に学生の DP 到達度の集計・分析を行っている。

また、令和元(2019)年度から毎年度4月のガイダンス期間に全学生に対して実施している「アセスメントテスト(GPS-Academic)」により、「思考力」「姿勢・態度」「経験」といった学生の汎用的技能を可視化し、DPの検証においても前述のDP到達度との相関について分析している。GPS-Academicでは汎用的技能を客観的に測るだけでなく、アンケート項目を用いて、学生自身の自己評価も採取しており、学生が自身の主観として汎用的技能が身についたと感じているか確認している。

さらに、卒業時に行っている「学修成果に関するアンケート」並びに卒業後1年目、3年目の卒業生を対象に実施している「卒業生アンケート」において、DP項目がどの程度身についたか、社会で役立っているかを確認している。また、卒業生を採用した企業に対しても本学卒業生に備わっていると思われる資質について、DP項目に沿ってアンケート調査を行うことで、学生にDPで掲げる力がどの程度備わっているか、社会から本学の学生に求められている力はどのような能力か、様々な側面から点検・評価に役立てている。

札幌大学 アセスメント・プラン(学修成果の評価方針)

(1) 大学全体レベル (機関単位)

全学的な観点から各指標について総合的に分析し、3 つのポリシーの妥当性や整合性について評価し、その結果を大学全体の教育改善に繋げていく。

(2) 学位レベル (専攻、教育課程、学位プログラム単位)

各学系に関わる専攻の学生および教育課程について、各指標に基づき分析することにより、各専攻における3つのポリシーの妥当性や整合性について評価し、その結果

札幌大学

を各学系において専攻単位の教育改善に繋げていく。

(3) 授業科目レベル

授業内容の改善、学修成果のさらなる向上を図るため、各指標に基づき分析することにより、CP・DPとの整合性を中心に評価し、その結果を科目単位の授業改善に繋げていく。

各レベルの指標

<u>п</u>	台レバルの相信								
	AP	CP	DP	DP					
	入学前・入学時	在学中	在学中	卒業時・卒業後					
大学全体レベル	・各入学者選抜試験 ・アセスメントテスト ・基礎学力テスト	・修得単位数 ・GPA ・除籍・退学率	・学生 DP 到達度*1 ・アセスメントテスト ・DP 自己評価アンケート	・学修成果に関するアンケート ・学位授与率 ・ゼミVI(卒論・ゼミ論)評価 ・就職率 ・卒業生アンケート(1年目、3年 目) ・卒業生就職先企業アンケート					
専攻レベル	・各入学者選抜試験 ・アセスメントテスト ・基礎学力テスト	・修得単位数 ・GPA ・除籍・退学率	・学生 DP 到達度* ¹ ・アセスメントテスト ・DP 自己評価アンケート	・学修成果に関するアンケート ・学位授与率 ・ゼミVI(卒論・ゼミ論)評価 ・就職率 ・卒業生アンケート(1年目、3年 目) ・卒業生就職先企業アンケート					
授業科目レベル		・履修者数・修得率 ・GPA ・授業改善アンケート	・学生 DP 到達度* ¹	・学修成果に関するアンケート ・卒業生アンケート(1年目、3年 目)					

^{*1:}学生 DP 到達度:専攻別に学生の履修科目の成績評価(Grade Point)にその科目の DP 関連度(カリキュラムマップにおける は は なして は として できない。科目レベルにおいては、前述の集計を科目別に行う。

	札幌大学 アセスメントプラン(学修成果の評価方針)に基づく模証体制								
		実施及びデータ所管部局		レベル別 評価・検証機関					
		評価指標項目	事務局	委員会	大学全体レベル	専攻レベル	科目レベル		
AP	入学前	各入学者選抜試験	入試·広報課	学生·入試委員会					
7	入学時	アセスメントテスト (GPS-Academic)		教務委員会	教学IR委員会 →教育研究協議会	教学IR委員会 →学系会議			
		基礎学力テスト							
		修得単位数							
	在学中	GPA							
СР		除籍・退学率					# # * = ^		
		履修者数・修得率	- 教務課				教務委員会 →各担当教員		
		授業評価アンケート		FD·SD委員会			FD·SD委員会 →各担当教員		
	在学中	学生DP到達度	73.47a	教務委員会	教学IR委員会 · →教育研究協議会	教学IR委員会 →学系会議	教務委員会 →各担当教員		
		アセスメントテスト							
		(GPS-Academic) DP自己評価アンケート (GPS-Academic)							
DP	卒業時	学修成果に関するアンケート		FD·SD委員会			FD·SD委員会 →各担当教員		
		学位授与率		*****					
		ゼミVI(卒論・ゼミ論)評価		就職委員会					
		就職率							
	卒業後	卒業生アンケート	就職課						
		(1年目、3年目) 卒業生就職先企業アンケート							
l		平未工机構元正来 / ンケート				l			

札幌大学 アセスメントプラン(学修成果の評価方針)に基づく検証体制

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】令和 4 年度第 24 回教育研究協議会議事録

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

令和 3(2021)年度のアセスメントプラン(案)の試行結果については、教育研究協議会に報告し、特に DP 項目に関する分析結果については、令和 5(2023)年度に向けたカリキュラム見直し作業において活用した。

また、各授業科目で学期毎に行っている授業評価アンケートについては、FD・SD 委員会において取りまとめ、担当教員にフィードバックすることにより、各授業科目の改善に役立てている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-2】令和 4 年度第 24 回教育研究協議会議事録

- (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)
- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメント・プランに基づき、各評価指標項目のデータ管理や、教学の各レベル (大学全体レベル、学位レベル、科目レベル) における検証体制を定め、入学者選抜、カリキ

ュラム、授業内容など、3 つのポリシーに関連する学内の各施策が有機的に機能するよう 検証体制を整えていく。

[基準3の自己評価]

本学は、建学の精神「生気あふれる開拓者精神」のもと教育目標を明確に定め、これを 実現するために3つのポリシーを策定し、広く周知している。単位認定は、ディプロマ・ ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準を策定し「学則」に定めている。また、 成績評価に関してはシラバス及び「履修のてびき」に明記し周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを基軸としたカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程を体系的に編成している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の確保及び可視化のため、「履修のてびき」の記載方法には工夫を施しており、平成28(2016)年度からは各専攻においてカリキュラムマップ及びナンバリングを掲載し、令和6(2024)年度からはカリキュラム・ツリーを掲載して周知するとともに、その拡充を図っている。

以上のことから、本学は「基準3」を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「札幌大学学則」において、学長の職務として、学校の教育及び研究を統括すること、教育研究等の校務をつかさどること、職員を統督することを規定している。学長は、教学の最高責任者として、的確な意思決定と業務遂行によりリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する職として、学則において副学長を置くことができる旨規定し、現在4名の副学長を置き教学運営を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-1】札幌大学学則

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の適切なリーダーシップのもと教学運営がなされるよう、学長を補佐する複数の副学長の分掌をそれぞれ定め、権限を適切に分散するとともに、その責任を明確にしている。 教育研究の基本方針等の教学運営に関わる事項について学長が決定を行うにあたり「教育研究協議会」において、意見具申を行っている。

「教育研究協議会」は、副学長のほか各学系を代表する学系長及び学長が指名する委員会の委員長をもって構成し、審議事項は次のとおりである。

- (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2)学位の授与
- (3)教育研究に関し、学群及び学系の意見を聴くことが必要なもの
 - ①教育及び研究の基本方針に関すること
 - ②学則及び諸規程の制定、改廃に関すること
 - ③教員組織に関すること
 - ④教学予算に関すること
 - ⑤その他大学の組織及び運営に関すること
- ⑤の大学の組織・運営に関することについては、教育課程、学系会議の構成員、学系に 関わる専攻に関することについて審議している。

「学系会議」は、各学系に所属する本学を本務とする教員で構成しており、学系における教育研究に関する事項のほか、学系に関わる専攻に関すること、学系に関わる専攻の教

育課程に関すること、学系の教員組織に関すること、その他学系の組織及び運営に関する ことを審議事項としている。

また、「学則」において、学長は本学の目的を達成するために委員会を置くことができると定めており、基幹委員会として「教務委員会」「学生・入試委員会」「就職委員会」の3委員会、専門委員会として「国際交流委員会」「学術委員会」「FD・SD 委員会」の3委員会、特別委員会として「教職委員会」「新学修システム委員会」「地域連携センター運営委員会」「教学 IR 委員会」「アクセシビリティ支援委員会」の5委員会、計11の委員会を設置し、学長が委任した事項について検討し、学長に意見具申することを「札幌大学委員会に関する規程」において規定している。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-1-2】札幌大学学則
- 【資料 4-1-3】令和 6 年度第 1 回教育研究協議会議事録
- 【資料 4-1-4】教育研究協議会規程
- 【資料 4-1-5】学系会議に関する規程
- 【資料 4-1-6】札幌大学委員会に関する規程
- 【資料 4-1-7】札幌大学教務委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-8】札幌大学学生・入試委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-9】札幌大学就職委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-10】札幌大学国際交流委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-11】札幌大学学術委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-12】札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領
- 【資料 4-1-13】札幌大学教職委員会に関する要領
- 【資料 4-1-14】札幌大学新学修システム委員会に関する要領
- 【資料 4-1-15】札幌大学地域連携センター運営委員会に関する要領
- 【資料 4-1-16】札幌大学教学 IR 委員会に関する要領
- 【資料 4-1-17】札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の職員の配置と役割については、「札幌大学組織規程」において事務組織の体制と業務分掌を明確化している。

事務局長は「理事長及び学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること」としており、事務局に企画部(大学改革推進課、就職課、地域連携課、IR 推進課、入試・広報課、国際交流課、学術支援課)、総務部(総務人事課、財務課、施設・情報システム課)、学務部(教務課、学生課)を設置し、事務分掌の遂行のため、職員を配置している。

また、基幹委員会および特別委員会については、学長が必要と認める事務職員が構成員となることを「札幌大学委員会に関する規程」において定めており、令和 5(2023)年度は基幹委員会の教務委員会、学生・入試委員会、就職委員会、特別委員会の教学 IR 委員会、アクセシビリティ支援委員会において事務職員が構成員に加わり、教職協働による教学運

営体制を整備している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-18】学校法人札幌大学組織規程

【資料 4-1-19】札幌大学委員会に関する規程

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長のリーダーシップの下、教学マネジメントをさらに推進するために、令和 6(2024) 年 4 月から学長が示す方針に沿って政策の企画立案を補佐する体制として、学長直轄の「学長政策室」を新たに組織し、構成員として 3 名の「学長特別補佐」を登用した。学長政策室には事務職員も配置し、教職協働で学長を補佐する体制としている。学長の補佐体制強化により、中期計画に掲げる重点テーマ等に関する取り組みにスピード感を持って対応していく。

今後は教職協働により IR と FD 活動をさらに充実させ、授業科目レベルから授業改善や学修成果の可視化を進め、大学全体の教学マネジメントにつなげる取り組みを推進させていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

地域共創学群人間社会学域は、それまでの5学部制(経済・外国語・経営・法・文化)を廃止し、平成25(2013)年4月に開設した。その後の専攻再編により現在は入学定員800人、8専攻を有しており、令和6(2024)年度における本務教員数は82人である。大学設置基準により必要とされる本務教員数(別表第一:31人、別表第二:30人)を確保しており、専門教育、基盤教育の教育課程に対応すべく7学系(教員の研究上の区分による)に教員を配置している。

教員の採用及び昇任については、「教員任用規則」及び「教員選考規程」において、資格等の任用基準を規定している。教員の採用は、常勤理事会で定める採用計画に沿って、履歴書、教育研究業績書、業績書類及び学外の有識者からの推薦状に基づき、業績審査(教育研究分野に知見を有する教員)及び人物審査(学長及び理事の面接)により採用候補者の審査を行い、「教育研究協議会」の意見を踏まえ学長が推薦する採用候補者を定め、常勤理事会の議を経て理事長が採用を決定している。

また、昇任は、学長が学内で定める基準を満たした候補者に意向を確認のうえ選定し、

学内の審査会(当該教育研究分野に知見を有する教員)で審査し、「教育研究協議会」で報告を行う。人物審査は、採用同様に学長及び理事が面接を行う。この業績審査及び人物審査の結果を踏まえ、常勤理事会の議を経て、学長が昇任を決定している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-2-1】学校法人札幌大学教員任用規則

【資料 4-2-2】学校法人札幌大学教員選考規程

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領」に基づき、「FD・SD 委員会」が中心となって、授業内容・方法の改善に向けて組織的な FD 活動を実施している。「FD・SD 委員会」では、学生を対象とする「授業改善アンケート」のほか、教職員を対象とする学内での FD に関する研修や講演会を実施・運営している。また、学外機関主催の研修会へ教職員を派遣している。【図表 4-2-2 過去 3 年における FD・SD 活動一覧】

加えて各学系 FD ミーティングにおいても FD に関わる協議や情報の共有を行っており、 実施した FD 活動については、「FD・SD 委員会」に報告している。

また、学生の視点を反映し、大学における教育をより充実させていくため、学長と学生との懇談会を実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-2-3】札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領

札幌大学

【図表 4-2-2 過去 3 年における FD・SD 活動一覧】

令和3(2021)年度 FD・SD活動について

区分	No.	内容	開催日程等	対象者	参加者
FD	1	新任教員研修	4月6日	新採用教員	10人
	2 遠隔授業講習会		4月28日	専任教員、非常勤講師 -	5人
			5月12日	寺山狄貝、乔市刧岬町	19人
	3	北海道FDSDフォーラム2021【学外】	9月3日	希望者	2人
	4	2021年度FDer養成講座【学外】	10月16日、17日	希望者	1人
	5	第27回FDフォーラム(大学コンソーシアム京都) 【学外】	2月19日	希望者	1人
SD	1	GPS-Academicについて	9月14日	専任教員、事務職員	70人
	2	私立大学等経常費補助金の配分方法(増減率)について	10月15日	専任教員、専任事務職員	65人
	3	文部科学省の政策について	1月18日	学系長	2人

令和4(2022)年度 FD・SD活動について

区分	No.	内容	開催日程等	対象者	参加者
FD	1	新任教員研修	4月6日	新採用教員	7人
	2	第2回新任教員研修	6月27日	新採用教員、FD・SD委員	12人
	3	北海道FDSDフォーラム2022【学外】	9月2日	希望者	2人
	4	大学コンソーシアム京都【学外】	2月18日	希望者	5人
SD	1	ストレスへの気づきとストレスマネジメント(セルフケア)について	8月24日	専任教員、専任事務職員	110人
	2	こころの不調を訴える学生たち-今どき?サボり?根性なし?言って	0月15日	専任教員、専任事務職員	54人
		いいことダメなこと!?-について	9万15日	寺山狄貝、寺山尹仂嶼貝	34/(
	3	ハラスメント防止研修	9月6日	事務職員管理職	22人
	4	障害のある学生への修学支援 - 教職員に求められること -	11月21日	専任教員、専任事務職員	64人
	5	札幌大学係長職研修	2月22日	事務職員係長職	12人
	6	6 人材育成の取り組み	3月10日	事務職員(部長・課長)	65人
		八小 日 次 〜 - 北 〜 -	3月14日	事務職員(係長・係員)	03/

令和5(2023)年度 FD・SD活動について

区分	No.	内容	開催日程等	対象者	参加者
FD	1	新任教員研修	4月6日	新採用教員	2人
	2	第2回新任教員研修	6月26日	新採用教員、FD・SD委員	6人
	3	学生による生成系AIの利用と教員の対応	9月8日	専任教員、専任事務職員	62人
	4	学び続け、成長し続ける学生を育てるために	11月27日	専任教員、専任事務職員	45人
	5	高等学校授業見学	12月7日	専任教員、専任事務職員	5人
	6	北海道FDSDフォーラム2023【学外】	9月1日	希望者	4人
	7	自閉スペクトラム症に関する学生及び教職員向け講演会【学外】	12月7日	希望者	1人
	8	大学教職員のための業務用英会話 集中研修【学外】	12月19日	希望者	1人
	9	北海道大学CEOフォーラム2023「生成AIが実現する高等教育のゆく	2月21日		1人
	J	え」【学外】	2/]21口	11) 至 日	1/
	10	第29回FDフォーラム「DXAI時代の高等教員のゆくえ」【学外】	2月23日	希望者	1人
SD	1	教職協働研修会	4月21日	専任教員、専任事務職員	51人
	2	2 カリキュラム改革研修会	7月10日	学系長、専攻長、	41人
				専門委員会委員長、	
				教務委員、退学抑制WG、	
				カリキュラムWG	
	3	「GPS-Academic」について	7月19日	就職課職員	8人
	4	2022(R4)年度決算概要と今後の持続的発展に向けて	7月25日、8月4日	専任教員、専任事務職員	120人
	5	「GPS-Academic」について	10月30日、31日	専任教員、専任事務職員	54人
	6	アイヌ民族に対するマイクロアグレッションについて考える	2月20日	専任教員、専任事務職員	49人

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

これまでの学生を対象とした「授業改善アンケート」の結果を踏まえて、授業方法の工夫、カリキュラムや学生指導等において、学系教員間に留まらず、全学教員間で連携を図るなど幅広い面から組織的に改善を行う。

FD活動の参加率の向上を目指し、大学全体の取り組みとして、FD活動に対する教員の関心と意識の向上を図る。FD活動をさらに発展させるため、学生のFD活動への参加も検討する。

令和 5(2023)年度に新たな取り組みとして、先進的な授業を実施する高校の授業見学を 実施した。学生が入学後も自主的な学修に取り組めるよう、教授方法の検討に活用してい く。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

平成 29(2017)年4月施行の大学設置基準の改正により、大学設置基準第11条(組織的な研修等)において、教員及び事務職員等を対象としたSDが義務化され、これを機に恒常的に、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みを進めている。具体的には「札幌大学FD・SD委員会に関する学務要領」に基づき、「FD・SD委員会」を中心に組織的に研修を実施している。同時に、総務部総務人事課が教職員を対象に、各階層職員研修、ハラスメント防止研修及びメンタルへルス研修を企画・実施している。また、令和4(2022)年10月に策定した「札幌大学人材育成方針」に基づき事務職員のスキル向上及びキャリア形成に取り組んでいる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-3-1】札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領

【資料 4-3-2】札幌大学人材育成方針

【資料 4-3-3】札幌大学人材育成方針に基づく人材育成の取り組み

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学が目指す教育の実現のため、組織運営や教育活動を取り巻く様々な変化や課題にも 柔軟に対応できる教職員の育成を目指し、教職員個々の職能開発を効果的に行い、大学運 営に必要な能力・資質等の向上を図るための組織的かつ体系的な SD に取り組む。FD・SD 委 員会が中心となって計画的にそれぞれの職位や業務の特性等に応じた適切な SD 研修を実 施する。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
 - (1) 4-4の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員には原則一人一室の研究室を割り当て、エアコンなど空調整備も含め、快適な研究 環境を提供している。

教育・研究を行う本務教員が、個別又は共同研究により研究力及び教育力の向上を図るとともに、その研究成果をもって地域社会へ貢献することを目指し、札幌大学総合研究所を開設している。現在、4つの付置組織(札幌大学ロシア文化センター、札幌大学アイヌ文化教育研究センター、札幌大学-広東外語外貿大学企業文化と経営研究センター、札幌大学-広東外語外貿大学企業文化と経営研究センター、札幌大学英語教育研究センター)を置き、各分野・領域でのシンポジウム・講演会、国際的な専門研究者による研究会の開催を通じて、優れた研究成果を公表している。

人文・社会科学の7つの学系研究を総合的に俯瞰可能な「札幌大学研究紀要」を年2回刊行し、札幌大学学術情報リポジトリとして図書館ホームページ上で公開している。

研究資料室として共用で利用可能な研究用機器を整備し、本務教員の利用に供している。また、室内には各種外部資金獲得のための募集情報を掲示することで研究活動の更なる啓発・促進に努めている。

学術研究の振興並びに教育内容の充実及び本務教員個人の資質と能力の向上のため、札幌大学留学研修制度を設けている。校費留学研修(本学から留学研修経費の貸与を受けて行う国外留学研修)と、その他の留学研修(本学からの助成を受けず、自費をもって賄う国内留学研修、および本学以外の公私団体からの給費を受ける認定留学研修)の2種類があり、留学研修者として採択された本務教員は、国内及び国外において、特定の大学、研究所、公共的な教育施設又は学術研究施設、その他のこれに準ずる機関で、学術に関する研究及び調査に従事する。直近では、国内研修1人〔研修機関:一橋大学イノベーション研究センター、期間:令和3(2021)年4月1日~令和4(2022)年3月31日〕、国外研修1人〔研修機関:Centre for Translation Studies, School of Orient and African Studies (SOAS), University of London (ロンドン大学東洋アフリカ研究学院 翻訳学研究センター)、期間:令和4(2022)年4月1日~令和5(2023)年3月31日〕を派遣した。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-1】札幌大学総合研究所規程

【資料 4-4-2】札幌大学ロシア文化センター運営要領

【資料 4-4-3】札幌大学アイヌ文化教育研究センター運営要領

【資料 4-4-4】札幌大学―広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター運営要領

【資料 4-4-5】札幌大学英語教育研究センター運営要領

【資料 4-4-6】札幌大学ホームページ (札幌大学総合研究所刊行物-札幌大学研究紀要)

【資料 4-4-7】札幌大学学術情報リポジトリ

【資料 4-4-8】学校法人札幌大学留学研修規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動における不正行為の未然防止を目的として、研究倫理に関する規程を整備し厳正に運用を行っている。また、全本務教員を対象に、研究倫理教育プログラムの受講を義務づけ研究倫理に対する知識の向上を図っている。研究倫理審査について規程に基づき審査環境を整備し、必要とされる研究課題について厳正に審査を行っている。

(1)研究倫理

研究活動上の不正行為の未然防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定めることを目的として、「札幌大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を定め、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

(2)研究倫理教育

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26(2014)年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、「札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する基本方針」及び「札幌大学における公的研究費等の不正防止計画」を策定のうえ、全本務教員及び研究活動の運営・管理に携わる事務職員等を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務づけ、研究倫理に対する知識の向上を図っている。

(3)研究倫理審査

「札幌大学における人を対象とする研究に関しての倫理規程」を定め「人を対象とする研究に関しての倫理審査委員会要領」に基づき、研究倫理審査の環境を整備している。 運用を開始した令和 3(2021)年度から計 12 件の審査を行い、「承認」を受けた研究は承認番号を付して学会発表、論文投稿を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-9】札幌大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

【資料 4-4-10】札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における 不正行為防止に関する基本方針

【資料 4-4-11】令和 6(2024)年度札幌大学における公的研究費等の不正防止計画

【資料 4-4-12】札幌大学における人を対象とする研究に関しての倫理規程

【資料 4-4-13】人を対象とする研究に関しての倫理審査委員会要領

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、毎年度、教員の研究活動について、「個人研究費」「学会発表旅費補助」「研究 助成(個人研究・共同研究)」「指定研究(学長政策)」の枠組みにより、研究に必要な経費 の配分及び助成を行い、個人研究から共同研究まで幅広く支援している。研究活動への資 源配分にあたっては、学内規程、要領に則り適切な運用を行っている。 また、外部資金獲得への取り組みは、主に独立行政法人日本学術振興会による科学研究 費助成事業(以下、科研費)について、文科省の定めに則り学内規程及び要領を整備し適切 な機関管理を行っている。応募者への支援と応募者数増加を目的に、科研費応募にかかる 学内説明会を毎年開催している。

なお、本学は、RA(Research Assistant)等の研究補助のための規程は設けていない。

(1)個人研究費

全本務教員に対して個人の研究が円滑に遂行されるよう配慮し、職位の区別なく年額一律30万円を配分している。「個人研究費取扱要領」に則り、各教員が年度初めに設定する「研究テーマ」に必要な経費として、その範囲は研究旅費、研究用物品・図書、その他学会費、通信費、人件費・謝金等、多岐にわたって認めている。

(2) 学会発表旅費補助

国内外で開催される学会等で研究成果の発表を行うための旅費を補助し、研究活動の 一層の意欲向上を図っている。(令和 5(2023)年度補助件数/国内 14 件)

(3)研究助成制度

学内における研究活動を促進させ、学術研究の振興を図ることを目的に、「学校法人札幌大学研究助成規程」に則り助成を行っている。助成の内容は、個人研究(1件20万円以内/最大20件(400万円)まで)、共同研究(1件50万円以内/最大2件(100万円)まで)である。

(4) 指定研究(学長政策)

本学にとって有益な研究を行い、効果の高い教育を実践するための基盤づくりを推進することを目的に、学長が指定する研究テーマに対し助成を行っている。(1 件 50 万円以内)

(5)外部資金

主に独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業について、文科省の定めに則り学内規程等を整備し、適切に機関管理を行っている。応募者への支援と応募者数増加を目的に、科研費応募にかかる学内説明会を開催している。また、科研費事務に携わる事務職員を置き、日本学術振興会への各種申請手続き及び適正な執行の確保について支援体制を整えている。

過去3年の採択件数(継続・分担分含む)

- 令和 3(2021)年度/採択件数 10 件(本学研究代表者分 5 件)
- 令和 4(2022)年度/採択件数 20 件(本学研究代表者分 8 件)
- 令和5(2023)年度/採択件数24件(本学研究代表者分11件)

(6)研究活動支援

委託研究契約に基づく受託研究費、企業との共同研究開発契約に基づく契約金の受け 入れを行っており、契約に基づく適切な管理により研究活動の支援を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-14】令和 6 年度個人研究費取扱要領

【資料 4-4-15】個人研究費及びその他研究出張の手続き・留意事項に関する申し合わせ

【資料 4-4-16】学会発表旅費補助の運用に関する申し合わせ事項

【資料 4-4-17】学校法人札幌大学研究助成規程

【資料 4-4-18】札幌大学指定研究(学長政策)取扱要領

【資料 4-4-19】札幌大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程

【資料 4-4-20】札幌大学における科学研究費助成事業事務取扱要領

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学全体としての研究活動のさらなる活性化に向けて、限られた学内研究費の効果的な活用、科学研究費申請や共同研究促進への支援体制の充実、研究業績の積極的な外部公開の促進などの取り組みを、組織横断的に進めていく。加えて、研究多様性の観点に留意しながら、教員が研究活動に注力するための時間確保等に努めていく。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究倫理の重要性を鑑み、本学の本務教員に対して、研究倫理に対する理解と本学の取り組み等に関して、引き続き啓蒙活動及び教育機会の提供を行うことで、さらなる知識の向上を図り、研究活動における不正行為の未然防止に努める。

[基準4の自己評価]

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための仕組みは、大学の使命・目的に沿った教学運営を実行するために、教授会に相当する教育研究協議会や学系に関する決定を行う学系会議、その他各種委員会を設け、学長のサポート体制の整備を含め、厳に確立されている。

大学運営に関わる教職員の資質、能力向上のために、「札幌大学 FD・SD 委員会に関する 学務要領」に基づき、計画的に研修を実施している。

研究活動については、原則一人一室の研究室を割り当て、適切な研究費の配分や設備の 充実による研究環境の向上に努めている。教育研究内容の充実と教員の能力向上のために 留学研修制度を設けているほか、外部資金の獲得のための研修会の開催による研究活動支 援を行っている。

以上のことから、本学は「基準4」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
 - (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人札幌大学としての行動規範を定め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、経営方針や姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展につなげていくことを目的とし、令和 3(2021)年度に「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」を策定した。令和 4(2022)年度には自己点検を行い、その内容を公表するとともに札幌大学女子短期大学部の閉学を踏まえて、令和 5(2023)年度にガバナンス・コードを改正した。

法人や大学が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、「学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程」及び「学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する取扱要領」を策定し、適切に情報公開を行っている。

令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の改正私学法に基づき、更なるガバナンス強化が求められており、「寄附行為」の変更はもとより、各規則等の改正・制定に取り組んでいる。現在、改正、制定中の主な規則等は以下の通り。

- 理事会会議規則
- · 評議員会会議規則
- 役員報酬規程
- ・評議員の報酬等に関する規程
- ・内部統制システム整備の基本方針
- ・ 法令尊守マニュアル

- 常勤理事会運営規則
- ・理事・評議員の選任に関する規程
- 役員退職慰労金規程
- 学長選考規程
- コンプライアンス規定
- 監事監查規程

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-1】学校法人札幌大学寄附行為

【資料 5-1-2】札幌大学学則

【資料 5-1-3】学校法人札幌大学就業規則

【資料 5-1-4】学校法人札幌大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-5】学校法人札幌大学ガバナンス・コードの点検について

【資料 5-1-6】令和 4(2022)年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検報告書

【資料 5-1-7】学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程

【資料 5-1-8】学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する取扱要領

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

令和 3(2021)年度に策定した「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」について、令和 4(2022)年度に自己点検を行い、令和 5(2023)年度に改正した。今後も自主的な自己点検を継続し、必要に応じて見直しを行っていく。

中長期の収支見通しを作成し、財政の健全化に努めている。法人の経営状況について、 SD 研修等を通じて教職員に周知し、教職一体となった取り組みに向けた共通意識の醸成に 努めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-9】学校法人札幌大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-10】学校法人札幌大学ガバナンス・コードの点検について

【資料 5-1-11】令和 4(2022) 年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検報告書

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

令和 3(2021)年竣工の新校舎「SUcole」に冷暖房対応の空調機を導入し、重油由来熱源の使用量の削減を図っている。さらに、新体育館の整備においても、電気もしくはガスボイラーの導入を前提に検討を進めている。

大学は教職員、学生、保護者、取引先、地域社会等と深く関わっており、それらすべての人の人権に配慮することが重要であり、大学の評価にも大きく影響することを意識している。大学で働く者が快適な環境のもと学修、教育、研究及び職務を遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために、「学校法人札幌大学ハラスメントの防止に関する規程」、「学校法人札幌大学ハラスメント苦情相談員に関する規程」及び「学校法人札幌大学ハラスメント調査委員会に関する規程」を整備するほか、大学に勤務する教職員が認識すべき事項として、「ハラスメントの防止等に関する指針」を設けている。

また、学生からの申立又は被申立人となるハラスメントの発生を未然に防止、適切に解決するための「札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程」、ハラスメントの定義を明文化した「ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針」に沿って、防止対策に努めている。学長が委嘱する教員4人及び事務職員2人で構成する委員会を設置し、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に円滑かつ適切に対応するための体制を整えている。

職場の安全及び衛生管理に関して「学校法人札幌大学安全衛生管理規程」を整備している。また、労働安全衛生法及び本学就業規則に定める衛生管理に関する重要事項を適切に遂行するため、法人が任命する委員長及び4人の委員で構成する衛生委員会を定期的に開催している。

基本的人権及び個人の尊厳を保つための個人情報保護が重要であることから、「学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程」を整備するとともに「学校法人札幌大学個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し運用している。

大学において発生することが想定される様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、また学生及び教職員等の安全確保を図るとともに社会的責務を果たすため「学校法人札幌大学危機管理規程」を令和 5(2023)年に整備した。理事長を最高責任者として危機管理及び

危機対策に必要な措置を講じるための組織である「危機管理委員会」を設置し、さらに危機対策を講ずる必要があると判断する場合には「危機対策本部」を設置することとしている。

令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症対策においては、国や北海道など関係機関からの情報を適時適切に把握しながら、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染拡大防止に向けた方策を検討し、以下の対策を行った。

①感染対策全般:換気の校内放送、検温、手指消毒アルコール設置、アクリル板設置、

施設貸出制限、教室使用人数制限等

②授業:教室収容率の制限、遠隔授業やハイブリッド授業の展開、濃厚接触者

追跡のため座席指定及び座席位置を把握できるシステム構築等

③課外活動:大学独自のガイドライン策定、クラブ毎の独自ガイドライン策定等

④地 域 連 携:職域接種の実施、行政が実施する接種会場の斡旋等

学生への経済的なサポートとして、「学校法人札幌大学新型コロナウイルス感染症緊急総合対策」を創設し、大学での学びを断念することがないよう、授業料支援、学生生活困窮支援(アルバイト収入が減少した学生への支援)、遠隔授業対応支援(タブレット貸出)を実施した。併せて、学費等納付金の猶予措置について、通常時より更に延長することを可能とするなど、様々な対策を講じた。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-12】学校法人札幌大学ハラスメントの防止に関する規程

【資料 5-1-13】学校法人札幌大学ハラスメント苦情相談員に関する規程

【資料 5-1-14】学校法人札幌大学ハラスメント調査委員会に関する規程

【資料 5-1-15】ハラスメントの防止等に関する指針

【資料 5-1-16】札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-17】ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針

【資料 5-1-18】人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程

【資料 5-1-19】学校法人札幌大学安全衛生管理規程

【資料 5-1-20】学校法人札幌大学衛生委員会規程

【資料 5-1-21】学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-22】学校法人札幌大学個人番号及び特定個人情報取扱規程

【資料 5-1-23】学校法人札幌大学危機管理規程

【資料 5-1-24】校舎暖房システムの考え方

【資料 5-1-25】札幌大学ホームページ(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法 に基づく学校法人札幌大学 一般事業主行動計画)

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

現在、令和7(2025)年4月1日施行の改正私学法に基づく「寄附行為」の変更、各規則等の改正・制定に取り組んでいる。「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」の改訂につい

ても予定している。「寄附行為」及び「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」の不断の見直し、情報開示の取り組みを徹底することで、使命・目的の実現への努力を継続する。

また、自己点検は毎年度実施しており、令和5(2023)年度の自己点検の結果については、 令和6(2024)年6月中にその内容を公表する予定である。

環境保全、人権、安全への配慮は、緊急事態に備える準備・整備を継続していくとともに、特に環境保全の対策として、暖房システムは、電気もしくはガスボイラーの導入を前提に検討を進め、重油由来熱源の使用量の削減を図っていく。また、人権対策として、教職員及び学生のハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に円滑かつ適切に対応するために必要な体制を整えており、今後も教職員及び学生に周知を図っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、下記のとおり自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築して、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備するとともに、学長を含む理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。

1. 理事会の適切な運営

- ①理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、常勤理事の職務執行を監督
- ②理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為に明示
 - イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管
 - ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるように留意
- ③常勤理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、常勤理事及び本学の運営責任者(学長、副学長及び学系長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、常勤理事等は、その評価を業務改善に反映
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有及び内部統制やリスク管理体制の適切な整備が行われるよう監督
- ④ 学長への権限委譲
 - ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学 長に委任
 - イ 学長が副学長を置き、担当事務を分担させ、管理する体制を整備
 - ウ 副学長等の所掌する校務の範囲について、分掌は教育研究協議会の議を経て学 長が決定

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画に基づき6月と3月に定期的に開催するとともに、必要に応じて都度開催。また、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有

イ 審議に必要な時間は十分に確保

⑥ 役員(理事・監事)の損害賠償責任 役員(理事・監事)は、(→その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(二)その職 務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、 これを賠償する責任を負う

⑦ 連帯責任

役員 (理事・監事) が本法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、 他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負 う

- ⑧ 損害賠償責任の減免規定の整備 役員(理事・監事)の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減 免の規定を整備
- ⑨ 特別の利害関係を有する理事の議決権の制限理事会に議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加えない

2. 理事の責務、役割

- (1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化
 - ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理
 - ② 理事長を補佐する理事として、専務理事及び常務理事を置き、各々の役割のほか、 理事長の代理権限順位も明確に規定
 - ③ 理事長及び理事の解任について、寄附行為に明確に規定
 - ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行う旨を誓約
 - ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負う
 - ⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、これ を理事長及び監事に報告する義務を負う
 - ⑦ 法人と理事との利益が相反する事項については、理事の代表権を制限。また、利益 相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、 承認を受ける必要がある旨、規定
- (2) 学内理事の役割
 - ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進
 - ② 教職員として理事になる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、 理事としての業務を遂行
- (3) 外部理事の役割
 - ① 複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任
 - ② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な 視点から意見を述べ、理事会に議論の活発化に寄与し、理事としての業務を遂行

- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポート を十分に実施
- (4) 理事への研修機会の提供と情報提供・意見交換 全理事に対し、研修機会の提供に努めるほか、法人運営に関する情報提供や意見交 換などにより、認識を共有

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】学校法人札幌大学寄附行為

【資料 5-2-2】学校法人札幌大学理事会会議規則

【資料 5-2-3】学校法人札幌大学常勤理事会運営規則

【資料 5-2-4】学校法人札幌大学学長選考規程

【資料 5-2-5】学校法人札幌大学ガバナンス・コード

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 7(2025)年 4 月 1 日に施行される改正私学法において、ガバナンス強化の観点から 理事の選任方法等が変更となるため、法改正に対応した運営ルールについての検討を継続 する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
 - (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長が、法人における業務を円滑に執行するため、「寄附行為」及び「学校法人札幌大 学常勤理事会運営規則」に基づき、理事長、学長、専務理事、常務理事、副学長理事2名 を構成員とし、かつ、監事の出席を可能とした常勤理事会を設置している。常勤理事会は、 概ね毎週開催し、法人と教学が意思疎通を図りながら、法人及び教学に関する重要事項等 について、審議決定している。また、常勤理事の業務分担も規定し、理事長の指示のもと 各常勤理事が担当業務を遂行する体制を整備している。

令和 5 (2023) 年度における SD 研修の一環、また「新・中期計画」の実現に向けた取り組みとして、専務理事が全教職員を対象に「令和 4 (2022) 年度決算概要と持続的発展に向けて」を研修テーマに、財務状況説明会を実施した。開催後のアンケート結果においては、40 項目程の質問、意見及び要望が挙げられるなど関心の高さが見られ、これに対する法人の見解が教職員に示される過程で、財務状況の改善に対する意識が共有された。

「就業規則」を改正し、教員に専門型裁量労働制を導入するにあたり、常務理事が全教職員を対象に「教員の勤務時間等に係る学校法人札幌大学就業規則等の改正に関する説明

会」を実施した。説明及び質疑応答を通して制度の理解が得られたことから、令和 5(2023) 年8月1日から導入した。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-1】学校法人札幌大学寄附行為

【資料 5-3-2】学校法人札幌大学常勤理事会運営規則

【資料 5-3-3】常勤理事役割分担

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事及び評議員は「寄附行為」第8条及び第28条に基づき適切に選任されている。また、法改正に先駆け、常勤監事を設置している。監事は、「寄附行為」第16条に基づき、 監事の職務を適切に行っている。評議員は、「寄附行為」第24条に基づき、評議員会の運営を適切に行っている。評議員の評議員会への出席状況は適切である。

本学では、下記のとおり自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築して、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備するとともに、監事や評議員の選任及び職務の執行など適切に行っている。

1. 監事

- (1) 監事の責務(役割・職務範囲)について
 - ① 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査
 - ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為に基づき、理事会・評議員会に出席
 - ③ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な 事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告、 さらに、理事会・評議員会の招集を請求できる旨、規定
 - ④ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該 理事に対し当該行為をやめることを請求できる旨、規定
 - ⑤ 監事は、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任を負う旨、規定
- (2) 監事の選任
 - ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、評議員会の同意を得て理事会に おいて監事を選任する旨、規定
 - ② 監事は2名置き、監事の監査機能の充実、向上のため、1名は常勤監事
 - ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮
- (3) 監事監査基準
 - ① 監査機能の強化のため、学校法人札幌大学監事監査規程等を作成
 - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知
 - ③ 監事は、学校法人札幌大学監事監査規程等に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
 - ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っている

- ② 監事に対し、研修機会の提供とその充実に努めている
- ③ 監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを 十分に行うための監事サポート体制を整備
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めている
- 2. 評議員会及び評議員
 - (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意 見を聞く旨、規定

なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない旨、規定

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他、本法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの
- (2) 評議員会において活発な議論が行われるよう適切な議事運営に努めている
- (3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、 役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することがで きる旨、規定
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議を行う 旨、規定
- (5) 評議員の選任
 - ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任する旨、規定
 - ② 評議員となる者は、次に掲げる者とする旨、規定
 - ア 札幌大学学長
 - イ 札幌大学女子短期大学部学長又は副学長
 - ウ 評議員のうちから評議員会において選任した理事以外の理事
 - エ 本法人の職員で理事会において選任した者
 - オ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから、理事会 において選任した者
 - カ 学識経験者のうちから、評議員会において選任した者
 - ③ 本法人の業務や役員の業務執行、財産状況について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出する旨、規定

- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する、若しくは、評議員会において選任する旨、規定
- (6) 評議員への研修機会の提供と情報提供・意見交換
 - ① 評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行うこととしている
 - ② 評議員に対し、研修機会の提供に努めるほか、法人運営に関する情報提供や意見交換などにより、認識の共有を図ることとしている

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-4】学校法人札幌大学寄附行為

【資料 5-3-5】学校法人札幌大学監事監査規程

【資料 5-3-6】学校法人札幌大学内部監査規程

【資料 5-3-7】学校法人札幌大学ガバナンス・コード

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の改正私学法に基づき、内部統制機能の強化が求められており、「内部統制システム整備の基本方針」や「コンプライアンス規程」等の制定に取り組んでいる。

今後も法人における業務を円滑に執行するため、定期的に常勤理事会を開催する。また、 法人と教学の意思疎通を図る目的で開催している運営懇談会も継続して開催する。役員が 説明者となり、全職員を対象とした説明会も継続して開催し、法人及び大学の各管理運営 機関の意思決定の円滑化を目指す。

管理運営体制のチェック機能については、私立大学としての使命・目的の達成に向けて 円滑な意思決定ができる体制の整備と見直しを行う。

監事や評議員の選任及び職務の執行については、今後も継続して適切に行う。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
- (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、令和元(2019)年度を起点とした令和 5(2023)年度までの札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」を策定し、令和 5(2023)年には大学を取り巻く環境の急変に対応すべく令和 9(2027)年度までの「新・中期計画」に改定した。各年度の事業計画及び収支予算案はこの新・中期計画とその PDCA を踏まえて作成し、理事会及び評議員会に諮り承認を受けて策定している。具体的な予算案の編成は、各部署から提出された予

算申請を総務部財務課で取りまとめ、事務局長調整を経て常勤理事会にて予算案を確定し、 全体理事会、評議員会に諮り承認を得ている。予算執行時には総務部財務課で内容と妥当 性を確認しており、月次でも予算執行状況を管理している。予算と著しくかい離が見込ま れる場合は補正予算案を策定し、理事会及び評議員会に諮り承認を受けている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-1】札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」

【資料 5-4-2】事業活動収支見込

【資料 5-4-3】 令和 6(2024) 年度事業計画

【資料 5-4-4】令和 6(2024)年度収支予算書

【資料 5-4-5】令和 6(2024)年度予算編成について

【資料 5-4-6】2023 (令和 5) 年度補正予算編成方針

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立には、教育活動に必要な経常的な施設・設備等整備の資金を経常収支キャッシュ・フロー(経常収支差額+減価償却額:リース償却分を除く)で確保することが必要と考えている。中期の事業活動収支見込を策定し、「中期計画」「新・中期計画」の KPI に示し、計画に沿った運営をしている。

直近5年では第一期キャンパス整備(総投資額:4,571百万円)に取り組んだ影響から、 財務運営は厳しい環境にあったが、学生数の確保、施設補助金・寄付金等の獲得に注力した結果、経常収支キャッシュ・フローは令和 2(2020)年度以降黒字を確保し、経常的な施設・設備の整備に充当する他、キャンパス整備費に充てた。この他、施設補助金・施設寄付金の獲得、2号基本金の取り崩し等により、安定した財務基盤の維持に努めた。令和5(2023)年度はキャンパス整備の進展に伴う解体費用 389 百万円を含んでおり、この費用を除けば実質キャッシュ・フローは349百万円の黒字であった。

以上、第一期キャンパス整備完了の令和 5(2023)年度末の現預金残高は事業活動支出の 1.8年分を確保しており、財務は安定している。

過去5年間の経常収支及び期末現預金の状況(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支差額	△ 265,811	16, 039	△ 32,091	△ 126, 620	△414, 577
経常収支キャッシュ・フロー	△ 24,059	247, 644	249, 615	220, 000	△39, 356
基本金組入前当年度収支差額	△ 433, 495	△ 115,841	307, 189	378, 430	△529, 309
教育活動資金収支差額	△109, 470	421, 041	405, 312	414, 285	381, 409
期末現預金残高	7, 050, 004	7, 218461	6, 517, 675	7, 020, 142	7, 379, 534
事業活動支出	3, 588, 812	3, 705, 093	3, 719, 436	3, 881, 851	4, 213, 275
期末現預金残高/事業活動支出	2.0年	1.9年	1.8年	1.8年	1.8年
施設・設備関係支出	300, 156	794, 762	2, 407, 529	1, 554, 901	※ 244, 642
(参考) 学生数 (大学のみ)	2, 722	2, 878	2, 994	3,091	3, 025

※施設・設備関係支出:キャンパス整備 191,396 千円 + 経常分 53,246 千円 = 244,642 千円 (キャンパス整備費:教育活動経費 388,595 千円 + 施設・設備支出 191,396 千円 = 579,991 千円)

財務指標では、第一期キャンパス整備のなかで一部借入を行ったことから「純資産構成 比率」「基本金比率」は全国平均より若干低位となっているが、短期的な支払能力を示す「流 動比率」は、健全な水準を維持している。

また、今後も科学研究費助成事業や寄付金等の外部資金の獲得、補助金の獲得にも注力し、引き続き財務の安定化に努めていく。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-7】寄付金・補助金・外部資金の獲得状況

【資料 5-4-8】過去 5 年間の経常収支及び期末現預金の状況

【資料 5-4-9】貸借対照表の状況と経年比較

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

財務の安定化のためには、収入面では学生の確保が最も重要と考え、「新・中期計画」においても学生確保のための諸施策を検討・遂行している。入学者選抜については、「一般選抜」が減少傾向にあるなか、本学の強みである「課外活動」を含めた「学校推薦型選抜」の強化に努めていく。また、除籍退学率について新・中期計画の KPI3%の達成に向けて取り組み、定員充足率の適正化等で経常費補助金の増額、科学研究費助成事業や寄付金等の外部資金の獲得にも注力していく。

遊休資産の活用による収入増加策として、令和 4(2022)年度から土地賃貸の収益事業も開始している。一方、支出についてはキャンパス整備第二期を控え、経常支出は経費削減に取り組むとともに施設・設備等を含めて経常収入に見合う支出を目指し、収入増に直結する学生確保に繋がる事業・施策へ予算を集中配分していく。減価償却額の負担が大きく、経常収支差額は支出超過となっているが、令和 5(2023)年度が減価償却額のピークとなっており、令和 9(2027)年度には収入超過となる見込みである。

以上、新・中期計画に沿った財務運営により安定した財務基盤を確立していく。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人札幌大学経理規程」及び「学校法人 札幌大学経理規程事務取扱要領」に基づき適正に実施している。疑義が生じた場合には、 監事、会計監査人(監査法人)等に照会し、指導・助言を受けながら会計処理の適正化に 努めている。監査法人とは「質問用紙」を制定し、照会し易い環境を整えている。

固定資産、備品の管理については、「学校法人札幌大学経理規程」及び「学校法人札幌大学固定資産管理規程」に従って適切に実施している。なお、資金運用については、「学校法人札幌大学資金運用に関する規程」及び「学校法人札幌大学資金運用管理委員会規程」に基づき適切に執り行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、法人に置く内部監査室が実施する内部監査を行う体制を整備している。

本学の監事は常勤1人と非常勤1人で、会計監査の他業務監査も実施している。

監査法人や監事による会計監査は、計算書類の点検・確認を基本に、会計担当者からの ヒアリングも実施している。また、決算時には監事による「監査報告書」を理事会及び評 議員会に報告している。なお、毎年度の計算書類については、理事会及び評議員会にて決 算承認後、文部科学省に届出、ホームページに公開する他、事務局にて閲覧できる体制と している。

監査法人、監事及び内部監査室による三様監査により情報交換や情報の共有化を図っている。監査法人の監査の講評時には監事との意見交換の場を設け、監査の適切性を確認している。

予算の執行状況を管理し、想定外の状況変化により予算と著しくかい離が見込まれる科目が発生した場合は、補正予算を編成している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-5-1】学校法人札幌大学経理規程

【資料 5-5-2】学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領

【資料 5-5-3】学校法人札幌大学固定資産管理規程

【資料 5-5-4】資金収支計算書(令和 5(2023)年度)

【資料 5-5-5】活動区分資金収支計算書(令和 5(2023)年度)

【資料 5-5-6】事業活動収支計算書(令和 5(2023)年度)

【資料 5-5-7】貸借対照表 (令和 5(2023)年度)

【資料 5-5-8】財産目録総括表 令和 6(2024)年 3 月 31 日現在

【資料 5-5-9】独立監査人の監査報告書(令和 4(2022)年度)

【資料 5-5-10】監事監査報告書(令和 4(2022)年度)

【資料 5-5-11】学校法人札幌大学資金運用に関する規定

【資料 5-5-12】学校法人札幌大学資金運用管理委員会規程

【資料 5-5-13】学校法人札幌大学監事監査規程

【資料 5-5-14】学校法人札幌大学内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も学校法人会計基準に基づき適正な会計処理を行い、経営状況を明確にするとともに、課題を洗い出し、対処案を検討していく。また、会計処理上の疑問点については、監査法人や監事に適宜確認し、適切な対処を行うとともに会計担当者の資質向上に努めていく。

[基準5の自己評価]

本学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」に基づく管理運営体制を整備している。

法人運営に当たっては、意思決定の最高機関としての理事会、諮問機関としての役割を 担う評議員会と監事が法人運営のそれぞれの役割を果たしており、相互チェック体制も適 切に機能している。

本学は「新・中期計画」に基づき安定した財務基盤の確立・維持のため、魅力ある教育の提供、学修者本位の教育実現による学生確保を最優先とし、外部資金の獲得にも力を入れている。

会計処理は監事と監査法人、内部監査室による監査を受け適切に実施している。 以上のことから、本学は「基準 5」を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、教育研究水準の向上を図り社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価及び公表を行っている。学長の責任の下に学系長及び研究科長により構成する「自己点検・評価運営会議」と、その下部組織として、各専攻長を委員とする「自己点検・評価実施委員会」を設け、毎年度点検・評価を実施し、その結果をホームページに公表している。

これまで学長を中心に実施してきた自己点検・評価が、本学の内部質保証確保の取り組みであることを明確にするために、令和6(2024)年3月に改めて「内部質保証の方針」、「内部質保証の組織」、「内部質保証の体制」を定め、公表した。

教育の質に関しては、学長と副学長を中心に、教育研究協議会をはじめ、各種委員会が 有機的に連携・協力を図り、科目レベル、学位レベル、大学全体レベルにおいて教学マネ ジメントを促進させることにより、継続的な教育の質保証に取り組んでいる。

本学の教育目標の実現を具体的な行動計画として示した「中期計画」は、教育研究活動全般について点検・評価を行うこととしている内部質保証と密接に関わるものである。

中期計画の行動計画として掲げられている教育改革や教育プログラムの拡充等に向けた施策の進捗については、学長、副学長に加え、法人理事、事務局執行部を交えた PDCA 会議において、大学総体として確認・検証を行いながら、機動的に改善に取り組む体制を整えている。【図表 6-1-1 札幌大学の内部質保証概念図】

【図表 6-1-1 札幌大学の内部質保証概念図】 中期計画・活動方針 理事会 学 長 (内部質保証責任者) 監事 理事長 内部 全学レベル 副学長 監査室 大学の方針や 教育研究協議会 検証 結果 基幹委員会 専門委員会 特別委員会 教務 国際交流 教職 协域連携 学生・入試 学術 新学修 アクセシド リティ 評価 就職 FD · SD 教学IR 委員 **利润立果 子聚**作 子**聚**作 学位レベル』 研究科委員会 研究科·專攻 学系会議 (学系・専攻) 科目レベル 授業科目 情報公表 _____ 意見聴取 ステークホルダー (学生、保護者、卒業生など)

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-1-1】札幌大学自己点検・評価規程

【資料 6-1-2】札幌大学自己点検・評価運営会議要領

【資料 6-1-3】札幌大学ホームページ(内部質保証)

【資料 6-1-4】札幌大学の内部質保証(PDCA 概念図)

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証の方針に基づき、学長の責任の下、「自己点検・評価運営会議」及び「自己点検・評価実施委員会」が中心となり、教育効果も含め、本学の教育プログラムが学生のニーズに応えているかの点検・評価を継続して行っていく。また、情報の適切な公表とともに、外部評価の意見や社会情勢の変化などから起こり得る新たな要請にも十分応えられているかを適宜検証していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
 - (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究等の状況を定期的に点検し、評価を行い、その結果を公表することを学則第12条に定めている。また、「自己点検・評価規程」において、実施体制、実施頻度(原則毎年度)などを定め、自己評価を行い、教育の質向上に努めている。評価項目の充足の可否判断については、エビデンスに基づき客観的に行っている。

また、自己点検・評価規程において、認証評価は毎年度実施する自己評価に基づいて受審することとしており、これまで認証評価を受審した際の指摘・意見等に対しては、自己点検・評価運営会議等の教学組織に法人が加わり、全学的・組織的に改善方策を立案・構築し、その対応結果を速やかに公表している。なお、認証評価の結果については、役員、教職員がその情報を共有し、直ちにホームページで社会に公表するとともに、改善方策を打ち出している。

さらに、令和 5(2023)年 7 月に自己点検・評価規程に基づき「外部評価要領」を定め、本学の自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者から助言・意見を聴取する体制を整えている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

令和 4(2022) 年度に「札幌大学 IR に関する規程」を制定するとともに、新たに「IR 推進室」を事務局企画部内に設置した。IR 推進室の活動は、教育、研究、その他の諸活動に係

るデータを収集・分析・可視化し、PDCA サイクルを回すことにより、教学マネジメントを支える基盤を確立し、本学の将来構想及び教育目標の達成や教育活動の発展、学生満足度の向上に寄与することを目的としている。IR 推進室では、各部署からのデータ収集や分析の結果を以て、教学 IR 委員会において取りまとめ業務改善(除籍・退学の減少や効率的な財務運営、特に重要とされる教育の質保証等)に活用している。

また、アセスメント・プラン及びアセスメント・プランの検証体制(3-3-①に記載)に基づいたデータ収集・分析により、3つのポリシーの検証結果について提供し、カリキュラムの見直しなどに役立てている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-1】札幌大学自己点検・評価規程

【資料 6-2-2】札幌大学自己点檢·評価運営会議要領

【資料 6-2-3】札幌大学外部評価要領

【資料 6-2-4】札幌大学ホームページ(自己点検・評価報告書)

【資料 6-2-5】札幌大学教学 IR 委員会に関する要領

【資料 6-2-6】札幌大学 IR に関する規程

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証の方針に基づく自己点検・評価については、学長の責任の下、質保証を所管する「自己点検・評価運営会議」(教育の質保証の観点からは「教育研究協議会」が主体)が認証評価機関の評価基準・項目に沿って毎年度実施している。自己評価の判定については、法令や学内諸規則、その他実施稟議書等によるエビデンスに基づいており、今後もこれを遵守していく。

認証評価を含む自己点検・評価の結果については、学内で共有するとともに、速やかに 社会に公表するよう努めていく。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR に関する規程整備と IR 推進室の設置により、データの分析と可視化による課題把握や改善に向けた取り組みを始めた。一方、迅速なデータ収集・分析には課題も残されていることから、分析・可視化システムの導入を検討している。

今後は、学内データの分析のみならず、18歳人口の推移や就職状況など、国や自治体が 公表している各種データも取り入れ、内部質保証の観点から本学の取り組みが社会変化に 対応できているかも注視しながら、改善に努めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

令和 5 (2023) 年度に改訂した「新・中期計画」は、令和 9 (2027) 年度までの 5 カ年を計画期間として、本学の建学の精神、教育目標をミッション・ビジョンとして、昨今の社会情勢の大きな変化や国の高等教育政策の指針を参考に、9 つの行動計画 (9 頁参照) に落とし込んだ。ここで掲げている行動計画に基づき、具体的な施策の立案とその進捗について、理事長、学長、常勤理事、副学長が一堂に会する「PDCA 会議」において検証・確認し、大学全体として施策の推進にあたっている。「PDCA 会議」での検証・確認を踏まえ、次年度の予算、事業計画に反映させることで、計画の実質化に努めている。

こうした一連の PDCA サイクルについては、学長を中心とした「自己点検・評価運営会議」における点検評価を踏まえ、認証評価における評価基準項目に照らし、毎年度、自己点検シートとしてまとめ、公表している。

3つのポリシーを起点とする教育の内部質保証(教学マネジメントの推進)については、アセスメント・プランに示すように全学レベルでは「教育研究協議会」が、学位レベルでは「学系会議」が、科目レベルでは「FD・SD 委員会」を通じて各科目担当者が、それぞれIRにおいて測定・検証した結果を踏まえ、教育内容の改善に取り組んでいる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-3-1】札幌大学教学 IR 委員会に関する要領

【資料 6-3-2】札幌大学 IR に関する規程

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5 (2023) 年度の PDCA 会議は、年度後半からの取り組みとなったことにより、PDCA サイクルの起点となる P (プラン) に対する検証・確認が不十分であったとの反省を踏まえ、令和 6 (2024) 年度については、年度当初から事業計画に基づいて開催している。

3 つのポリシーに基づく教育の質保証という観点から、令和 5(2023)年度に制定したアセスメント・プランに基づいた IR 分析を活用し、全学レベル、学位レベル、科目レベルにおいて、各種委員会と連携した教学マネジメントサイクルを繰り返すことにより、真に学修者目線の教育プログラムとなるよう、さらなる教育改善に努めていく。

[基準6の自己評価]

本学の内部質保証は、ホームページで公表している「内部質保証の方針」に基づき、学長の責任の下に「自己点検・評価運営会議」を、また、質保証を具体的に実行・検証する

組織として「自己点検・評価実施委員会」を設置し、点検・評価を行うことで、大学全体の質保証の確保に努めている。内部質保証の体制として、学内の様々な会議体や委員会等が連携・協力し、学長がリーダーシップを発揮し、教学マネジメント推進による教育の質保証、教育の改善に日々努めている。

さらに、本学の中期計画の PDCA サイクルとして、毎年度、PDCA 会議を中心とした検証・改善を行い、施策や予算に反映している。この中期計画の PDCA 結果を認証評価の評価基準・項目に照らし、自己点検・評価の実績として学内で共有するとともに、ホームページで公表している。

アセスメント・プランに基づき、IR 推進室において取りまとめた各種データの分析結果 を教育や取り組みの改善に活用することで、3 つのポリシーを起点とした内部質保証を担保している。

本学の「内部質保証の方針」を踏まえ、3 つのポリシーを起点とする教育の質保証と、 大学全体の質保証に対する PDCA の仕組みが整えられており、今後も教育の質や大学運営 の改善に繋げる仕組みとして内部質保証を機能させていく。

以上のことから、本学は「基準6」を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動への取り組み

A-1-① 地域貢献活動への取り組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、昭和 42(1967)年の開学以来、建学の精神・教育目標・5 つの教育方針(1 頁参照)に基づき、「地域に貢献する人材」の育成を目指し、北海道の経済界、地域社会で活躍する6万4,000人以上の人材を輩出(令和6(2024)年3月末現在)してきた。平成25(2013)年の「地域共創学群」への改組以降も、これまでの教育目標・5 つの教育方針を受け継ぎ、幅広い教養と確かな実践力を備え、地域の未来を創ることができる人材、すなわち「地域共創人」の育成に取り組んでいる。

令和 4(2022)年 6 月、地域や高校、企業との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進する「核」として、地域連携センター(RCC: Regional Cooperation Center)を開設した。本センターでは、大学と地域社会を繋ぐ開かれた窓口として、協働事業の推進や学外団体との関係構築、プログラムの共同立案、地域連携に係る情報収集などを行っている。

人口減少・高齢化が急速に進行する地域の抱える問題は厳しさを増しており、教育研究を通じてこれらの課題解決に取り組み、地域社会を支える次世代の担い手を育成することが喫緊の課題であり、大学に課せられた極めて重要な責務である。これらの課題に主体的に関わり、その過程において様々な経験を積むことによって、学生は「活きた学び」を得ることができるとの視点から、本センターでは、そうした学生の主体的な学びの場を提供している。

地域活性化と学びを結び付けた本学独自の取り組みを札幌大学モデルとして定着させ、他大学や他地域への広がりを通じ、北海道全体の活性化へと繋げることが地域連携センターの目指すところである。これら地域貢献・交流活動の取り組みに学生が参加することは、本学が教育の特色としているアクティブ・ラーニングそのものと言える。アクティブ・ラーニングは、学内外を問わず自主的な活動や研修等を通じて深く社会と関わり問題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うための有効な手法であり、また、専攻を横断し体系化されている本学独自の「みらい志向プログラム」にも広く取り入れられている。本学の大きな特色のひとつとして、アイヌの歴史文化を本格的に学ぶことができる専攻を有し、正課教育のほかにも「一般社団法人札幌大学ウレシパクラブ」との共働によりアイヌ文化の継承と理解促進に向けた取り組みを推進している。令和2(2020)年にはアイヌ民族に関する教育研究成果をもとに「札幌大学アイヌ文化教育研究センター」を設立、令和4(2022)年には民族共生象徴空間(ウポポイ)を運営する「公益財団法人アイヌ民族文化財団」と連携協定を締結した。さらに、「みらい志向プログラム」においても「アイヌ文化スペシャリスト養成プログラム asir(アシリ)」を開設した。このように、本学の

強みを活かした教育及び地域との連携活動を通じて、学生は地域社会との関わりを深め、 新たな価値を創りだす力を身につけている。

以下、本学の地域連携に関する取り組みの事例である。

- 1. 高大地連携
 - (1) むかわ連携「むかわ町・鵡川高校」との連携(令和4(2022)年度)
 - (2) 夕張連携「夕張市・夕張高校」との連携(令和5(2023)年度)
 - (3) 松前連携「松前町・松前高校」との連携(令和5(2023)年度)
- 2. 高大接続
 - (1) 北海道札幌丘珠高校との連携
 - (2) 札幌新陽高校との連携
 - (3) 北海道網走南ヶ丘高校との連携
 - (4) 北海道鵡川高校との連携【再掲(高大地「むかわ連携」との関り)】
 - (5) 北海道夕張高校との連携【再掲(高大地「夕張連携」との関り)】
 - (6) 北海道松前高校との連携【再掲(高大地「松前連携」との関り)】
- 3. 地域との連携
 - (1) むかわ町との取組み
 - (2) 美幌町との連携に向けた取組み
 - (3) 松前町(観光協会・東急不動産) との連携に向けた取組み
 - (4) 留萌市との連携に向けた取組み
- 4. 大学間との連携
 - (1) 松本大学、鹿児島国際大学との三大学連携に係る取組み
 - (2) 北海道文教大学との連携
 - (3) 北海道科学大学、北海道文教大学との三大学連携に係る取組み【再掲(高大地連携「夕張連係」との関り)】
- 5. 自治体・民間企業・教育機関等との連携
 - (1) 北海道
 - (2) 北海道議会
 - (3) 公益財団法人アイヌ民族文化財団
 - (4) サツドラホールディングス株式会社
 - (5) コープさっぽろ、北海道文教大学
 - (6) 学校法人田中学園
 - (7) 三重県松阪市
 - (8) 北海道バスケットボールクラブ (レバンガ北海道)

これらの地域貢献活動は、令和 4(2022)年 6 月に設置した地域連携センターが中心となり取り組んでいる。活動後の報告は、ニューズレターとして記事をまとめ、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で 28 刊を発刊 (特別編、番外編を除く)している。参加学生や担当教員、プログラムに係る事務職員へのヒアリングを行い、取り組みに関する感想等や次の取り組みに向けた改善策、向上策を検討し、次のステップに反映するなど、常にアップデートを

することを心掛けている。

また、高・大・地「むかわ連携」の取り組みについては、令和 4(2022) 年度内閣府「関係人口創出・拡大のための中間支援モデル構築事業」にも採択されており、共同実施団体が行うアンケート調査により、学生の成長に関するエビデンスともなっている。加えて、連携先の高校や町、参加している学生が行う授業評価アンケートなどを参考に、次年度以降のプログラム運営に反映するなどの取り組みも行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

開学以来、建学の精神「生気あふれる開拓者精神」に基づき、地域に貢献する人材育成に努めてきた。平成25(2013)年の「地域共創学群」への改組という大きな改革時にあっても「地域共創力」を身につけた人材、すなわち「他者と協働して地域の新たな価値を創造する」人材の育成を掲げ、現在に至っている。この間、地域との関係を育むことを大切にし、本学が所在する西岡地区をはじめとする豊平区、札幌市、北海道との地域連携活動に携わってきた。現在は地域連携センターが地域貢献活動・交流の拠点となり、本学学生が時に授業の一環として、また、時にボランティアとして地域貢献活動に参加しており、今後においても一層の地域貢献活動への参加と交流の活性化を目指していく。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 A-1-1】札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 1 「toかわ町と北海道鵡川高等学校との連携事業」
- 【資料 A-1-2】札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 2 「札幌大学×美幌町の連携」
- 【資料 A-1-3】札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 4 「第1回三大学学生交流課題研究会議」
- 【資料 A-1-4】札幌大学地域連携センターニューズレターVol.9 「サツドラホールディングス株式会社との連携事業」
- 【資料 A-1-5】札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 14 「令和 4 年度北海道議会議員との意見交換会」
- 【資料 A-1-6】札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 18 「夕張高等学校と夕張市の連携プロジェクトがスタート」

[基準 A の自己評価]

本学は令和 4(2022)年 6 月に、地域や高校、企業との連携協働により、新たな価値創造と地域課題解決の取り組みを推進する「核」として、地域連携センター(RCC:Regional Cooperation Center)を開設した。本センターでは、高校や大学、行政、企業などの包括連携協定先との協働事業をはじめ、町内会とのコラボレーション企画など、幅広い取り組みを進めている。地域が抱える課題の解決に取り組み、地域社会を支える次世代の担い手を育成することは、大学に課せられた極めて重要な責務であると考えており、本学が掲げ

る教育目標である「地域共創力」を身につけた人材の育成を基本に、大学と地域社会を繋ぐ役割を果たしている。

また、本学の人材や知的資源を活かして地域社会のニーズに応え、地域に根差した大学として地域貢献活動に取り組んでいる。

以上のことから、本学は「基準A」を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 開学以来 地域文化の向上に貢献してきた札幌大学公開講座

本学の公開講座は、本学開学の昭和 42 (1967) 年に北海道新聞社、北海道商工会議所連合会、北海道教育委員会、北海道経営者協会の後援を得て開催した「札幌大学特別教養講座」が前身である。当時は北海道新聞社ホールで開催していたが、昭和 55 (1980) 年からは本学を会場とし、名称を「札幌大学公開講座」とした。以来、地域市民が日常の暮らしを豊かに楽しむためのパソコンやスマートフォンの操作を実践するリテラシーに特化した講座や、北海道の歴史的建造物である札幌時計台を会場に定期開催した「時計台フォーラム」、また北海道の野生生物や自然環境をテーマに北海道森林総合研究所と共催した「合同講座」など、テーマや開催形態が多様かつ地域の特徴を活かしたものして開催してきた。またいずれも北海道立生涯学習推進センターの事業である「ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業」(以下、道民カレッジ)と連携し、受講者が道民カレッジから単位認定を受けることのできる仕組みは、地域市民の生涯教育の一助となっている。コロナ禍を機に動画による発信手法をとったが、時間や距離の制約を受けず、受講者のライフスタイルにあった視聴が可能であることから、受講者の拡大に繋がった。今後も、本学の研究成果の蓄積を地域社会へ向けて還元し続けたい。

2. 過去3年の講座担当講師及び講座テーマ

公開年度	回数	講師	テーマ
令和3(2021)	第一回	時崎 久夫	言語の類型とリズム
	第二回	川上 淳	千島通史の研究
	第三回	アラン・ボゼア	The Labeling system: a unique method to help students write better essays in English (ラベリングシステム:英語でより良いエッセイを書くためのユニークなメソッド)
	第四回	中山 健一郎	「新興国における日系自動車企業の開発知の移転 と協創の研究」 海外開発子会社の人材育成と人材開発
	第五回	武田 佑太	-文化・研究遺産としての歴史資料-
令和4(2022)	第一回	後藤 善久	可算名詞と不可算名詞の指導について -小学校、中学校、高校、大学をつなぐ指導-
	第二回	金 誠	帝国日本の朝鮮人メダリスト: 孫基禎(ソン・ギジョン)のライフヒストリーと 日本・朝鮮
	第三回	張 偉雄	日中文人の明治期 交友録
	第四回	土肥 崇史	寒冷環境と運動 末梢部の冷えに着目して
令和5(2023)	第一回	今井 康人	英語の発信力を強化するレッスン
	第二回	濱田 英人	日本語の感覚と英語の感覚の違いから見えてくる 英語の学習法
	第三回	武者 加苗	北海道における食・観光の研究

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目	
第 83 条	\circ	学則第1条に目的を明記している。	1-1	
		学則第2条に地域共創学群人間社会学域を置くこと、同第8条に		
第 85 条	\bigcirc	学系を置くこと、また、同第 11 条に専攻を置くことをそれぞれ明	1-2	
		記している。		
第 87 条	\circ	学則第31条に修業年限は4年である旨、明記している。	3-1	
第 88 条	\circ	学則第43条に転入学、編入学及び再入学の許可を明記している。	3-1	
第 89 条	\bigcirc	学則第56条第2項に早期卒業制度について明記している。	3-1	
第 90 条	\circ	学則第39条に入学資格を明記している。	2-1	
			3-2	
第 92 条	\bigcirc	学則第16条に明記している。	4-1	
			4-2	
第 93 条	0	学則第 18 条に教授会に相当する教育研究協議会について明記し	4-1	
37 50 X		ている。	4 1	
第 104 条	\bigcirc	学則第57条に学位(学士)の授与について明記している。	3-1	
第 105 条	_	該当なし	3-1	
77 100 AC		本学学生以外の者を対象とする特別の課程は設けていない。	0 1	
第 108 条	_	該当なし	2-1	
第 109 条	0	学則第12条に明記している。	6-2	
3/4 100 3/c		また、「札幌大学自己点検・評価規程」で細部事項を定めている。	° 2	
第 113 条	\bigcirc	学則第14条に明記している。	3-2	
第 114 条	\circ	 学則第 16 条に事務職員を置くことを明記している。	4-1	
3, 111 7		1 MM 10 WICE WINDOWS CE CEEFINE CO.	4-3	
		学則第43条に編入学について定め、さらに学校法人札幌大学入学		
第 122 条	\bigcirc	(編入学) に関する規定第 2 条に編入学することのできる者とし	2-1	
		て高等専門学校を明記している。		
		学則第43条に編入学について定め、さらに学校法人札幌大学入学		
第 132 条	0	(編入学) に関する規定第 2 条に編入学することのできる者とし	2-1	
714 102 7K		·* ·	て修業年限が 2 年以上で、総授業時間が 1,700 時間以上の専門学	<u> </u>
		校の専門課程を修了した者と明記している。		

学校教育法施行規則

子仪仪月本心1	遵守		該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		│ │第 1 項に関する事項は大学学則に明記している(第 2 項、第 3 │	3-1
第4条	0	項は該当しない)。	3-2
		指導要録に相当する学籍情報、成績状況、健康診断記録等は学内シ	
第 24 条	\circ	ステムで厳格に管理している。	3-2
第 26 条		Manufacture of the property of	
第5項	O	学則第37条に明記している。	4-1
第 28 条	0	文書取扱規程に基づいて適切に管理している。	3-2
竺 149 冬		学則第 18 条に教授会に相当する教育研究協議会について明記し	4 1
第 143 条	0	ている。	4-1
第 146 条	0	学則第29条および学則第30条に明記している。	3-1
第 147 条	0	学則第56条第2項に明記している。	3-1
第 148 条	_	該当なし	3-1
第 149 条	\circ	学則第56条第2項に早期卒業に関する要件を明記している。	3-1
第 150 条	0	学則第39条に明記している。	2-1
第 151 条	_	該当なし	2-1
第 152 条	_	該当なし	2-1
第 153 条	_	該当なし	2-1
第 154 条	_	該当なし	2-1
		学則第43条第3項に編入学について規定し、さらに学校法人札幌	
第 161 条	\circ	大学入学(編入学)に関する規程で短期大学を卒業した者の編入学	2-1
		について明記している。	
		学則第43条第3項に編入学について規定し、さらに学校法人札幌	
第 162 条	\bigcirc	大学入学(編入学)に関する規程で短期大学を卒業した者の編入学	2-1
		について明記している。	
第 163 条	\circ	学則第32条に学年の始期及び終期について明記している。	3-2
		学則第53条第2項に科目等履修生について規定し、さらに札幌大	
		学科目等履修生に関する規程で必要な事項を定めており、同規定	
		10条に科目等履修生が履修した授業科目については、試験等によ	
# 100 7 0 0		り学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の	
第 163 条の 2	O	単位を与える。	3-1
		 2 前項の単位修得について、本人の請求により単位修得証明書	
		を交付する。	
		と明記している。	
		該当なし	
第 164 条	_	本学学生以外の者を対象とする特別の課程は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	0	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・	1-2
		I	I

		ポリシーを、大学全体及び各専攻で規定し、大学ホームページにて	2-1	
		公開している。	3-1	
			3-2	
			6-3	
第 166 条		学則第12条に明記している。	6-2	
第 100 采		また、「札幌大学自己点検・評価規程」で細部事項を定めている。	6-2	
			1-2	
	0		2-1	
第 172 条の 2		学則第 14 条に明記している。 また、大学ホームページにて教育研究活動状況を公表している。	3-1	
			3-2	
			5-1	
第 173 条	0	学則第56条に卒業証書の授与について明記している。	3-1	
		学則第43条に編入学について規定しており、さらに学校法人札幌		
第 178 条	\bigcirc	大学入学(編入学)に関する規程で高等専門学校卒業生は 3 年次	2-1	
		編入または2年次編入の該当者である旨、明記している。		
		学則第43条に編入学について規定し、さらに学校法人札幌大学入		
第 100 多	0		学(編入学)に関する規程で、修業年限が 2 年以上で、総授業時	0.1
第 186 条			間が 1,700 時間以上の専修学校の専門課程を修了した者は 3 年次	2-1
		編入または2年次編入の該当者である旨、明記している。		

大学設置基準

	遵守	導守状況の説明	該当
	状況	遠寸状がの説明	基準項目
第1条		学則第 1 条に学校教育法に基づくことを明記している他、他の法	6-2
另 1 未 		令の規定、また大学設置基準も遵守している。	6-3
第2条		学則第9条に学群・学域の教育目標及び人材育成の目的を明記し	1-1
第	0	ている。	1-2
	0	本学のアドミッション・ポリシーを踏まえて、学校法人札幌大学入	
		学者選抜に関する規程で札幌大学に入学する者(以下、入学者)の	
		選抜に関し必要な事項を定めている他、札幌大学委員会に関する	
第2条の2		学務規程第3条第1項に基幹委員会として「学生・入試委員会」	2-1
舟 4 木の 4		を置き、同委員会で入学者選抜に関する事項を審議している。	2-1
		また、入学者選抜の実施に際しては、主管である入試・広報課を中	
		心に学長を試験本部長とする実施組織を全学体制で編成してい	
		る。	
笠 9 冬		学則第 2 条に学部学科制に相当する学群・学域を有することを明	1-9
第3条		記している。	1-2

第 4 条	0	学則第 11 条に学部学科制に相当する専攻を有することを明記している。	1-2
第5条	_	該当なし	1-2
			1-2
第6条	_	該当なし	3-2
			4-2
			2-2
			2-3
		教育研究上の目的を達成するために必要な教育職員及び事務職員	2-4
第7条	\circ	を配置し、適正に運営している。	3-2
		を配直し、適正に連召している。	4-1
			4-2
			4-3
第8条	0	主要授業科目を定め、担当教員を適切に配置している。	3-2
第 6 未		工女汉未行日でため、担当教員を廻りに託直している。	4-2
第9条		該当なし	3-2
分 3 木		授業を担当しない教員は置いていない。	4-2
第 10 条			3-2
(旧第 13	\circ	基幹教員数は、教育研究上適正な人数を維持している。	
条)			4-2
		学則第 13 条に基づき、計画的に FD・SD 研修を行っている。	3-2
第 11 条			3-3
77 11 不			4-2
			4-3
		学則第5条第5項に学長について規定し、学校法人札幌大学学長	
第 12 条	\circ	選考規程で学長の選考に関し必要な事項を定め、第 3 条に学長候	4-1
		補者の資格について明記している。	
第 13 条	\bigcirc	学則第16条に職員として教授を置くことを規定し、学校法人札幌	3-2
N1 10 W		大学教員任用規則第6条に明記している。	4-2
第 14 条	\bigcirc	学則第16条に職員として准教授を置くことを規定し、学校法人札	3-2
77 14 不		幌大学教員任用規則第7条に明記している。	4-2
第 15 条	0	学則第16条に職員として講師を置くことを規定し、学校法人札幌	3-2
分10 木		大学教員任用規則第8条に明記している。	4-2
第 16 条		学則第16条に職員として助教を置くことを規定し、学校法人札幌	3-2
労 10 ボ 	0	大学教員任用規則第9条に明記している。	4-2
第 17 冬		まな 火 ナン 1	3-2
第 17 条	_	該当なし	4-2
笠 10 冬		学則第 10 条に地域共創学群人間社会学域の入学定員は 800 人、	9-1
第 18 条		収容定員は3,200人と明記している。	2-1
L	1		

		ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを定め、	
第 19 条	\circ	カリキュラム・ポリシーを具現化しうる教育課程を編成し、大学ホ	3-2
		ームページにて公開している。	
第 19 条の 2	_	該当なし	3-2
第 20 条	\bigcirc	学則第22条に授業科目について定め、さらに学則第27条に授業	3-2
37 20 X		科目の種類について明記している。	0.2
第 21 条	0	学則第24条に単位の計算方法について明記している。	3-1
第 22 条	\bigcirc	学則第33条に学期について定め、同第2項に「1年間の授業を行	3-2
7,7 22 7,	0	う期間は、35週にわたることを原則とする」と明記している。	0.2
第 23 条		学則第33条に学期について定め、同第1項で学年を春学期と秋学	3-2
<i>3</i> 7 20 X	O	期に分けること[註:それぞれ 16 週相当]を明記している。	5 2
第 24 条	0	教育効果を考慮し、適正な人数で行っている。	2-5
		学則第23条に「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技の	2-2
第 25 条	\circ	いずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」と明記	3-2
		している。	5 2
第 25 条の 2	0	学則第26条及び授業科目ごとにシラバスに明記している。	3-1
第 26 条	_	該当なし	3-2
第 27 条		学則第25条に試験について、また、同第26条に単位の授与につ	3-1
<i>37.21</i> A	O	いて、それぞれ明記している。	
		学則第27条第2項に履修方法について定め、札幌大学履修に関す	3-2
		る規程で必要な事項について定めており、同規定別表第 2 に各年	
第 27 条の 2	\circ	次で年間または学期に履修できる単位数の上限を明記している。	
		履修上限単位は各学期 24 単位とし、前の学期の GPA が 2.5 以上の	
		場合は26単位まで緩和することを明記している。	
第 27 条の 3	_	該当なし	3-1
第 28 条	0	学則第28条に明記している。	3-1
第 29 条	\circ	学則第29条に明記している。	3-1
第 30 条	\circ	学則第30条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	_	該当なし	3-2
第 31 条	0	学則第53条に科目履修生について、同第54条に特別科目等履修	3-1
分 01 术		生について、それぞれ明記している。	3-2
第 32 条	0	学則第56条に卒業について明記している。	3-1
第 33 条	_	該当なし	3-1
		本学は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分行え	2-5
 		る教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休	
第 34 条		息その他に利用するのに適当かつ大学設置基準の規定を大きく上	
		回る校地を有している。	
 		陸上競技場、野球場、第2球技場、サッカー場(FIFA 公認グラウ	2-5
第 35 条	O	ンド)、第1・第2体育館、武道場、弓道場及びテニスコートの各	
-			

		運動施設を有するとともに、講堂 (プレアホール)、課外活動施設	
		(学生サークル会館)、その他の厚生補導施設(学生食堂、売店な	
		ど)を有している。	
第 36 条	\bigcirc	教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務	2-5
711		室を備えた校舎を有している。	
		約 240,000 平方メートルのキャンパスを有し、大学設置基準でい	2-5
		う「収容定員×10 平方メートル」(=3,200 名×10 平方メートル	
第 37 条	\circ	→32,000 平方メートル)を十分満たしている。	
		このことは事業報告書にも記載をしており、大学設置基準の規定	
		を大きく上回る校地を有している。	
第 37 条の 2	0	校地・校舎は大学設置基準を大きく上回る面積を有している。	2-5
		学則第64条に図書館について明記し、図書、学術雑誌、視聴覚資	2-5
		料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備	
第 38 条	\circ	えている。また、専門的職員を配置し、学術情報を提供し、教育研	
		究を促進できる閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を	
		備えている。	
total a a late		該当なし	2-5
第 39 条	_	本条の表に掲げられている附属施設はない。	
tota - to	_	該当なし	2-5
第 39 条の 2		本条に定められている薬学実務実習に必要な施設はない。	
第 40 条	0	機械、器具及び標本については適正に備えている。	2-5
第 40 条の 2	_	該当なし	2-5
		教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5
第 40 条の 3	\circ	教育研究について、毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図って	4-4
		いる。	
tota i a for		大学、学部・学科に相当する本学の学群・学域の名称は、適当であ	
第 40 条の 4	0	るとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	_	該当なし	3-2
第 42 条	_	該当なし	1-2
第 42 条の 2	_	該当なし	2-1
第 42 条の 3	_	該当なし	4-2
第 42 条の 4	_	該当なし	3-2
第 42 条の 5	_	該当なし	4-1
第 42 条の 6	_	該当なし	3-2
第 42 条の 7	_	該当なし	2-5
第 42 条の 8	_	該当なし	3-1
第 42 条の 9	_	該当なし	3-1
第 42 条の 10	_	該当なし	2-5
第 43 条	_	該当なし	3-2
	1	<u> </u>	l

	共同教育課程は実施していない。	
_	該当なし	3-1
	共同教育課程は実施していない。	0.1
	該当なし	0.1
_	共同教育課程は実施していない。	3-1
	該当なし	3-2
_	共同教育課程は実施していない。	4-2
	該当なし	0.5
_	共同教育課程は実施していない。	2-5
	該当なし	0.5
_	共同教育課程は実施していない。	2-5
	該当なし	0.5
_	共同教育課程は実施していない。	2-5
_	該当なし	3-2
	本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。	3-2
_	該当なし	4.0
	本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。	4-2
	該当なし	4.0
_	本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。	4-2
	該当なし	1.0
_	本学に外国に学部等は設けていない。	1-2
_	該当なし	2-5
		2-5
_	該当なし	3-2
		4-2
		 共同教育課程は実施していない。 該当なし 共同教育課程は実施していない。 該当なし 共同教育課程は実施していない。 該当なし 共同教育課程は実施していない。 該当なし 共同教育課程は実施していない。 該当なし 共同教育課程は実施していない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に工学に関する学部(学部に相当する組織を含む)はない。 該当なし 本学に外国に学部等は設けていない。 該当なし

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		学則第 56 条に卒業について定め、同第 56 条第 1 項に「卒業を認	
		定した者には、卒業証書を授与する」と明記しており、また、同 57	
第2条	\circ	条で学位授与について「卒業証書を授与された者には、次の区分に	3-1
		従って[註:専攻と学位の名称の区分(一例:経済学専攻であれば、	
		学士(経済学))]に従って学士の学位を授与する」と明記している。	

		学則第 57 条に			
		には、次の区分り	こ従って学士の学位を授与	する」と明記している。	
		学群・学域	専攻	学位	
		地域共創学群	経済学専攻	学士 (経済学)	
		人間社会学域	経営学専攻	学士 (経営学)	
第 10 条	\circ		法学専攻	学士 (法学)	3-1
			英語専攻	学士 (英語)	
			ロシア語専攻	学士 (ロシア語)	
			歷史文化専攻	学士 (文化学)	
			日本語・日本文化専攻	学士 (文化学)	
			スポーツ文化専攻	学士 (文化学)	
			リベラルアーツ専攻	学士 (文化学)	
第 10 条の 2	_	該当なし			3-1
第 13 条		学則第57条に学位授与について定め、札幌大学学位規程で、学位		3-1	
为10 木		の授与のために必要な事項について明記している。		ე <u>-</u> 1	

私立学校法

	遵守	** 中小 *** 0.0	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第 24 条		寄附行為および学校法人札幌大学ガバナンス・コードで学校法人の	E-1
第 24 米)	責務を定め、教育の質向上を図っている。	5-1
		寄附行為第6条に役員[註:理事及び監事]について定め、同第8条	
第 26 条の 2	\circ	で監事の選任について定め、特に「利益相反を適切に防止すること	5-1
		ができる者を選任するものとする」と明記している。	
第 33 条の 2		寄附行為第40条に備置き及び請求があった場合の閲覧について明	5-1
第 55 未9 Z		記している。	9-1
		寄附行為第6条に次の役員を置くと定め、理事11人以上13人以	5-2
第 35 条	\bigcirc	内、また、監事2人と明記し、また、理事のうち1名を理事長とす	5-3
		る旨を明記している。	อง
第 35 条の 2		役員の就任にあたっては「就任承諾書」を交わし、寄附行為の説明	5-2
另 30 未 07 Z)	を行っている。	5-3
第 36 条	\circ	寄附行為第17条に理事会について明記している。	5-2
第 37 条		寄附行為第 12 条に理事長の職務について、同第 13 条に専任の理	5-2
匆 37 未		事の職務について、同第14条に理事の代表権の制限について、同	5-3

		第15条に理事長の職務の代理及び代行について、また、同第16条	
		に監事の職務について、それぞれ明記している。	
total and Az		寄附行為第7条に理事の選任について、同第8条に監事の選任に	
第 38 条		ついて、それぞれ明記するとともに、監事の選任については、「監	5-2
		事選考委員会」を立ち上げ厳正に選任を行っている。	
		寄附行為第8条に監事の選任について定め、この中で「監事は、こ	
第 39 条	\bigcirc	の法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む)、評議員又	5-2
		は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって(以	
		下、略)」と記載して、監事の兼職ができない旨、明記している。	
第 40 条	0	寄附行為第10条に明記している。	5-2
第 41 条	\circ	寄附行為第24条に評議員会について明記している。	5-3
第 42 条	\bigcirc	寄附行為第26条に理事長において、あらかじめ評議員会の意見を	5-3
<i>37</i> 42 A		聴かなければならない事項について明記している。	0 0
第 43 条	\circ	寄附行為第27条に明記している。	5-3
第 44 条	0	寄附行為第28条に評議員の選任について明記している。	5-3
		寄附行為第21条、同第22条及び同第23条に役員の学校法人に対	
the 11 th to 0		する損害賠償責任について明記している。	5-2
第 44 条の 2	0	また、学校法人札幌大学ガバナンス・コードで役員の損害賠償責任	5-3
		について明記している。	
ptr 11 M C S		学校法人札幌大学ガバナンス・コードで役員の損害賠償責任につい	5-2
第 44 条の 3	0	て明記している。	5-3
total A A A Company		学校法人札幌大学ガバナンス・コードで役員の連帯責任について明	5-2
第 44 条の 4	\circ	記している。	5-3
tota Ar			5-2
第 44 条の 5		寄附行為第 22 条第 2 項に明記している。	5-3
第 45 条	0	寄附行為第48条に明記している。	5-1
		寄附行為第37条に予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な	
		計画の作成要領について明記している。	1-2
第 45 条の 2		 また、学校法人札幌大学ガバナンス・コードで「認証評価を踏まえ	5-4
		 て中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計	6-3
		 画の検討・策定をする」旨、明記している。	
第 46 条	0	寄附行為第39条に明記している。	5-3
第 47 条	0	寄附行為第40条に明記している。	5-1
	_		5-2
第 48 条	0	寄附行為第 42 条に明記している。	5-3
第 49 条	0	寄附行為第44条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	0	寄附行為第41条に明記している。	5-1
<u> </u>		<u> </u>	<u>l</u>

学校教育法 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	0	大学院学則第1条に明記している。	1-1
第 100 条	\circ	大学院学則第2条に大学院の組織について定め、「地域・文化学研	1-2
7,7 100 X)	究科」を置く旨、明記している。	1 2
第 102 条	\circ	大学院学則第18条に入学資格について明記している。	2-1

学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度寸仏がの説明	基準項目
第 155 条	\circ	大学院学則第18条に入学資格について明記している。	2-1
第 156 条	\bigcirc	大学院学則第18条に入学資格について明記している。	2-1
第 157 条		該当なし	2-1
		飛び級制度を設けていない。	
第 158 条		該当なし	2-1
		飛び級制度を設けていない。	
第 159 条		該当なし	2-1
		飛び級制度を設けていない。	
第 160 条		該当なし	2-1
	_	飛び級制度を設けていない。	

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		札幌大学学則第3条に札幌大学に大学院を置くことを明記してい	
第1条		る。札幌大学大学院学則で必要な事項を定め、他の法令の規定、ま	6-2
- 第 1 未 		た大学院設置基準も遵守し、教育の質保証の向上を図ることに努	6-3
		めている。	
第1条の2		大学院学則第6条に本大学院に設置する研究科の教育目標及び人	1-1
第1米の2		材育成の目的について明記している。	1-2
第1冬の9		アドミッション・ポリシーを定め、本学大学院ホームページ及び学	0-1
第1条の3		生便覧で公表している。	2-1

		1 24 17 17 14 15 15 17 1 17 1 17 1 17 1 17	
		入学者選抜の実施に際しては、主管である教務課を中心に大学院	
第2条		長を試験本部長とする実施組織を編成している。 大学院学則第5条に修士課程について明記している。	1-2
第2条の2		該当なし	
			1-2
竺 9 夕		大学院学則第5条に修士課程の目的及び教育目標並びに人材育成の日始について明記しているは、日常則第10条に修士課程の標準	1-2
第3条		の目的について明記している他、同学則第16条に修士課程の標準	
ht 1 h		修業年限を2年とする旨、明記している。	1.0
第4条	<u> </u>	該当なし	1-2
tata be		大学院学則第2条に札幌大学に地域・文化学研究科文化学専攻を	1-2
第5条		置くことを明記しており、教育研究実施組織として適当な規模内	
		容を有している。	
第6条		大学院学則第 2 条に札幌大学に地域・文化学研究科文化学専攻を 	1-2
		置くことを明記している。	
		研究科を組織するに当たって、大学院学則第2条で明記している。 	1-2
第7条		また、本学研究科の組織がその目的にふさわしいものとなるよう	
		十分配慮している。	
			1-2
第7条の2	_	該当なし	3-2
			4-2
			1-2
第7条の3	_	該当なし	3-2
			4-2
			2-2
		十一学院学用第4条に研究科目も、同第6条に研究科系具会もなる	2-3
		大学院学則第4条に研究科長を、同第9条に研究科委員会をそれ	2-4
第8条	\circ	ぞれ置くことを明記しており、適切に運用されている。 ************************************	3-2
		また、本学事務局に、大学院の事務を遂行するための組織を設けて	4-1
		いる。	4-2
			4-3
the o		本学大学院に配置する教員については、教員採用規程における選	3-2
第9条		考基準に従って適切に配置している。	4-2
			3-2
holes a try		 本学大学院では、学部と連携して FD 研修 (SD 研修を含む) を実施	3-3
第9条の3		している。	4-2
			4-3
		大学院学則第7条に「地域・文化学研究科文化学専攻の収容定員	2-1
第 10 条		は20人とする」旨、明記している。	
		大学院における3つのポリシー (「教育課程の編成方針」を含む)	3-2
第 11 条	0	を定めて、本学大学院ホームページおよび学生便覧で公表してい	

		ప 。	
		大学院学則第 10 条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位	2-2
第 12 条	\bigcirc	論文の作成等に関する指導 (=研究指導) によっておこなうものと	3-2
		する」と定め、TA(Teaching Assistant)制度を整備している。	
## 10 M		大学院学則第 10 条に「教育方針について」、同第 31 条に「修士課	2-2
第 13 条	\bigcirc	程の修了要件」について明記している。	3-2
		大学院ホームページで、本学大学院がこの大学院設置基準第 14 条	3-2
		に定める「教育方法の特例」によって「昼夜開講制」を採用してい	
tota 1 4 MZ		る旨、紹介している。開講時間は、基本的に 5 講時(16 時 20 分	
第 14 条	\bigcirc	~17 時 50 分)、6 講時(18 時~19 時 30 分)および 7 講時(19	
		時 40 分~21 時 10 分)に設定しており、社会人の履修に配慮して	
		いる。	
		大学院ホームページで、教育方針、教育課程と教員一覧、開設科目	3-1
第 14 条の 2	\circ	と講義等の内容(参考)及び地域・文化学研究科のシラバスを公開	
		している。	
			2-2
第 15 条	\bigcirc	大学院学則第 11 条に「授業科目の種類、単位数、履修方法等」を	2-5
免10未		定め適切に運用している。	3-1
			3-2
第 16 条	\circ	大学院学則第31条に明記している。	3-1
第 17 条	_	該当なし	3-1
		大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備え	2-5
第 19 条	\bigcirc	ており、大学院ホームページでも「院生の学修・研究をサポートす	
37 10 A		る施設・設備」について紹介しているとともに、学内掲示等でも広	
		く告知している。	
第 20 条	\circ	機械、器具及び標本については適正に備えている。	2-5
第 21 条		学則第64条に図書館について明記し、図書、学術雑誌、視聴覚資	2-5
		料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備	
	\circ	えている。また、専門的職員を配置し、学術情報を提供し、教育研	
		究を促進できる閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を	
		備えている。	
第 22 条	\bigcirc	必要に応じて、図書室その他の大学の施設及び設備等を共用して	2-5
)	いる。	
第 22 条の 2	_	該当なし	2-5
第 22 条の 3		教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5
	\circ	教育研究について、毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図って	4-4
		いる。	
第 22 条の 4	\bigcirc	本大学院は、令和2(2020)年4月、大学院学則第2条に基づき、	1-1

とができる「地域・文化学」を指向して、現在の地域・文化学研究 料へ名称を変更した。 地域・文化研究科では、日常目にする地域における様々な課題や言語、文化、歴史などの問題について文化学の視点だけではなく、社会科学の視底からも研究する総合的な研究教育体制を構築している。 第 23 条			1 30 a November 1911 (A. 1919) A 1941 A 1942 A 1944	
#城・文化研究科では、日常目にする地域における様々な課題や音語、文化、歴史などの問題について文化学の視点だけではなく、社会科学の視座からも研究する総合的な研究教育体制を構築している。 第 23 条				
### 23条 - 該当なし 2-5 第 32条 - 該当なし 3-2 第 30条 - ○ 章				
 第 23条				
第23条 一 該当なし 1・1 第24条 一 該当なし 2・5 第25条 一 該当なし 3・2 第26条 一 該当なし 3・2 第27条 一 該当なし 4・2 第28条 一 該当なし 3・1 第29条 一 該当なし 2・5 第30条 一 該当なし 3・2 第30条 一 該当なし 3・2 第31条 一 該当なし 3・2 第31条 一 該当なし 3・2 第32条 一 該当なし 3・1 第34条 一 該当なし 2・5 第44条の2 一 該当なし 2・5 第44条の3 一 該当なし 4・2 第42条 一 該当なし 2・3 第542条 一 該当なし 2・3 第642条 一 該当なし 2・3 第642条 一 該当なし 2・3 第545条 一 該当なし 2・4 第545条 一 該当なし 2・4 第545条 一 該当なし 1・2 第545条 ー 該当なし 1・2 第545条 ー 該当なし 1・2 第545条 ー 該当なし 1・2 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>				
 第 24条 一 該当なし 第 25条 一 該当なし 3・2 第 26条 一 該当なし 3・2 第 27条 一 該当なし 3・2 4・2 4・2 第 28条 一 該当なし 3・1 3・2 第 29条 一 該当なし 3・2 第 30条 一 該当なし 3・2 第 30条 一 該当なし 3・2 第 31条 一 該当なし 3・2 第 31条 一 該当なし 3・2 第 33条 一 該当なし 3・1 第 34条 一 該当なし 3・2 第 34条の2 一 該当なし 3・2 第 34条の3 一 該当なし 2・5 第 34条の3 一 該当なし 4・2 第 34条の4 一 該当なし 2・3 第 42条 一 該当なし 2・3 第 42条 一 該当なし 本 1、長期履修制度」は、職業を有しているがの理由により標準修訂を申請を勧めている)。 なお、長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準を手段申請を勧めている)。 なお、長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準を手段限を経えて一定の期間(3 年間または4 年間)にわたり計画的に教育課程のを学を行うもので、この場合の3 年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第 45条 該当なし 第 45条 該当なし 			৩.	1.1
第24条 一 該当なし 3-2 第26条 一 該当なし 3-2 第27条 一 該当なし 3-2 第27条 一 該当なし 2-2 第28条 一 該当なし 3-1 第29条 一 該当なし 2-5 第30条 一 該当なし 3-2 第30条 一 該当なし 3-2 第31条 一 該当なし 3-2 第32条 一 該当なし 3-1 第33条 一 該当なし 3-1 第34条 一 該当なし 3-1 第34条 一 該当なし 3-2 第34条の2 一 該当なし 3-2 第34条の3 一 該当なし 3-2 第34条の6 一 該当なし 3-2 第34条の7 一 該当なし 2-3 第45条 一 該当なし 2-3 第45条 一 該当なし 2-4 第45条 一 該当なし 1-2 第45条 一 該当なし 1-2 第46条 一 該当なし 2-5	第 23 条	_	該当なし	
第25条 一 該当なし 3-2 第26条 一 該当なし 3-2 第27条 一 該当なし 2-2 第28条 一 該当なし 3-1 第29条 一 該当なし 2-5 第30条 一 該当なし 3-2 第30条 一 該当なし 3-2 第31条 一 該当なし 3-2 第31条 一 該当なし 3-1 第33条 一 該当なし 3-1 第34条 一 該当なし 2-5 第34条の2 一 該当なし 3-2 第34条の3 一 該当なし 4-2 第42条 一 該当なし 2-3 大学院としては、社会人特別入学試験人学者を対象とした「長期履修制度」を有しておるが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2-3 第43条 公お、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修丁年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 1-2 第45条 一 該当なし 1-2 第46条 一 該当なし 1-2	the out to		キャル ふ、1	
第26条 一該当なし 3-2 第27条 一該当なし 2-2 第28条 一該当なし 3-1 第29条 一該当なし 2-5 第30条の2 一該当なし 3-2 第31条 一該当なし 3-2 第31条 一該当なし 3-1 第33条 一該当なし 3-1 第34条 一該当なし 2-5 第34条の2 一該当なし 4-2 第34条の3 一該当なし 4-2 第42条 一該当なし 2-3 第42条 一該当なし 4-2 第42条 一該当なし 2-3 第45条 一該当なし 2-4 第45条 一該当なし 2-4 第45条 一該当なし 2-4 第45条 一該当なし 1-2 第46条 一該当なし 1-2				
 第 27条 一 該当なし 第 28条 一 該当なし 第 29条 一 該当なし 第 30条 一 該当なし 第 30条の2 一 該当なし 第 31条 一 該当なし 第 32 第 31条 一 該当なし 第 32 第 33条 一 該当なし 3-1 第 34条 一 該当なし 3-1 第 34条の2 一 該当なし 3-2 第 34条の3 一 該当なし 3-2 第 34条の3 一 該当なし 3-2 第 34条の3 一 該当なし 第 32 第 34条の3 一 該当なし 第 42 第 32 第 34条の3 一 該当なし 第 42 第 32 第 32 第 34条の3 一 該当なし 第 32 第 34条の3 9 2-4 第 34条の3 9 2-5 第 34条の3 9 2-6 第 34条の3 9 2-7 2 32 2 32 3 2 4 2 4 2 4 2<				
第 27条 - 該当なし 2・2 第 28条 - 該当なし 3・1 3・2 第 30条 - 該当なし 2・5 第 30条 - 該当なし 3・2 第 30条 - 該当なし 3・2 第 31条 - 該当なし 3・2 第 31条 - 該当なし 3・1 第 33条 - 該当なし 3・1 第 34条 - 該当なし 3・1 第 34条 - 該当なし 3・1 第 34条 - 該当なし 3・2 第 34条の 2 - 該当なし 3・2 第 34条の 3 - 該当なし 3・2 第 34条の 3 - 該当なし 4・2 第 34条の 5 - 該当なし 4・2 第 42条 - 該当なし 4・2 第 45条 - 該当なし 7・2 が明れまするが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修丁年限(修士課程 2 年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修丁年限を超えて一定の期間(3 年間または 4 年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の 3 年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第 45条 - 該当なし 1・2	第 26 条	_	該当なし 	
第 28条 - 該当なし 3・1 第 29条 - 該当なし 2・5 第 30条 - 該当なし 2・2 第 30条の2 - 該当なし 3・2 第 31条 - 該当なし 3・2 第 32条 - 該当なし 3・1 第 33条 - 該当なし 2・5 第 34条の2 - 該当なし 2・5 第 34条の3 - 該当なし 4・2 第 42条 - 該当なし 2・3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院本の大学院本で明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2・4 第 43条 ○ なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修丁年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 2・4 第 45条 - 該当なし 1・2 第 46条 - 該当なし 1・2	第 27 条	_	該当なし	
第29条 一該当なし 3・2 第30条 一該当なし 2・5 第30条の2 一該当なし 3・2 第31条 一該当なし 3・2 第32条 一該当なし 3・1 第34条 一該当なし 3・1 第34条 一該当なし 2・5 第34条の2 一該当なし 3・2 第34条の3 一該当なし 4・2 第42条 一該当なし 2・3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」は、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」ない、「長期履修制度」は、職業を有しているが、その他の人学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2・4 第43条 公お、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 1・2 第45条 一該当なし 1・2 第46条 一該当なし 2・5				
第 29 条 - 該当なし 2・5 2・2 3・2 3・2 第 30 条 - 該当なし 3・2 3・2 第 30 条 0・2 高 3・2 3・2 第 31 条 - 該当なし 3・2 第 31 条 - 該当なし 3・1 第 33 条 - 該当なし 3・1 第 34 条 - 該当なし 3・1 第 34 条 - 該当なし 3・2 第 34 条 0・2 - 該当なし 3・2 第 34 条 0・2 - 該当なし 3・2 第 34 条 0・3 - 該当なし 4・2 第 42 条 - 該当なし 4・2 第 42 条 - 該当なし 4・2 第 42 条 - 該当なし 4・2 第 45 条 - 該当なし 2・3 第 45 条 - 該当なし 1・2 第 45 条 - 該当なし 1・2 第 46 条 - 該当なし 1・2 2・5				
第29条 - 該当なし 2-5 第30条 - 該当なし 3-2 第30条の2 - 該当なし 3-2 第31条 - 該当なし 3-1 第32条 - 該当なし 3-1 第33条 - 該当なし 2-5 第34条の2 - 該当なし 3-2 第34条の3 - 該当なし 4-2 第42条 - 該当なし 2-3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2-4 第43条 ○ なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 2-4 第45条 - 該当なし 1-2 第46条 - 該当なし 2-5	第 28 条	_	該当なし	
第 30条 - 該当なし 3・2 第 30条の2 - 該当なし 3・2 第 31条 - 該当なし 3・1 第 32条 - 該当なし 3・1 第 33条 - 該当なし 2・5 第 34条 - 該当なし 3・2 第 34条の2 - 該当なし 4・2 第 42条 - 該当なし 2・3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2・4 第 43条 ○ なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 2・4 第 45条 - 該当なし 1・2 第 46条 - 該当なし 1・2				3-2
第 30 条 の 2	第 29 条	_	該当なし	2-5
第 30 条の 2 一 該当なし 3・2	第 30 条	_	 該当なし	
 第 31 条				3-2
 第 32 条		_		3-2
 第 33 条		_		3-2
第34条 - 該当なし 3・2 第34条の2 - 該当なし 4・2 第34条の3 - 該当なし 2・3 第42条 - 該当なし 2・3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 2・4 第43条 公お、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 1・2 第45条 - 該当なし 1・2 第46条 - 該当なし 1・2		_	該当なし	3-1
第34条の2 一 該当なし 4・2 第34条の3 一 該当なし 2・3 第42条 一 該当なし 2・3 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 (日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 第43条 公お、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 1・2 第45条 一 該当なし 1・2 第46条 一 該当なし	第 33 条	_	該当なし	3-1
 第 34 条の 3	第 34 条	_	該当なし	2-5
 第42条 - 該当なし 大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 第43条 ○ なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第45条 - 該当なし 第46条 - 該当なし 	第 34 条の 2	_	該当なし	3-2
大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第45条 - 該当なし 1・2 第46条 - 該当なし	第 34 条の 3	_	該当なし	4-2
修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。 なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第45条 - 該当なし 1-2 第46条 - 該当なし	第 42 条	_	該当なし	2-3
他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等からの奨学金申請を勧めている)。			大学院としては、社会人特別入学試験入学者を対象とした「長期履	
 第43条 ○ なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第45条 一 該当なし 1・2 第46条 			修制度」を有しており大学院ホームページで明示しているが、その	
 第43条 なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準修了年限(修士課程2年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の3年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第45条 該当なし 第46条 該当なし 			他の入学者に対する措置等は特段ない(日本学生支援機構等から	
修了年限(修士課程 2 年間)では大学院教育課程の修了が困難な場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3 年間または 4 年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の 3 年目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第 45 条 - 該当なし 1-2 第 46 条			の奨学金申請を勧めている)。	
場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3 年間または 4 年間)にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の 3 年 目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第 45 条 - 該当なし 1-2 第 46 条 - 該当なし 2-5	第 43 条	0	なお、「長期履修制度」は、職業を有している等の理由により標準	2-4
にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の 3 年 目以降の授業料・施設設備費は免除される。 1・2 第 45 条 一 該当なし 2-5			修了年限(修士課程 2 年間)では大学院教育課程の修了が困難な	
目以降の授業料・施設設備費は免除される。 第 45 条 一 該当なし 1-2 第 46 条 一 該当なし			場合に限り、修了年限を超えて一定の期間(3年間または4年間)	
第45条 - 該当なし 1-2 第46条 - 該当なし			にわたり計画的に教育課程の修学を行うもので、この場合の 3 年	
第 46 条 - 該当なし 2-5			目以降の授業料・施設設備費は免除される。	
第 46 条	第 45 条	_	該当なし	1-2
	<u>————</u> 第 46 冬			2-5
4-2	31 IO V		N2 → 1 × 0	4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守	**ウルフで表出	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第1条			6-2
第 1条			6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2
分 4 未			4-2
第5条			3-2
分 5 未			4-2
			3-2
第 5 条の 2			3-3
			4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2
37 O X			3-2
第9条			2-2
37 0 76			3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
			1-2
			2-2
第 17 条			2-5
<i>∧</i> , ⊥ , <i>∧</i>			3-2
			4-2
			4-3
			1-2
第 18 条			3-1
			3-2
第 19 条			2-1

第20条 2·1 第21条 3·1 第22条 3·1 第23条 3·1 第24条 3·1 第25条 3·1 第26条 3·1 第27条 3·1 第28条 3·1 第29条 3·1 第30条 3·1 第31条 3·2 第32条 3·2 第33条 3·1 第34条 3·1 第42条 6·2 6·3 6·2 6·3 6·2 6·3 6·2			
第 22 条 3·1 第 23 条 3·1 第 24 条 3·1 第 25 条 3·1 第 26 条 3·1 第 27 条 3·1 第 28 条 3·1 第 29 条 3·1 第 30 条 3·1 第 31 条 3·2 第 32 条 3·2 第 33 条 3·1 第 34 条 3·1 第 42 条 6·2	第 20 条		2-1
第 23 条 3·1 第 24 条 3·1 第 25 条 3·1 第 26 条 1·2 第 27 条 3·1 第 28 条 3·1 第 29 条 3·1 第 30 条 3·1 第 31 条 3·2 第 32 条 3·2 第 33 条 3·1 第 34 条 3·1 第 42 条 6·2	第 21 条		3-1
第 24 条 3·1 第 25 条 3·1 1·2 1·2 第 26 条 3·1 第 27 条 3·1 第 28 条 3·1 第 29 条 3·1 第 30 条 3·1 第 31 条 3·2 第 32 条 3·2 第 33 条 3·1 第 34 条 3·1 第 42 条 6·2	第 22 条		3-1
第 25 条 3·1 第 26 条 3·1 第 27 条 3·1 第 28 条 3·1 第 29 条 3·1 第 30 条 3·1 第 31 条 3·2 第 32 条 3·2 第 33 条 3·1 第 34 条 3·1 第 42 条 6·2	第 23 条		3-1
第 26 条 1-2 第 27 条 3-1 第 28 条 3-1 第 29 条 3-1 第 30 条 3-1 第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 24 条		3-1
第 26 条 3·1 第 27 条 3·1 第 28 条 3·1 第 29 条 3·1 第 30 条 3·1 第 31 条 3·2 第 32 条 3·2 第 33 条 3·1 第 34 条 3·1 第 42 条 6·2	第 25 条		3-1
第27条 3·1 第28条 3·1 第29条 3·1 第30条 3·1 第31条 3·2 第32条 3·2 第33条 3·1 第34条 3·1 第42条 6·2			1-2
第 27 条 3-1 第 28 条 3-1 第 29 条 3-1 第 30 条 3-1 第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 26 条		3-1
第 28 条 3-1 第 29 条 3-1 第 30 条 3-1 第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2			3-2
第 29 条 3-1 第 30 条 3-1 第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 27 条		3-1
第 30 条 3-1 第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 28 条		3-1
第 31 条 3-2 第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 6-2 6-2	第 29 条		3-1
第 32 条 3-2 第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 30 条		3-1
第 33 条 3-1 第 34 条 3-1 第 42 条 6-2	第 31 条		3-2
第 34 条 第 42 条 6-2	第 32 条		3-2
第 42 条	第 33 条		3-1
第 42 条	第 34 条		3-1
6-3	 		6-2
	分 44 禾		6-3

学位規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		大学院学則第 31 条に修士課程の修了要件について定め、同第 33	
第3条	\circ	条に修士課程の修了要件を満たした者には修士(文化学)の学位を	3-1
		授与する旨、明記している。	
第4条		該当なし	3-1
第5条	\bigcirc	大学院学則第32条に「学位論文の審査及び最終試験」について明	3-1
がり木)	記している。	9-1
第 12 条	_	該当なし	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

八十些旧教日	<u> </u>		
	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	送り 仏がりがめ	基準項目
第1条			6-2
分 1 木			6-3
第2条			3-2
第3条			2-2
労り木			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2
第 ○宋			4-2
第9条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 冬			2-2
第 11 条			3-2
竺 19 久			6-2
第 13 条			6-3

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

^{※「}遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

[※]大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

- W- X-11		
コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 (紙媒体)	
	学校法人札幌大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE 2025 DIGEST VERSION	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 (紙媒体)	
	札幌大学学則、札幌大学大学院学則	

	学生募集要項、入学者選抜要綱
【資料 F-4】	2024 入学者選抜要項、2024 募集要項札幌大学大学院
	学生便覧
【資料 F-5】	
	複形の C いさ、 区見 「地域 * 文化子切 九杆] 事業計画書
【資料 F-6】	
	2024(令和 6)年度事業計画
【資料 F-7】	事業報告書
	2023 (令和 5) 年度事業報告
▼2欠 W1 □ 0】	アクセスマップ、キャンパスマップなど
【資料 F-8】	SAPPORO UNIVERSITY CAMPUS MAP
	SAPPORO UNIVERSITY ACCESS MAP サースパー学の担告、膨圧パリ相合体(電フニーカ)
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)
	札幌大学規程集
	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料
【資料 F-10】	令和5年度理事・監事名簿及び理事会開催状況
	令和5年度評議員名簿及び評議員会開催状況
	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間)
	資金収支計算書 資金収支内訳表
	人件費支出內訳表活動区分資金収支計算書
	事業活動収支計算書事業活動収支内訳表
	貸借対照表
【資料 F-11】	固定資産明細表借入金明細表
	基本金明細表 収益事業会計計算書 (2022 年度以降)
	監事監査報告書
	履修要項、シラバス(電子データ)
【資料 F-12】	履修のてびき、シラバス講義要綱
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)
	札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)
【資料 F-14】	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)
	該当なし
	NO -1.00

基準 1. 使命•目的等

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
1-1. 使命•目的及	1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人札幌大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ	
【資料 1-1-2】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-1-3】	札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」		
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映			
【資料 1-2-1】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ	
【資料 1-2-2】	札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」	【資料 1-1-3】と同じ	

基準 2. 学生

基準 2. 字生 ┌────	基準項目	
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入オ		,,,,,
【資料 2-1-1】	アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	2024 入学者選抜要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	札幌大学ホームページ(入学者数、定員、在学者数、収容定員 充足率)	
【資料 2-1-5】	札幌大学、札幌大学大学院における入学者数、収容定員の推移	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	札幌大学委員会に関する規程	
【資料 2-2-2】	札幌大学教務委員会に関する学務要領	
【資料 2-2-3】	令和6年度第2回教務委員会議事録	
【資料 2-2-4】	令和5年度第3回教育研究協議会議事録	
【資料 2-2-5】	令和 5 年度第 14 回教育研究協議会議事録	
【資料 2-2-6】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	令和5年度第10回教務委員会議事録	
【資料 2-2-8】	令和5年度第6回教務委員会議事録	
【資料 2-2-9】	総合学生支援システム『アイトス』マニュアル	
【資料 2-2-10】	令和5年5月15日付報告書「教職員教職協働研修会について」	
【資料 2-2-11】	令和5年度第27回教育研究協議会議事録	
【資料 2-2-12】	令和6年4月23日付稟議書「令和6年度基盤教育科目「日本 語リテラシー」に係るSA及びTAについて」	
【資料 2-2-13】	学校法人札幌大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-14】	学校法人札幌大学スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-15】	総合学生支援システム『アイトス』マニュアル	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-2-16】	シラバス講義要綱	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-17】	令和5年11月24日付稟議書「令和6年度シラバス作成依頼に ついて」	
【資料 2-2-18】	令和 5 年度第 19 回教育研究協議会議事録	
【資料 2-2-19】	札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規 程	
2-3. キャリア支持	N TO THE PARTY OF	
【資料 2-3-1】	令和 5(2023)年度就職講座参加人数一覧	
【資料 2-3-2】	令和5年7月3日付報告書「令和5年6月開催「学内企業説明 会」について」	
【資料 2-3-3】	2023 資格取得講座委託契約書(13 講座分)	
【資料 2-3-4】	札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-3-5】	就職支援体制	
【資料 2-3-6】	令和5年6月14日付稟議書「教員発案型授業Bの運営について」(S-wingフォーラム)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	札幌大学奨学生規程	
【資料 2-4-2】	学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程	
【資料 2-4-3】	札幌大学課外活動優秀者支援(奨学金)申請書、確認書	
【資料 2-4-4】	課外活動推進に関わる経費補助取扱要領	
【資料 2-4-5】	課外活動推進小委員会要領	
【資料 2-4-6】	札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規 程	【資料 2-2-19】と同じ

【資料 2-4-7】	札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領	
【資料 2-4-8】	2023 年度健康管理業務報告書第 38 号	
【資料 2-4-9】	札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告 2023	
【資料 2-4-10】	学校法人札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規 程	
【資料 2-4-11】	学校法人札幌大学私費外国人留学生奨学金規程	
【資料 2-4-12】	学校法人札幌大学私費外国人留学生の身元保証等に関する規程	
2-5. 学修環境の塾	&備	
【資料 2-5-1】	札幌大学キャンパス整備の方向	
【資料 2-5-2】	札幌大学新体育館の整備について	
【資料 2-5-3】	令和5年度 防火・防災訓練について (通知)	
【資料 2-5-4】	令和5年度 防火・防災訓練実施要領	
【資料 2-5-5】	札幌大学ホームページ (図書館)	
【資料 2-5-6】	札幌大学ホームページ (情報メディアセンター)	
【資料 2-5-7】	札幌大学キャンパス整備の方向	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 2-5-8】	令和6年2月21日付稟議書「英語のプレイスメントテストについて」	
2-6. 学生の意見・	・要望への対応	
【資料 2-6-1】	令和 5 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 2-6-2】	令和 5 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 2-6-3】	令和 5 年度第 3 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 2-6-4】	令和5年度第7回FD・SD委員会議事録	
【資料 2-6-5】	令和 5 年度第 11 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 2-6-6】	札幌大学ホームページ(教育改善活動 (FD 活動))	
【資料 2-6-7】	札幌大学学生総合支援センター「SUPOT」活動報告 2023	【資料 2-4-9】と同じ
【資料 2-6-8】	学校法人札幌大学新型コロナウイルス感染症緊急総合対策に 関する規程	
【資料 2-6-9】	学校法人札幌大学家計急変等奨学金に関する規程	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 2-6-10】	札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-6-11】	札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-6-12】	札幌大学ホームページ (ようこそ、学長室へ! 2024.02.08 付)	
【資料 2-6-13】	令和6年3月7日付稟議書「アセスメントテスト(GPS-Academic) について」	
【資料 2-6-14】	GPS-Academic 設問一覧	
【資料 2-6-15】	令和5年度第5回FD・SD委員会議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、4	三 業認定、修了認定	
【資料 3-1-1】	札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	札幌大学大学院ホームページ(研究科(修士課程)の概要)	
【資料 3-1-4】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 27、地域・文化学研究科の教育理 念・目標、教育方針について)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	札幌大学学位規程	
【資料 3-1-7】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	シラバス講義要綱	【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-9】	令和5年度第9回教育研究協議会議事録	
【資料 3-1-10】	札幌大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 29-63、シラバス)	
【資料 3-1-12】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-13】	札幌大学履修に関する規程	
		 【資料 2-2-8】と同じ
【資料 3-1-14】	令和 5 年度第 6 回教務委員会議事録	【質料 2-2-8】 と同し
【資料 3-1-15】	令和3年度第18回教育研究協議会議事録	L/minio a al 1 El 19
【資料 3-1-16】	札幌大学学位規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-1-17】	札幌大学大学院「便覧」(p. 68、学生生活の手引 5. 学位授与)	【資料 3-1-4】と同じ
3-2. 教育課程及で		
【資料 3-2-1】	札幌大学ホームページ (3 つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-4】	札幌大学大学院ホームページ(研究科(修士課程)の概要)	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-5】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 27、地域・文化学研究科の教育理	【資料 F-5】と同じ
	念・目標、教育方針について)	
【資料 3-2-6】	令和3年度第24回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-7】	令和3年度第28回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-8】	札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性	
【資料 3-2-9】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	令和5年11月24日付稟議書「令和6年度シラバス作成依頼に ついて」	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 3-2-11】	令和5年度第9回教育研究協議会議事録	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-12】	令和5年度第10回教育研究協議会議事録	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-2-13】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 27、地域・文化学研究科の教育理 念・目標、教育方針について)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-14】	ディプロマ・ポリシーの改正案について (2020.12.11付)	
【資料 3-2-15】	カリキュラム・ポリシーの改正案について(2021.8.2付)	
【資料 3-2-16】	札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-2-17】	履修のてびき	 【資料 F-5】と同じ
	令和5年11月24日付稟議書「令和6年度シラバス作成依頼に	
【資料 3-2-18】	ついて」	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 3-2-19】	令和5年度第16回教務委員会議事録	
【資料 3-2-20】	札幌大学履修に関する規程	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-2-21】	令和5年度第15回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-22】	令和5年度第10回教育研究協議会議事録	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-2-23】	令和5年度第12回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-24】	令和5年度第31回教育研究協議会議事録	
【資料 3-2-25】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 23-26、科目ナンバーについて)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-26】	札幌大学大学院「便覧」 (p. 29-63、シラバス)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-27】	履修のてびき	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-28】	令和 5 年度第 15 回教育研究協議会議事録	【資料 3-2-21】と同じ
【資料 3-2-29】	令和5年11月24日付稟議書「令和6年度シラバス作成依頼に ついて」	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 3-2-30】	令和 5 年度春学期「学生による授業改善アンケート(中間)」 全体集計	
【資料 3-2-31】	令和5年度秋学期「学生による授業改善アンケート(中間)」 全体集計	
【資料 3-2-32】	令和 5 年度第 10 回教育研究協議会議事録	【資料 3-2-3】と同じ
	THE TOTAL TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	

【資料 3-2-33】	令和 5 年 9 月 14 日付稟議書「令和 5 年度秋学期基盤教育科目	
【貝科 3-2-33】	「アクティブ研修Ⅰ~Ⅷ」について」	
【資料 3-2-34】	札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 4 年度第 24 回教育研究協議会議事録	
【資料 3-3-2】	令和 4 年度第 24 回教育研究協議会議事録	【資料 3-3-1】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準 4. 教員 ● 職員 基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	 備考
4-1. 教学マネジン	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【資料 4-1-1】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	令和6年度第1回教育研究協議会議事録	
【資料 4-1-4】	教育研究協議会規程	
【資料 4-1-5】	学系会議に関する規程	
【資料 4-1-6】	札幌大学委員会に関する規程	
【資料 4-1-7】	札幌大学教務委員会に関する学務要領	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-8】	札幌大学学生・入試委員会に関する学務要領	
【資料 4-1-9】	札幌大学就職委員会に関する学務要領	
【資料 4-1-10】	札幌大学国際交流委員会に関する学務要領	
【資料 4-1-11】	札幌大学学術委員会に関する学務要領	
【資料 4-1-12】	札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領	【資料 3-2-34】と同じ
【資料 4-1-13】	札幌大学教職委員会に関する要領	
【資料 4-1-14】	札幌大学新学修システム委員会に関する要領	
【資料 4-1-15】	札幌大学地域連携センター運営委員会に関する要領	
【資料 4-1-16】	札幌大学教学 IR 委員会に関する要領	
【資料 4-1-17】	札幌大学アクセシビリティ支援委員会に関する要領	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 4-1-18】	学校法人札幌大学組織規程	
【資料 4-1-19】	札幌大学委員会に関する規程	【資料 4-1-6】と同じ
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	学校法人札幌大学教員任用規則	
【資料 4-2-2】	学校法人札幌大学教員選考規程	
【資料 4-2-3】	札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領	【資料 3-2-34】と同じ
4-3. 職員の研修	,	
【資料 4-3-1】	札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領	【資料 3-2-34】と同じ
【資料 4-3-2】	札幌大学人材育成方針	
【資料 4-3-3】	札幌大学人材育成方針に基づく人材育成の取り組み	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	札幌大学総合研究所規程	
【資料 4-4-2】	札幌大学ロシア文化センター運営要領	
【資料 4-4-3】	札幌大学アイヌ文化教育研究センター運営要領	
【資料 4-4-4】	札幌大学―広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター 運営要領	
【資料 4-4-5】	札幌大学英語教育研究センター運営要領	
【資料 4-4-6】	札幌大学ホームページ(札幌大学総合研究所刊行物-札幌大学 研究紀要)	
【資料 4-4-7】	札幌大学学術情報リポジトリ	
【資料 4-4-8】	学校法人札幌大学留学研修規程	
【資料 4-4-9】	札幌大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程	

【資料 4-4-10】	札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動 における不正行為防止に関する基本方針	
【資料 4-4-11】	令和 6(2024)年度札幌大学における公的研究費等の不正防止計 画	
【資料 4-4-12】	札幌大学における人を対象とする研究に関しての倫理規程	
【資料 4-4-13】	人を対象とする研究に関しての倫理審査委員会要領	
【資料 4-4-14】	令和6年度個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-15】	個人研究費及びその他研究出張の手続き・留意事項に関する申し合わせ	
【資料 4-4-16】	学会発表旅費補助の運用に関する申し合わせ事項	
【資料 4-4-17】	学校法人札幌大学研究助成規程	
【資料 4-4-18】	札幌大学指定研究(学長政策)取扱要領	
【資料 4-4-19】	札幌大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程	
【資料 4-4-20】	札幌大学における科学研究費助成事業事務取扱要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と	: 誠実性	
【資料 5-1-1】	学校法人札幌大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	札幌大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人札幌大学就業規則	
【資料 5-1-4】	学校法人札幌大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-5】	学校法人札幌大学ガバナンス・コードの点検について	
【資料 5-1-6】	令和 4 (2022) 年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検 報告書	
【資料 5-1-7】	学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人札幌大学情報の公開及び開示に関する取扱要領	
【資料 5-1-9】	学校法人札幌大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人札幌大学ガバナンス・コードの点検について	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-1-11】	令和 4 (2022) 年度 学校法人札幌大学ガバナンス・コード点検 報告書	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-1-12】	学校法人札幌大学ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-13】	学校法人札幌大学ハラスメント苦情相談員に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人札幌大学ハラスメント調査委員会に関する規程	
【資料 5-1-15】	ハラスメントの防止等に関する指針	
【資料 5-1-16】	札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-17】	ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針	
【資料 5-1-18】	人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程	
【資料 5-1-19】	学校法人札幌大学安全衛生管理規程	
【資料 5-1-20】	学校法人札幌大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-21】	学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-22】	学校法人札幌大学個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-23】	学校法人札幌大学危機管理規程	
【資料 5-1-24】	暖房システムの考え方	
【資料 5-1-25】	札幌大学ホームページ(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく学校法人札幌大学 一般事業主行動計画)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人札幌大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人札幌大学理事会会議規則	
·		

【資料 5-2-3】	学校法人札幌大学常勤理事会運営規則			
【資料 5-2-4】	学校法人札幌大学学長選考規程			
【資料 5-2-5】	学校法人札幌大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-4】と同じ		
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック				
【資料 5-3-1】	学校法人札幌大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ		
【資料 5-3-2】	学校法人札幌大学常勤理事会運営規則	【資料 5-2-3】と同じ		
【資料 5-3-3】	常勤理事役割分担			
【資料 5-3-4】	学校法人札幌大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ		
【資料 5-3-5】	学校法人札幌大学監事監査規程			
【資料 5-3-6】	学校法人札幌大学内部監査規程			
【資料 5-3-7】	学校法人札幌大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-4】と同じ		
5-4. 財務基盤とり	又支			
【資料 5-4-1】	札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」	【資料 1-1-3】と同じ		
【資料 5-4-2】	事業活動収支見込			
【資料 5-4-3】	2024 (令和 6) 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ		
【資料 5-4-4】	2024(令和 6)年度資金収支予算書			
【資料 5-4-5】	2024(令和 6)年度予算編成方針			
【資料 5-4-6】	2023(令和 5)年度補正予算編成方針			
【資料 5-4-7】	寄付金・補助金・外部資金の獲得状況			
【資料 5-4-8】	過去5年間の経常収支及び期末現預金の状況			
【資料 5-4-9】	貸借対照表の状況と経年比較			
5-5. 会計				
【資料 5-5-1】	学校法人札幌大学経理規程			
【資料 5-5-2】	学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領			
【資料 5-5-3】	学校法人札幌大学固定資産管理規程			
【資料 5-5-4】	資金収支計算書(令和 5(2023)年度)			
【資料 5-5-5】	活動区分資金収支計算書(令和5(2023)年度)			
【資料 5-5-6】	事業活動収支計算書(令和5(2023)年度)			
【資料 5-5-7】	貸借対照表 (令和 5 (2023)年度)			
【資料 5-5-8】	財産目録総括表 令和6(2024)年3月31日現在			
【資料 5-5-9】	独立監査人の監査報告書(令和 4(2022)年度)			
【資料 5-5-10】	監事監査報告書(令和 4(2022)年度)			
【資料 5-5-11】	学校法人札幌大学資金運用に関する規程			
【資料 5-5-12】	学校法人札幌大学資金運用管理委員会規程			
【資料 5-5-13】	学校法人札幌大学監事監査規程	【資料 5-3-5】と同じ		
【資料 5-5-14】	学校法人札幌大学内部監査規程	【資料 5-3-6】と同じ		

基準 6. 内部質保証

基準項目				
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考		
6-1. 内部質保証の組織体制				
【資料 6-1-1】	札幌大学自己点検・評価規程			
【資料 6-1-2】	札幌大学自己点検・評価運営会議要領			
【資料 6-1-3】	札幌大学ホームページ(内部質保証)			
【資料 6-1-4】	札幌大学の内部質保証(PDCA 概念図)			
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価				
【資料 6-2-1】	札幌大学自己点検・評価規程	【資料 6-1-1】と同じ		
【資料 6-2-2】	札幌大学自己点検・評価運営会議要領	【資料 6-1-2】と同じ		
【資料 6-2-3】	札幌大学外部評価要領			

【資料 6-2-4】	札幌大学ホームページ (自己点検・評価報告書)			
【資料 6-2-5】	札幌大学教学 IR 委員会に関する要領			
【資料 6-2-6】	札幌大学 IR に関する規程			
6-3. 内部質保証の機能性				
【資料 6-3-1】	札幌大学教学 IR 委員会に関する要領	【資料 6-2-5】と同じ		
【資料 6-3-2】	札幌大学 IR に関する規程	【資料 6-2-6】と同じ		

基準 A. 地域貢献

基準項目				
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考		
A-1. 地域貢献活動への取り組み				
【資料 A-1-1】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol.1			
	「むかわ町と北海道鵡川高等学校との連携事業」			
【資料 A-1-2】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol.2			
	「札幌大学×美幌町の連携」			
【資料 A-1-3】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol.4			
	「第1回三大学学生交流課題研究会議」			
【資料 A-1-4】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol.9			
	「サツドラホールディングス株式会社との連携事業」			
【資料 A-1-5】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 14			
	「令和4年度北海道議会議員との意見交換会」			
【資料 A-1-6】	札幌大学地域連携センターニューズレターVol. 18			
	「夕張高等学校と夕張市の連携プロジェクトがスタート」			

[※]必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。